

# 官報

## 号外

昭和四十年十二月十一日

### 第五十回 参議院會議録第十四号

昭和四十年十二月十一日(土曜日)

午前一時十九分開議

#### ○議事日程 第十五号

昭和四十年十二月十一日

午前一時開議

第一 日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めの件(衆議院送付)(前会の続)

第二 日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(前会の続)

第三 財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(前会の続)

第四 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出、衆議院送付)(前会の続)

#### ○本日の會議に付した案件

一、日程第一 日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めの件(衆議院送付)(前会の続)

一、日程第二 日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の

漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(前会の続)

一、日程第三 財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(前会の続)

一、日程第四 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出、衆議院送付)(前会の続)

○議長(重宗雄三君) これより本日の會議を開きます。

日程第一ないし第四(前会の続)を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。日韓条約等特別委員会理事草葉隆圓君。(発言する者多く、議場騒然)登壇中の議員は各自の議席にお着き下さい。(議場騒然)草葉隆圓君、御登壇を願います。

#### 審査報告書

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めの件  
右多数をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年十二月四日

日韓条約等特別委員長 寺尾 豊  
参議院議長 重宗 雄三殿

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

昭和四十年六月二十二日に東京で署名された日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定(同協定第一条の実施についての二交換公文を含む)、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定並びに文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定並びに文化財及び文化協力の関係の紛争の解決に関する交換公文は、兩國間の諸懸案を解決し、國交を正常化するための諸取極めであつて、妥当な措置と認められた。

##### 一、費用

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定並びに日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う必要な経費として、昭和四十年年度一般会計補正予算(第2号)において、それぞれ約四億円、十八億円及び約三千九百万円が計上されている。

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めの件  
右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年十一月十二日

衆議院議長 船田 中  
参議院議長 重宗 雄三殿

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めの件  
日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定(同協定第一条の実施についての二交換公文を含む)、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定、文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定並びに文化財及び文化協力の関係の紛争の解決に関する交換公文の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約  
日本国及び大韓民国は、兩國民間の關係の歴史的背景と、善隣關係及び主權の相互尊重の原則に基づく兩國間の關係の正常化に対する相互の希望とを考慮し、兩國の相互の福祉及び共通の利益の増進のため並びに國際の平和及び安全の維持のために、兩國が國際連合憲章の原則に適合して緊密に協力することが重要であることを認め、

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の關係規定及び千九百四十八年十二月十二日に國際連合總會で採択された決議第九十五号(Ⅳ)を想起し、この基本關係に関する条約を締結することに決定し、よつて、その全權委員として次のとおり任命した。

日本国

日本国外務大臣 椎名悦三郎  
高杉 晋一

大韓民国

大韓民国外務部長官 李 東 元  
大韓民国特命全權大使 金 東 祚

これらの全權委員は、互いにその全權委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

両締約国間に外交及び領事関係が開設される。両締約国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両締約国は、両国政府により合意される場所に領事館を設置する。

第二条

千九百二十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。

第三条

大韓民国政府は、国際連合総会決議第九十五号(III)に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。

第四条

(a) 両締約国は、相互の関係において、国際連合憲章の原則を指針とするものとする。  
(b) 両締約国は、その相互の福祉及び共通の利益を増進するに当たつて、国際連合憲章の原則に適合して協力するものとする。

第五条

両締約国は、その貿易、海運その他の通商の関係を安定した、かつ、友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。

第六条

両締約国は、民間航空運送に関する協定を締結

するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。

第七条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、それぞれの全權委員は、この条約に署名調印した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語、韓国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

椎名悦三郎  
高杉 晋一

大韓民国のために

李 東 元  
金 東 祚

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定

日本国及び大韓民国は、  
両国が共通の関心を有する水域における漁業資源の最大の持続的生産性が維持されるべきことを希望し、  
前記の資源の保存及びその合理的開発と発展を図ることが両国の利益に役立つことを確信し、  
公海自由の原則がこの協定に特別の規定がある場合を除くほかは尊重されるべきことを確認し、  
両国の地理的接近性と両国の漁業の交錯から生ずることのある紛争の原因を除去することが望ましいことを認め、  
両国の漁業の発展のため相互に協力することを

希望して、  
次のとおり協定した。

第一条

1 両締約国は、それぞれの締約国が自国の沿岸の基線から測定して十二海里までの水域を自国が漁業に関して排他的管轄権を行使する水域(以下「漁業に関する水域」といふ)として設定する権利を有することを相互に認める。ただし、一方の締約国がこの漁業に関する水域の設定に際し直線基線を使用する場合には、その直線基線は、他方の締約国と協議の上決定するものとする。

2 両締約国は、一方の締約国が自国の漁業に関する水域において他方の締約国の漁船が漁業に従事することを排除することについて、相互に異議を申し立てない。

3 両締約国の漁業に関する水域が重複する部分については、その部分の最大の幅を示す直線を二等分する点とその重複する部分が終わる二点をそれぞれ結ぶ直線により二分する。

第二条

両締約国は、次の各線により囲まれる水域(領海及び大韓民国の漁業に関する水域を除く)を共同規制水域として設定する。

(a) 北緯三十七度三十分以北の東経百二十四度の経線

(b) 次の各点を順次に結ぶ線

(i) 北緯三十七度三十分と東経百二十四度との交点

(ii) 北緯三十六度四十五分と東経百二十四度三十分との交点

(iii) 北緯三十三度三十分と東経百二十四度三十分との交点

(iv) 北緯三十二度三十分と東経百二十六度との交点

(v) 北緯三十二度三十分と東経百二十七度との交点

(vi) 北緯三十四度三十四分三十秒と東経百二十九度二分五十秒との交点

(vii) 北緯三十四度四十四分十秒と東経百二十九度八分との交点

(viii) 北緯三十四度五十分と東経百二十九度四十分との交点

(ix) 北緯三十五度三十分と東経百三十度との交点

(x) 北緯三十七度三十分と東経百三十一度三十分との交点

(xi) 牛岩嶺高頂

第三条

両締約国は、共同規制水域においては、漁業資源の最大の持続的生産性を確保するために必要とされる保存措置が十分な科学的調査に基づいて実施されるまでの間、底びき網漁業、まき網漁業及び六十トン以上の漁船によるさばり漁業について、この協定の不可分の一部をなす附屬書に掲げる暫定的漁業規制措置を実施する。(トンとは、総トン数によるものとし、船内居住区改善のための許容トン数を差し引いたトン数により表示する。)

第四条

1 漁業に関する水域の外側における取締り(停船及び臨検を含む)及び裁判管轄権は、漁船の属する締約国のみが行ない、及び行使する。

2 いずれの締約国も、その国民及び漁船が暫定的漁業規制措置を誠実に遵守することを確保するため適切な指導及び監督を行ない、違反に対する適当な罰則を含む国内措置を実施する。

第五条

共同規制水域の外側に共同資源調査水域が設定される。その水域の範囲及びその水域内で行なわれる調査については、第六条に定める漁業共同委員会が行なうべき勧告に基づき、両締約国間の協議の上決定される。

第六条

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、日韓漁業共同委員会(以下「委員会」といふ)を設置し、及び維持する。

2 委員会は、二の国別委員部で構成し、各国別委員部は、それぞれの締約国の政府が任命する三人の委員で構成する。

3 委員会のすべての決議、勧告その他の決定は、国別委員部の間の合意によつてのみ行なうものとする。

4 委員会は、その会議の運営に関する規則を決定し、必要があるときは、これを修正することができる。

5 委員会は、毎年少なくとも一回会合し、また、そのほかに一方の国別委員部の要請により会合することができる。第一回会議の期日及び場所は、両締約国の間の合意で決定する。

6 委員会は、その第一回会議において、議長及び副議長を異なる国別委員部から選定する。議長及び副議長の任期は、一年とする。国別委員部からの議長及び副議長の選定は、各年においてそれぞれの締約国がそれらの地位に順番に代表されるように行なうものとする。

7 委員会の下に、その事務を遂行するため常設の事務局が設置される。

8 委員会の公用語は、日本語及び韓国語とする。提案及び資料は、いずれの公用語によつても提出することができる。また、必要に応じ、英語によつても提出することができる。

9 委員会がその共同の経費を必要と認めるときは、委員会が勧告し、かつ、両締約国が承認する形式及び割合において両締約国が負担する分担金により、委員会が支払うものとする。

10 委員会は、その共同の経費のための資金の支出を委任することができる。

第七条

1 委員会は、次の任務を遂行する。

(a) 両締約国が共通の関心を有する水域における漁業資源の研究のため行なう科学的調査に

ついて、並びにその調査及び研究の結果に基づき執られるべき共同規制水域内における規制措置について両締約国に勧告する。

(b) 共同資源調査水域の範囲について両締約国に勧告する。

(c) 必要に応じ、暫定的漁業規制措置に関する事項につき検討し、及びその結果に基づき執られるべき措置(当該規制措置の修正を含む)について両締約国に勧告する。

(d) 両締約国の漁船間の操業の安全及び秩序に關する必要な事項並びに海上における両締約国の漁船間の事故に対する一般的な取扱方針につき検討し、並びにその結果に基づき執られるべき措置について両締約国に勧告する。

(e) 委員会の要請に基づいて両締約国が提供すべき資料、統計及び記録を編集し、及び研究する。

(f) この協定の違反に関する同等の刑の細目の制定について審議し、及び両締約国に勧告する。

(g) 毎年委員会の事業報告を両締約国に提出する。

(h) そのほか、この協定の実施に伴う技術的な諸問題につき検討し、必要と認めるときは、執られるべき措置について両締約国に勧告する。

第八条

1 両締約国は、それぞれ自国の国民及び漁船に対し、航行に關する国際慣行を遵守させるため、両締約国の漁船間の操業の安全を図り、かつ、その正常な秩序を維持するため、及び海上における両締約国の漁船間の事故の円滑かつ迅速な解決を図るために適切と認める措置を執るものとする。

2 1に掲げる目的のため、両締約国の関係当局は、できる限り相互に密接に連絡し、協力するものとする。

第九条

1 この協定の解釈及び実施に關する両締約国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

2 1の規定により解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間の後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であつてはならない。

第十条

1 この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

2 この協定は、五年間効力を存続し、その後

は、いずれか一方の締約国が他方の締約国にこの協定を終了させる意思を通告する日から一年間効力を存続する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

附屬書

この協定の第三条に定める暫定的漁業規制措置は、両締約国のそれぞれに適用されるものとし、その内容は、次のとおりとする。

1 最高出漁隻数又は統數(共同規制水域内における操業のため証明書を所持し、かつ、標識を附着して同時に同水域内に出漁している漁船の隻数又は統數の最高限度をいう。)

(a) 五十トン未満の漁船による底びき網漁業について百十五隻

(b) 五十トン以上の漁船による底びき網漁業については、

(i) 十一月一日から翌年の四月三十日までの期間においては二百七十隻

(ii) 五月一日から十月三十一日までの期間においては百隻

(c) まき網漁業については、

(i) 一月十六日から五月十五日までの期間に

大韓民国のために  
李 東 元  
金 東 祚

日本国のために  
椎名悦三郎  
高 杉 晋一

昭和四十年十二月十一日 参議院會議録第十四号

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるとの件(前会の続)外三件

おいては六十統

(ii) 五月十六日から翌年の一月十五日までの期間においては百二十統

(d) 六十トン以上の漁船によるさばつり漁業については十五隻

ただし、操業期間は六月一日から十二月三十一日までとし、操業区域は大韓民国の慶尚北道と慶尚南道との境界線と海岸線との交点と北緯三十五度三十分と東経百三十三度との交点とを結ぶ直線以南(ただし、済州島の西側においては北緯三十三度三十分以南)の水域とする。

(e) 日本国の漁船と大韓民国の漁船との漁獲能力の格差がある間、大韓民国の出漁隻数又は統数は、両締約国政府間の協議により、この協定の最高出漁隻数又は統数を基準とし、その格差を考慮して調整される。

2 漁船規模

(a) 底びき網漁業のうち、

(i) トロール漁業以外のものについては三十トン以上百七十トン以下

(ii) トロール漁業については百トン以上五百五十トン以下

ただし、五十トン以上の漁船による底びき網漁業(大韓民国が日本海において認めている六十トン未満の漁船によるえび底びき網漁業を除く)は、東経百二十八度以東の水域においては、行なわないこととする。

(b) まき網漁業については網船四十トン以上百トン以下

ただし、この協定の署名の日日本国に現存する百トン以上のまき網漁船一隻は、当分の間例外として認められる。

(c) 六十トン以上の漁船によるさばつり漁業については百トン以下

3 網目(海中における内径とする。)

(a) 五十トン未満の漁船による底びき網漁業については三十三ミリメートル以上

(b) 五十トン以上の漁船による底びき網漁業については五十四ミリメートル以上

(c) まき網漁業のあじ又はさばを対象とする漁網の身網の主要部分については三十三ミリメートル以上

4 集魚燈の光力(発電機の総設備容量)

(a) まき網漁業については一統につき、十キロワット以下の灯船二隻及び七・五キロワット以下の灯船一隻とし、計二十七・五キロワット以下

(b) 六十トン以上の漁船によるさばつり漁業については十キロワット以下

5 証明書及び標識

(a) 共同規制水域内に出漁する漁船は、それぞれ政府が発給する証明書を所持し、かつ、標識を附着するものとする。ただし、まき網漁業に従事する漁船については、網船以外の漁船は証明書を所持する必要はなく、また、網船は正の標識を、網船以外の漁船は正の標識に符合する副の標識をそれぞれ附着するものとする。

(b) 証明書及び標識の総数(底びき網漁業及びさばつり漁業に従事する漁船については各漁船に附着される二枚の標識をひととして計算し、まき網漁業に従事する漁船については網船に附着される二枚の正の標識をひととして計算する)は、暫定的漁業規制措置の対象となる漁業別に当該漁業に関する最高出漁隻数及び統数と同数とする。ただし、漁業の実態にかんがみ、五十トン以上の漁船による底びき網漁業についてはその最高出漁隻数の十五パーセントまで、五十トン未満の漁船による底びき網漁業についてはその最高出漁隻数の二十パーセントまで、それぞれ増加発給することができる。

(c) 標識の様式及び附着場所は、両締約国政府間の協議により定められる。

(韓国側の書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日署名された大韓民国と日本国との間の漁業に関する協定に言及し、両国政府の代表の間で到達された次の了解を確認する光栄を有します。

暫定的措置として、大韓民国が設定する漁業に関する水域を画する線と次のそれぞれの線とにより画される水域は、当分の間大韓民国の漁業に関する水域に含まれることとする。

- (1) 北緯三十三度四十八分十五秒と東経百二十七度二十一分との交点、北緯三十三度四十七分三十秒と東経百二十七度十三分との交点及び牛島の真東十二海里の点を順次結ぶ直線
- (2) 北緯三十三度五十六分二十五秒と東経百二十五度五十五分三十分との交点と北緯三十三度二十四分二十秒と東経百二十五度五十六分二十秒との交点を結ぶ直線

前記の了解を日本国政府に代わつて確認される閣下の返簡を受領したときは、大韓民国政府は、この書簡及び閣下の返簡が前記の協定の効力発生の日効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなします。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

外務部長官 李東元

日本国外務大臣 権名悦三郎閣下

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(韓国側書簡)

本大臣は、前記の了解が日本国政府の了解でもあること並びに日本国政府が閣下の書簡及びこの返簡を前記の協定の効力発生の日効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなすことを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

日本国外務大臣 権名悦三郎

大韓民国外務部長官 李東元閣下

(韓国側の漁業に関する水域の直線基線に関する交換公文)

(韓国側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日署名された大韓民国と日本国との間の漁業に関する協定に言及し、大韓民国政府が大韓民国の漁業に関する水域の設定に際して次の直線基線を決定する意向であることを申し述べ、光栄を有します。

- (1) 長響岬及び達萬岬のそれぞれの突端を結ぶ直線による湾口の閉鎖線
- (2) 花岩岬及び凡月岬のそれぞれの突端を結ぶ直線による湾口の閉鎖線
- (3) 一・五メートル岩、生島、鴻島、干汝岩、上白島及び巨文島のそれぞれの南端を順次結ぶ直線
- (4) 小鈴島、西格列飛島、於青島、稷島、上旺燈島及び横島(鞍馬群島)のそれぞれの西端を順次結ぶ直線

本長官は、閣下が前記の直線基線の決定について日本国政府として異議がないことを日本国政府に代わつて確認されれば、大韓民国政府は、この問題についての日本国政府との協議が終了したものとみなすことを申し述べ、光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日  
外務部長官 李 東 元

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(韓国側書簡)

本大臣は、大韓民国政府が大韓民国の漁業に関する水域の設定に関して前記の直線基線を決定されることについて日本国政府として異議がないことを申し述べる光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

日本国外務大臣 椎名悦三郎

大韓民国外務部長官 李東元閣下

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定

日本国及び大韓民国は、

両国及びその国民の財産並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題を解決することを希望し、

両国間の経済協力を増進することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 日本国は、大韓民国に対し、

(a) 現在において千八億円(一〇八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)に換算される三億合衆国ドル(三〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい

円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、この協定の効力発生の日から十年の期間にわたつて無償で供与するものとする。各年における生産物及び役務の供与は、現在において百八億円(一〇、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)に換算される三千万合衆国ドル(三〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい円の額を限度とし、各年における供与がこの額に達しなかつたときは、その残額は、次年以降の供与額に加算されるものとする。ただし、各年の供与の限度額は、両締約国政府の合意により増額されることが出来る。

(b) 現在において七百二十億円(七二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)に換算される二億合衆国ドル(二〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい円の額に達するまでの長期低利の貸付

で、大韓民国政府が要請し、かつ、3の規定に基づいて締結される取極に従つて決定される事業の実施に必要な日本国の生産物及び日本人の役務の大韓民国による調達に充てられるものをこの協定の効力発生の日から十年の期間にわたつて行なうものとする。この貸付けは、日本国の海外経済協力基金により行なわれるものとし、日本国政府は、同基金がこの貸付けを各年において均等に行ないうるために必要とする資金を確保することが出来るように、必要な措置を執るものとする。

前記の供与及び貸付けは、大韓民国の経済の発展に役立つものでなければならない。

2 両締約国政府は、この条の規定の実施に関する事項について勧告を行なう権限を有する両政府間の協議機関として、両政府の代表者で構成される合同委員会を設置する。

3 両締約国政府は、この条の規定の実施のため、必要な取極を締結するものとする。

第二条

1 両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む)の財産、権利及び利益並びに両締約国及び

その国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

2 この条の規定は、次のもの(この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執つた特別の措置の対象となつたものを除く)に影響を及ぼすものではない。

(a) 一方の締約国の国民で千九百四十七年八月十五日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

(b) 一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて千九百四十五年八月十五日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいつたもの

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日以後の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

第三条

1 この協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

2 1の規定により解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間の後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三国の

政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であつてはならない。

3 いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第三国について当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員会は、両締約国政府のそれぞれが三十日の期間内に選定する国の政府が指名する各一人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員をもつて構成されるものとする。

4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服するものとする。

第四条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために  
椎名悦三郎  
高杉 晋一

大韓民国のために  
李 東 元  
金 東 祚

第一議定書

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」といふ。)に署名するに当たり、下名は、各自の政府から正当な委任を受け、協定第一条1(a)の規定の実施に關し、協定の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

第一条

日本国が供与する生産物及び役務を定める年度実施計画(以下「実施計画」といふ。)は、大韓民国政府により作成され、兩締約国政府間の協議により決定されるものとする。

第二条

1 日本国が供与する生産物は、資本財及び両政府が合意するその他の生産物とする。

2 日本国と大韓民国との間の通常の貿易が著しく阻害されないように、かつ、外国為替上の追加の負担が日本国に課されないように、実施されるものとする。

1 第五条1の使節団又は大韓民国政府の認可を受けた者は、実施計画に従い生産物及び役務を取得するため、日本国民又はその支配する日本国の法人と直接に契約を締結するものとする。

第三条

1 1の契約(その変更を含む)は、(i)協定第一条1(a)及びこの議定書の規定、(ii)両政府が協定第一条1(a)及びこの議定書の実施のため行なう取極の規定並びに(iii)その時に適用される実施計画に合致しなければならぬ。これらの契約は、前記の基準に合致するものであるかどうかについて認証を得るため、日本国政府に送付されるものとする。この認証は、原則として十四日以内に行なわれるものとする。定められた期間内に認証が得られなかつたときは、その契約は、協定第一条2の合同委員会に付託され、合同委員会の勧告に従つて処理されるものとする。

その勧告は、合同委員会がその契約を受領した後三十日以内に行なわれるものとする。この項に定めるところに従つて認証を得た契約は、以下「契約」といふ。

すべての契約は、その契約から又はこれに關連して生ずる紛争が一方の契約当事者の要請により、両政府間で行なわれることがある取極に従つて商事仲裁委員会に解決のため付託される旨の規定を含まなければならない。両政府は、正当になされたすべての仲裁判断を最終的なものとし、かつ、執行することができるようになるため必要な措置を執るものとする。

1の規定にかかわらず、生産物及び役務の供与は、契約によることができず、認められる場合は、契約なしで、両政府間の合意により行なうことができる。

第四条

1 日本国政府は、第五条1の使節団又は大韓民国政府の認可を受けた者が契約により負う債務並びに前条4の規定による生産物及び役務の供与の費用に充てるための支払を、第七条の規定に基づいて定める手続によつて、行なうものとする。この支払は、日本国で行なうものとする。

第五条

1 大韓民国政府は、同政府の使節団(以下「使節団」といふ。)を日本国内に設置する。

2 使節団は、協定第一条1(a)及びこの議定書の実施を任務とし、その任務には次の事項を含むものとする。

(a) 大韓民国政府が作成した実施計画の日本国政府への提出

大韓民国政府のための契約の締結及び実施 (b) 協定及び大韓民国政府の認可を受けた者の締結する契約の認証を受けるための日本国政府への送付

使節団の任務の効果的な遂行のため必要であり、かつ、もつぱらその目的に使用される使節団の日本国における事務所は、東京及び両政府間で合意することがある他の場所に設置する。

使節団の事務所は、暗号を使用することができず、使節団に属し、かつ、直接その任務の遂行のため使用される不動産は、不動産取得税及び固定資産税を免除される。使節団の任務の遂行から生ずることがある使節団の所得は、日本国における課税を免除される。使節団が公用のため輸入する財産は、関税その他輸入について又は輸入に關連して課される課税金を免除される。

第六条

使節団は、他の外国使節団に通常与えられる行政上の援助で使節団の任務の効果的な遂行のため必要とされるものを日本国政府から与えられるものとする。

第七条

大韓民国の国民である使節団の長、使節団の上級職員二人及び3の規定に従つて設置される事務所の長は、国際法及び国際慣習に基づいて一般的に認められる外交上の特権及び免除を享受される。使節団の任務の効果的な遂行のため必要があると認められたときは、前記の上級職員の数、両政府間の合意により増加することができぬ。

第八条

大韓民国の国民であり、かつ、通常日本国内に居住していない使節団のその他の職員は、自己の職務の遂行について受ける報酬に対する日本国における課税を免除され、かつ、日本国の法令の定めるところにより、自用の財産に対する関税その他輸入について又は輸入に關連して課される課税金を免除される。

第九条

最終の裁判の執行に当たり、使節団に属し、かつ、その任務の遂行のため使用される土地及び建物並びにその中にある動産は、いかなる場合にも強制執行を受けることはない。

第十条

両政府は、生産物及び役務の供与が円滑かつ効果的に行なわれるため必要な措置を執るものとする。

生産物又は役務の供与に關連して大韓民国内において必要とされる日本国民は、その作業の遂行のため大韓民国への入国、同国からの出国及び同国における滞在に必要な便宜を享受されるものとする。

日本国の国民及び法人は、生産物又は役務の供与から生ずる所得につき、大韓民国における課税を免除される。

日本国により供与される生産物は、大韓民国の領域から再輸出されてはならない。

いずれの一方の締約国の政府も、日本国により供与される生産物の運送及び保険に關し、公正かつ自由な競争を妨げることがある他方の締約国の国民及び法人に対する差別的措置を、直接又は間接に執らないものとする。

この条の規定は、協定第一条1(b)に定める貸付けによる生産物及び役務の調達についても適用される。

仲裁判断が履行されなかつたときは、その問題は、最後の解決手段として、契約地の管轄裁判所に提起することができる。この場合において、必要とされる訴訟手続上の目的のためにのみ、使節団の法務部長の職にある者は、2(b)の契約に關し訴え、又は訴えられることができるものとし、そのために使節団における自己の事務所において訴状その他の訴訟書類の送達を受けることができるものとする。ただし、訴訟費用の担保を供する義務を免除される。使節団は、4及び6に定めるところにより不可侵及び免除を享受されているが、前記の場合において管轄裁判所が行なつた最終の裁判を、使節団を拘束するものとして受諾するものとする。

仲裁判断が履行されなかつたときは、その問題は、最後の解決手段として、契約地の管轄裁判所に提起することができる。この場合において、必要とされる訴訟手続上の目的のためにのみ、使節団の法務部長の職にある者は、2(b)の契約に關し訴え、又は訴えられることができるものとし、そのために使節団における自己の事務所において訴状その他の訴訟書類の送達を受けることができるものとする。ただし、訴訟費用の担保を供する義務を免除される。使節団は、4及び6に定めるところにより不可侵及び免除を享受されているが、前記の場合において管轄裁判所が行なつた最終の裁判を、使節団を拘束するものとして受諾するものとする。



用されるものとする。

この議定書の実施に關する手續その他の細目は、兩政府間で協議により合意するものとする。

以上の証據として、下名は、この議定書に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために

椎名悦三郎

高杉 晋一

大韓民国のために

李 東 元

金 東 祚

第二議定書

財産及び請求權に關する問題の解決並びに經濟協力に關する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」といふ)に署名するに当たり、下名は、各自の政府から正当な委任を受け、さらに、協定の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

第一条

大韓民国は、日本国と大韓民国との間の清算協定の残高として千九百六十一年四月二十二日の交換公文により兩締約國政府間で確認されている日本国の債權である四千五百七十二万九千三百九十八合衆国ドル八セント(四五、七二九、三九八・〇八ドル)を協定の効力發生の日から十年の期間内に、次のとおり分割して返済するものとする。この場合においては、利子を附さない。

第一回から第九回までの年賦払の額 各年四百五十七万三千合衆国ドル(四、五七三、〇〇〇ドル)

第十回の年賦払の額 四百五十七万二千三百九

十八合衆国ドル八セント(四、五七二、三九八・〇八ドル)

第二条

前条の各年の賦払金について大韓民国の要請があつたときは、その要請のあつた金額に相當する協定第一条1(a)の規定による生産物及び役務の供与並びに前条の規定による賦払金の支払が行なわれたものとみなし、これにより、協定第一条1(a)の規定による生産物及び役務の供与の額並びにその年の供与の限度額は、同条1(a)の規定にかかわらず、その金額だけ減額されるものとする。

第三条

第一条にいう日本国の債權の額の返済に關し、大韓民国は、第一回の年賦払を協定の効力發生の日に行なうものとし、第二回以降の年賦払を各年において第一回の支払期日と同一の日までに行なうものとする。

第四条

第二条の大韓民国政府の要請は、日本国の財政上の償行を考慮して、前条の規定による支払期日が属する日本国の會計年度が始まる曆年の前年の十月一日までに、当該支払期日に支払われるべき賦払金について行なわれるものとする。ただし、第一回の支払(及び本文の規定による)ことができなない場合の第二回の支払)についての要請は、協定の効力發生の日に行なわれるものとする。

第五条

大韓民国の要請は、第一条にいう各年の賦払金の全部又は一部について行なうことができる。

第六条

大韓民国の要請が第四条の規定による期日までに行なわれず、かつ、賦払金の全部又は一部の支払が第三条の規定による支払期日までに行なわれなかつたときは、その賦払金の全部又は一部について第二条の大韓民国の要請があつたものとみなす。

以上の証據として、下名は、この議定書に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために

椎名悦三郎

高杉 晋一

大韓民国のために

李 東 元

金 東 祚

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定

日本国及び大韓民国は、多年の間日本国に居住している大韓民国国民が日本国の社会と特別な關係を有するに至つてい

ことを考慮し、これらの大韓民国国民が日本国の社会秩序の下で安定した生活を営むことができるようにすることが、兩國間及び兩國国民の友好關係の増進に寄与することを認めて、次のとおり協定した。

第一条

1 日本国政府は、次のいずれかに該当する大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府の定める手續に従い、この協定の効力發生の日から五年以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。

(a) 千九百四十五年八月十五日以前から申請の時まで引き続き日本国に居住している者

(b) (a)に該当する者の直系卑屬として千九百四十五年八月十六日以後この協定の効力發生の日から五年以内に日本国で出生し、その後申請の時まで引き続き日本国に居住している者

2 日本国政府は、1の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の子としてこの協

定の効力發生の日から五年を経過した後に日本国で出生した大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府の定める手續に従い、その出生の日から六十日以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。

3 1(b)に該当する者でこの協定の効力發生の日から四年十箇月を経過した後に出生したものの永住許可の申請期限は、1の規定にかかわらず、その出生の日から六十日までとする。

4 前記の申請及び許可については、手数料は、徴収されない。

第二条

1 日本国政府は、第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の直系卑屬として日本国で出生した大韓民国国民の日本国における居住については、大韓民国政府の要請があれば、この協定の効力發生の日から二十五年を経過するまでは協議を行なうことに同意する。

第三条

第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民は、この協定の効力發生の日以後の行為により次のいずれかに該当することとなつた場合を除くほか、日本国からの退去を強制されない。

(a) 日本国において内乱に關する罪又は外患に關する罪により禁錮以上の刑に処せられた者(執行猶予の言渡しを受けた者及び内乱に附和随行したことにより刑に処せられた者を除く。)

(b) 日本国において外交に關する罪により禁錮以上の刑に処せられた者及び外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられ、日本国の外交上の重大な利益を害した者

(c) 營利の目的をもつて麻薬類の取締りに關する日本国の法令に違反して無期又は三年以上の懲

役又は禁錮に処せられた者(執行猶予の言渡しを受けた者を除く)及び麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反して三回(ただし、この協定の効力発生の日の前の行為により三回以上刑に処せられた者については二回)以上刑に処せられた者

(d) 日本国の法令に違反して無期又は七年をこえる懲役又は禁錮に処せられた者

第四条

日本国政府は、次に掲げる事項について、適切な考慮を払うものとする。

(a) 第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民に対する日本国における教育、生活保護及び国民健康保険に関する事項

(b) 第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民(同条の規定に従い永住許可の申請をする資格を有している者を含む)が日本国で永住する意思を放棄して大韓民国に帰国する場合における財産の携行及び資金の大韓民国への送金に関する事項

第五条

第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民は、出入国及び居住を含むすべての事項に関し、この協定で特に定める場合を除くほか、すべての外国人に同様に適用される日本国の法令の適用を受けることが確認される。

第六条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日の後三十日で効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとし

く正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために

権名悦三郎

高杉 晋一

大韓民国のために

李 東 元

金 東 祚

文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定

日本国及び大韓民国は、  
両国の文化における歴史的な關係にかんがみ、  
両国の学術及び文化の発展並びに研究に寄与することを希望して、  
次のとおり協定した。

第一条

日本国政府及び大韓民国政府は、両国民間の文化關係を増進させるため、できる限り協力を行なうものとする。

第二条

日本国政府は、附属書に掲げる文化財を両国政府間で合意する手続に従つてこの協定の効力発生效後六箇月以内で大韓民国政府に対して引き渡すものとする。

第三条

日本国政府及び大韓民国政府は、それぞれ自国の美術館、博物館、図書館その他学術及び文化に関する施設が保有する文化財について他方の国の国民に研究する機会を与えるため、できる限り便宜を与えるものとする。

第四条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

日本国のために

大韓民国のために  
権名悦三郎  
高杉 晋一

李 東 元  
金 東 祚

一 附屬書、考古資料及び石造美術品

(品 名)	(條 文)	(條 文)
(1) 白磁 托 及 子	(1)	1
(2) 白磁 小 碗	(2)	1
(3) 白磁 子 碗	(3)	1
(4) 白磁 子 碗	(4)	1
(5) 白磁 子 碗	(5)	1
(6) 白磁 子 碗	(6)	1
(7) 白磁 子 碗	(7)	1
(8) 白磁 子 碗	(8)	1
(9) 白磁 子 碗	(9)	1
(10) 白磁 子 碗	(10)	1
(11) 白磁 子 碗	(11)	5
(12) 白磁 子 碗	(12)	1
(13) 白磁 子 碗	(13)	1
(14) 白磁 子 碗	(14)	1
(15) 白磁 子 碗	(15)	1
(16) 白磁 子 碗	(16)	1
(17) 白磁 子 碗	(17)	1
(18) 白磁 子 碗	(18)	1
(19) 白磁 子 碗	(19)	1
(20) 白磁 子 碗	(20)	1
(21) 白磁 子 碗	(21)	1
(22) 白磁 子 碗	(22)	1
(23) 白磁 子 碗	(23)	1
(24) 白磁 子 碗	(24)	1
(25) 白磁 子 碗	(25)	1
(26) 白磁 子 碗	(26)	1





(10)	金製大槩式耳飾	1対	(48)	施 埴	5
(11)	金製耳飾	1連	(49)	鬼 瓦(石仏寺)	1
(12)	金製耳飾	3	(50)	土造仏座像(慶州碧瓶)	1
(13)	大金	3	(51)	青銅器殘欠(在銘)	1拵
(14)	銅製帶柄環	1	(52)	銅製帶柄頭	1
(15)	金銀製帶柄環	2	(53)	金銅製帶金具	1具
(16)	金銀製帶柄環	4	(54)	銅製帶金具	3
(17)	金銅製雲珠殘欠	1	(55)	銀製垂飾金具	1
(18)	水晶算小玉	2	(56)	銅製鏟斗殘片	3
(19)	水晶切小玉	1	(57)	水晶勾玉	1
(20)	琉璃小玉	7連	(58)	水硬玉勾玉	1
(21)	琉璃小玉	9	(59)	水硬玉丸玉	1
(22)	琉璃小玉	3	(60)	陶製片耳付大盤	1
(23)	陶製壺	19	(61)	陶製脚付大盤	1
(24)	陶製壺	50	(62)	漆釉托及蓋	1
(25)	陶製壺	3	(63)	銅造邪道如來立像(善山出土)	1軀
(26)	陶製壺	7	(64)	銅造鐵金菩薩立像(新羅)	1軀
(27)	陶製壺	1拵	(65)	銀製管	1
(28)	陶製壺	3	(66)	銀製管	1
(29)	陶製具形土器	5	(67)	鐵製管	1
(30)	陶製具形土器	8	(68)	金製管	1
(31)	陶製馬殘欠及馬頭部	3	(69)	金製鈴	8
(32)	陶製馬殘欠及馬頭部	1	(70)	木造金箔阿彌陀如來像	33
(33)	陶製骨大壺	1	(71)	石棺	1軀
(34)	銅製大壺	5	(72)	木棺	3
(35)	金製大壺	17	(73)	高麗金鏡	1
(36)	金製大壺	3	(74)	舍利容器(金銅製)	50
(37)	金製大壺	4	(75)	舍利容器(金銅製)	1
(38)	金製大壺	1	(76)	經箱(銅製)	1
(39)	金製大壺	1	(77)	唐草毛彫守入(銀製)	2
(40)	銅製大壺	1	(78)	經筒機器殘欠(金銅製)	1
(41)	銅製大壺	1	(79)	銀胸帽(金家散)	1
(42)	水晶製大壺	2	(80)	銅製水瓶	1
(43)	水晶製大壺	1	(81)	響銅製鏡(在銘)	1
(44)	水晶製大壺	2	(82)	銅製壺(三耳雷漏帶文)	1
(45)	銅製大壺	1	(83)	小刀鞘(銀製)	1
(46)	銅製大壺	1	(84)	石塔舍利裝置遺物(慶尚北道開慶郡鳳棲里所在)	1拵
(47)	銅製大壺	1		銅鐺(金銅製七宝文透彫)	1

(1)	石造多羅菩薩像	(1)	愚伏先生文集	(1)	精選東萊先生左氏博識句解	宋、呂祖	謙	乾	隆	字	2
(2)	石造獅香	(2)	西溪先生集	(2)	南華經註解	宋、清、朱	世	同	治	字	3
(3)	白楓集	(3)	農忠壯公遺事	(3)	句解南華通	宋、清、朱	初	光	治	字	7
(4)	農忠壯公遺事	(4)	金忠壯公遺事	(4)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	5
(5)	金忠壯公遺事	(5)	梁大機先生紀覽	(5)	青莊館身知小	宋、清、朱	希	嘉	治	字	5
(6)	梁大機先生紀覽	(6)	萬月源采譜年記	(6)	因檢身知小	宋、清、朱	世	嘉	治	字	2
(7)	萬月源采譜年記	(7)	辛畏壬紀年記	(7)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	2
(8)	辛畏壬紀年記	(8)	甘一書	(8)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	3
(9)	甘一書	(9)	精選古亭肆	(9)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	1
(10)	精選古亭肆	(10)	山四部	(10)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	1
(11)	山四部	(11)	註釈白眉故事	(11)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	1
(12)	註釈白眉故事	(12)	漢書(有欠)	(12)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	1
(13)	漢書(有欠)	(13)	漢書(有欠)	(13)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	1
(14)	漢書(有欠)	(14)	漢書(有欠)	(14)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	1
(15)	漢書(有欠)	(15)	漢書(有欠)	(15)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	1
(16)	漢書(有欠)	(16)	漢書(有欠)	(16)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	1
(17)	漢書(有欠)	(17)	漢書(有欠)	(17)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	1
(18)	漢書(有欠)	(18)	漢書(有欠)	(18)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	1
(19)	漢書(有欠)	(19)	漢書(有欠)	(19)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	1
(20)	漢書(有欠)	(20)	漢書(有欠)	(20)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	1
(21)	漢書(有欠)	(21)	漢書(有欠)	(21)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	1
(22)	漢書(有欠)	(22)	漢書(有欠)	(22)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	1
(23)	漢書(有欠)	(23)	漢書(有欠)	(23)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	1
(24)	漢書(有欠)	(24)	漢書(有欠)	(24)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	1
(25)	漢書(有欠)	(25)	漢書(有欠)	(25)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	1
(26)	漢書(有欠)	(26)	漢書(有欠)	(26)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	1
(27)	漢書(有欠)	(27)	漢書(有欠)	(27)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	1
(28)	漢書(有欠)	(28)	漢書(有欠)	(28)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	1
(29)	漢書(有欠)	(29)	漢書(有欠)	(29)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	1
(30)	漢書(有欠)	(30)	漢書(有欠)	(30)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	1
(31)	漢書(有欠)	(31)	漢書(有欠)	(31)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	1
(32)	漢書(有欠)	(32)	漢書(有欠)	(32)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	1
(33)	漢書(有欠)	(33)	漢書(有欠)	(33)	家札要解(有欠)	宋、清、朱	世	嘉	治	字	1

日本國と大韓民國との間の邦交の歴史(三) 二二一



(148)	慶子直解	安明、宗	殊	光	緒	写	3
(149)	尉線子直解	安明、宗	老	同	治	写	2
(150)	演機新編	安明、宗	實	同	治	写	1
(151)	孫武子直解	安明、宗	實	同	治	写	3
(152)	孫武子直解	安明、宗	實	同	治	写	2
(153)	萬武里編	安明、宗	淵	同	治	写	1
(154)	武里編	安明、宗	之	同	治	写	12
(155)	兵指南	安明、宗	編	同	治	写	1
(156)	洪辨百金方	安明、宗	岳	同	治	写	10
(157)	唐太宗李衛公問對直解	安明、宗	岳	同	治	写	3
(158)	六朝直解	安明、宗	實	同	治	写	3
(159)	修養須知	安明、宗	實	同	治	写	1
(160)	簡	安明、宗	中	同	治	写	1
(161)	玉莊道德雜	安明、宗	珍	同	治	写	13
(162)	新註公玉	安明、宗	世	同	治	写	1
(163)	頌	安明、宗	世	同	治	写	2
合 計 163部 852冊							
III 通信関係品目							
(品名)							
(1)	湖南電報分局標札						1
(2)	電報司標札						1
(3)	水登浦電話支所標札						1
(4)	汝州郵遞司標札						1
(5)	通伝未精前算額						1
(6)	郵電線路圖本						1
(7)	郵便集配人制帽						1
(8)	草						3
(9)	錢						1
(10)	郵遞司郵遞集配運送人名揭示札						1
(11)	水登浦郵遞司用諸印						2
(12)	雜						9
(13)	安東郵遞司使用郵便日付印						1
(14)	全州郵遞司使用郵便日付印						1
(15)	晉州郵遞司使用郵便日付印						1
(16)	原原郵遞司使用郵便日付印						1
(17)	汝州郵遞司使用郵便日付印						1
(18)	旗						2
(19)	電信送符(韓国電報司創設時代謄文用)						1
(20)	水登浦郵便電報電話支司郵版						4

(紛争の解決に関する交換公文)  
(韓国側書簡)  
(訳文)  
書簡をもつて啓上いたします。本長官は、両国政府の代表の間で到達された次の了解を確認する光栄を有します。  
両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかつた場合は、両国政府が合意する手続に従い、調停によつて解決を図るものとする。  
本長官は、さらに、閣下が前記の了解を日本政府に代わつて確認されることを希望する光栄を有します。  
以上を申し進めるに際し、本長官は、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。  
千九百六十五年六月二十二日  
外務部長官 李東元

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下  
(日本側書簡)  
書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。  
(韓国側書簡)  
本大臣は、さらに、前記の了解を日本政府に代わつて確認する光栄を有します。  
以上を申し進めるに際し、本大臣は、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。  
千九百六十五年六月二十二日  
日本国外務大臣 椎名悦三郎  
大韓民国外務部長官 李東元閣下

水域の設定に関する法律案  
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。  
昭和四十年十二月四日  
日韓条約等特別委員長 寺尾 豊  
参議院議長 重宗 雄三殿  
要領書  
一、委員会の決定の理由  
本法律案は、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴い、わが国の漁業に関する水域を政令で定め、この漁業に関する水域において大韓民国及びその国民が行なう漁業については、わが国の法令を適用しようとするものであつて、妥当な措置と認める。  
一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和四十年十一月十二日  
衆議院議長 船田 中  
参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書  
日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案  
1 日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案  
2 前項の規定により定められた水域において大

昭和四十年十二月十一日 参議院會議録第十四号

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるとの件(前会の続)外三件

二二〇

韓民国又はその国民(法人を含む。)が行なう漁業に關しては、日本国の法令を適用する。

附則

この法律は、日本国と大韓民国との間の漁業に關する協定の効力発生の日から施行する。

審査報告書

財産及び請求権に關する問題の解決並びに經濟協力に關する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に對する措置に關する法律案  
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年十二月四日

日韓条約等特別委員長 寺尾 豊  
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、財産及び請求権に關する問題の解決並びに經濟協力に關する日本国と大韓民国との間の協定の實施に伴い、同協定第二条に規定する大韓民国及びその国民の財産、権利及び利益に對する措置を定めようとするものであつて、妥當な措置と認めらる。

費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

財産及び請求権に關する問題の解決並びに經濟協力に關する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に對する措置に關する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十年十一月十二日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

財産及び請求権に關する問題の解決並びに經濟協力に關する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に對する措置に關する法律案  
財産及び請求権に關する問題の解決並びに經濟協力に關する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に對する措置に關する法律案

1 次に掲げる大韓民国又はその国民(法人を含む。以下同じ。)の財産権であつて、財産及び請求権に關する問題の解決並びに經濟協力に關する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」といふ)第二条の財産、権利及び利益に該當するものは、次項の規定の適用があるものを除き、昭和四十年六月二十二日において消滅したものとす。ただし、同日において第三者の権利(同条の財産、権利及び利益に該當するものを除く。)の目的となつていたものは、その権利の行使に必要な限りにおいて消滅しないものとする。

一 日本国又はその国民に對する債権  
二 担保権であつて、日本国又はその国民の所有物(証券に化体される権利を含む。次項において同じ。)又は債権を目的とするもの  
三 日本国又はその国民が昭和四十年六月二十二日において保管する大韓民国又はその国民の物であつて、協定第二条の財産、権利及び利益に該當するものは、同日においてその保管者に歸属したものとす。この場合において、株券の発行されてない株式については、その発行会社がその株券を保管するものとみなす。

3 大韓民国又はその国民の所有する証券に化体される権利であつて、協定第二条の財産、権利及び利益に該當するものについては、前二項の規定の適用があるものを除き、大韓民国又は同条の規定に該當するその国民は、昭和四十年

六月二十二日以後その権利に基づく主張をすることができないこととなつたものとする。

附則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

審査報告書

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案  
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年十二月四日

日韓条約等特別委員長 寺尾 豊  
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定を履行するため必要となる永住許可、退去強制等について出入国管理令の特別規定を設けようとするものであり、妥當な措置と認めらる。

費用

本法施行のため必要な経費は、本年度約三千九百万円で、昭和四十年年度一般会計補正予算(第2号)に計上されている。

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十年十一月十二日

衆議院議長 船田 中  
参議院議長 重宗 雄三殿

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案  
日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案

(協定に基づく永住)

第一条 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」といふ)第一条及び第二条に規定する大韓民国国民は、法務大臣の許可を受け、本邦(出入国管理令昭和二十六年政令第三百十九号)に定める本邦をいう。)で永住することが出来る。

2 法務大臣は、前項に規定する者が協定第一条1から3までに定める期間内に前項の許可の申請をしたときは、これを許可するものとする。(申請)  
第二条 前条の許可の申請は、居住地の市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区。以下同じ。)の事務所に自ら出頭し、当該市町村の長に、法務省令で定めるところにより、永住許可申請書その他の書類及び写真を提出して行なわなければならない。ただし、十四歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。

2 十四歳に満たない者については、前条の許可の申請は、親権を行なう者又は後見人が代わつてしなければならない。  
3 第一項の場合において、申請をしようとする者が疾病その他身体の故障により出頭することができないときは、法務省令で定めるところにより、代理人を出頭させることができる。

4 市町村の長は、第一項の書類及び写真の提出があつたときは、前条の許可を受けようとする者が申請に係る居住地に居住しているかどうか

か、及び提出された書類の成立が真正であるかどうかを審査したうえ、これらの書類(法務省令で定める書類を除く)及び写真、都道府県知事を経由して、法務大臣に送付しなければならぬ。

(調査)

第三条 法務大臣は、第一条の許可を受けようとする者が同条第一項に規定する者に該当するかどうかを審査するため必要があるときは、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 入国審査官又は入国警備官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。  
(永住許可書の交付及び外国人登録原票等への記載)

第四条 法務大臣は、第一条の許可をしたときは、永住許可書を、都道府県知事及び市町村の長を経由して、交付するものとする。

2 都道府県知事又は市町村の長は、第一条の許可を受けた者については、その者に係る外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)に定める外国人登録原票の写票又は同法に定める外国人登録原票及び登録証明書に同条の許可があつたことを記載するものとする。

(許可の失効)

第五条 第一条の許可を受けている者が大韓民国の国籍を失つたときは、その許可は、効力を失ふ。

(退去強制)

第六条 第一条の許可を受けている者については、出入国管理令第二十四条の規定による退去強制は、その者がこの法律の施行の日以後の行為により次の各号の一に該当することとなつた

場合に限つて、することができる。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第二章又は第三章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者及び同法第七十七条第一項第三号の罪により刑に処せられた者を除く。

二 刑法第二編第四章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者

三 外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられた者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国の外交上の重大な利益が害されたと認定した者

四 營利の目的をもつて、麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)、大麻取締法(昭和二十九年法律第七十一号)又は刑法第十四章に規定する罪を犯し、無期又は三年以上の懲役に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

五 麻薬取締法、大麻取締法、あへん法又は刑法第十四章に規定する罪により三回(この法律の施行の日前の行為によりこれらの罪により三回以上刑に処せられた者については、二回)以上刑に処せられた者

六 無期又は七年をこえる懲役又は禁錮に処せられた者

2 法務大臣は、前項第三号の認定をしようとするときは、あらかじめ外務大臣と協議しなければならぬ。

3 第一条の許可を受けている者に關しては、出入国管理令第二十七条、第三十一条第三項、第三十九条第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十七条第一項及び第二項、第六十二条第一項並びに第六十三条第一項中「第二十四号各号」とあるのは、「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国

管理特別法第六條第一項各号」とする。

(出入国管理令の適用)

第七条 第一条の許可を受けている者の出入国及び在留については、この法律に特別の規定があるもののほか、出入国管理令による。

(省令への委任)

第八条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省令で定める。

(罰則)

第九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 虚偽の申請をして第一条の許可を受け又は受けさせた者

二 威力を用いて第一条の許可の申請を妨げた者

附則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

〔草葉陸園君登壇、拍手〕

○草葉陸園君 ただいま議題となりました日韓基本関係条約等の締結について承認を求めるとの件及び関係三法律案につきまして、日韓条約等特別委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

わが国と韓国との間の諸懸案を解決し、国交を正常化するための交渉は、十四年の長きにわたつて行なわれました結果、ようやく妥結し、本年六月二十二日、基本条約、四協定等の署名が行なわれたのであります。

まず、基本関係条約は、両国間の外交及び領事関係の開設、国連決議百九十五号(III)を引用することによる韓国政府の基本的性格の確認、国連憲章の原則に適合する協力等、両国間の国交を正常化するための基本的な事項を規定したものであります。

漁業協定及び二つの交換公文は、公海自由の原則の確認、漁業水域の設定、暫定的共同規制措置

置、取り締まり等に関する旗国主義等、両国の漁業関係を規律する事項を定めたものであります。

請求権問題の解決及び経済協力に關する協定は、両国及び両国民の財産及び請求権問題が、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認するとともに、両国間の経済協力を増進するため、韓国に対し、三億ドル相当の生産物及び役務の無償供与、二億ドルまでの長期低利の貸し付け等を定めたものであります。なお、韓国に対する三億ドル以上の民間信用供与が期待される旨の交換公文が、参考文書として提出されております。

在日韓国人の法的地位及び待遇に關する協定は、戦前からわが国に居住している韓国人及び一定範囲の直系卑属に対し、申請により永住を許可すること、それらに對する退去強制事由及び待遇について規定しております。

文化財及び文化協力に關する協定は、両国民間の文化協力、及び、その一環として、一定の文化財を韓国政府に引き渡すことを定めたものであります。

紛争の解決に關する交換公文は、別段の合意がある場合を除くほか、外交経路を通じて解決できない紛争は、合意する手続に従い、調停によつて解決をはかることを定めたものであります。政府の説明によれば、この交換公文は、竹島問題の解決をはかることを目的としたものであります。

次に、三法律案は、それぞれ関係協定の実施に伴い必要となる事項を定めたものであります。

漁業協定関係の法律案は、協定第一条一の漁業水域は政令で定めることなどを定めたものであります。

請求権及び経済協力協定関係の法律案は、協定の規定に基づき、わが国にある韓国または韓国民の財産等に対処するべき措置として、わが国及びわが国民との関係において、一定の場合を除き、韓国または韓国民の債権及び担保権を消滅せしめること、韓国または韓国民の物を保管者に歸



属せしめること等を定めております。

法的地位及び待遇協定関係の法律案は、出入国管理令の特別規定を設けるものであって、協定で定める韓国人は、申請により永住を認められること、その手続、協定永住者に対する退去強制事由等を定めております。

以上の諸案件は、十一月十二日衆議院から送付され、十三日の本会議におきまして本特別委員会の設置を決定し、十九日の本会議において越旨説明及び質疑が行なわれ、翌二十日、本委員会に付託されたのであります。

委員会は、二十日、委員長及び理事の互選を行ない、二十二日、提案理由及び補足説明を聴取し、二十四日から質疑に入り、二十九日には、大阪及び福岡で、いわゆる地方公聴会を、また十二月一日には公聴会を開いたほか、十二月四日までの間、日曜日を除いて連日委員会を開き、政府側から、佐藤総理大臣、権名外務大臣、その他関係各大臣及び政府委員の出席を求めて、慎重なる審議を行なったのであります。

以下、委員会におけるおもなる質疑応答のうち、まず、佐藤総理の国政についての基本姿勢、日韓条約の性格と政府の外交方針、両国政府間の条約解釈の食い違いの問題、条約締結に際しての国会軽視の傾向、この四つの論議的質疑について申し上げます。

第一は、「今回の衆議院における強行採決は、総理が粗率以来再三表明してきた政治姿勢と矛盾するのではないか。与党総裁として、どのように責任を感じているか。」との質疑に対し、総理から、「かように異常な処置をとらざるを得なかつた事情について残念に思っている。話し合いは十分尽くすべきだが、民主主義のためまえから、最終的には多数決原理によらざるを得ない。議会政治の円滑な運用のために、与野党の協力を期待する。」との答弁がありました。

第二に、日韓条約の性格と政府の外交方針について、「政府は平和外交を口にしながら、アジア

の平和のために、いかなる努力をしたか。日韓条約は、これとどうつながるのか。」との質問に対し、「東南アジア諸地域への技術援助などにより、平和に徹する外交を展開している。隣国としては、ソ連、中共、北鮮もあるが、日韓正常化は、そのスタートである。」との答弁がありました。

また、「日米安保条約に基づく軍事均衡政策は危険である。不可侵条約の締結、非核武装宣言等により緊張緩和につとめるのが、わが国の安全を守る道と思わないか。」との質問に対し、「不可侵条約だけで安全を確保できぬことは、すでに経験済みであり、安保条約こそ安全確保のためのものである。また、非核武装宣言は、一国だけでは効果がなく、核問題の国際会議に招かれれば、核拡散防止、非核保有国の安全保障等について意見を述べることにはしたい。」との答弁がありました。

また、「中国の国連加盟を阻止する重要事項指定方式の提案国となるのは、アジアの平和確保の上から問題ではないか。」、「中国を国連に入れると同時に、国府の議席も確保する方向で、米、A A諸国と意見を交換すべきではないか。」との質問に対し、「中国加盟は国際的に慎重にきめられるべきで、重要事項指定の提案国となることは、隣国の立場から当然の措置である。」、「流動する世界情勢を絶えず注視するが、中共も国府も、「一つの中国」を主張している以上、「一つの中国、一つの台湾」方式は困難である。」との答弁がありました。

また、「韓国が南ベトナムに派兵をしている現時点で、特に急いで日韓条約を結ぶことは、軍事同盟の疑感を深める。現に韓国側は、日韓正常化は韓・日・米三国の提携を強化すると言っていることをどう思ふか。」、「日韓交渉妥結促進のため、米、日、韓政府が日韓両国に、しばしば圧力をかけた事実があるのではないか。」との質問に対し、「韓国がいかなる期待を持とうと、日韓条約は軍事同盟ではない。交渉は十四年も行なわれたもので、特に急いだことはない。」、「長年の交渉過程で、米、日、韓の友好国が関心を示した事実はあるが、米、日、韓の

圧力を受けるようなことは全くなかった。」との答弁がありました。

「基本条約で、国連憲章の原則により緊密に協力することを特に規定したのは、国連の警察行動に対する自衛隊の協力にまで発展するおそれはないか。」との質問に対し、「国連軍に対する日本の協力は、吉田・アチソン交換公文、国連軍協定によりすでに負っている以上の義務を負うことにはならない。」との答弁がありました。

「政府は、海外派兵があり得ないとする根拠を憲法に置いているが、与党内の改憲論や、米中対決の激化等に押されて、第九条を改正することになるのではないか。」との質問に対し、「憲法改正については、いまだ結論を得ていないが、第九条の平和主義の精神は守り抜く考えである。」との答弁がありました。

また、「旧条約は、圧力による不平等条約ではなかったか。いま友好関係を結ぶというが、政府の態度は過去に対する反省に欠けているのではないか。」との質問に対し、「過去に不幸な関係があったことを深く反省している。」との答弁がありました。

第三は、韓国国会議事録等引用して、「韓国」の管轄権の範囲、旧条約失効の時点、竹島問題の解決等に関し、両国政府間に、条約解釈の食い違いがあるが、はたして合意が成立したと言えるか。」との質問に対し、「条約の解釈は、本来成文のものによるべきであり、韓国当局の国内向け説明を意に介する要はない。両国政府間に完全な合意を見たから調印した。」との答弁がありました。

第四は、「法的地位協定の合意議事録、民間信用供与に関する交換公文等は、当然国会の承認を求めべきである。また、審議に必要な資料提出の要求に対し、政府は十分にこたえていない。かかる事実は、条約締結に関し、政府の国会軽視のあらわれではないか。」との質問に対し、「形式のいかんを問わず、法律事項、財政事項、その他政治的に重要な事項を規定する国際取りきめは、憲法第七十三条三号により、国会の承認を求めるこ

とにしている。日韓条約についても、従来と異なる取り扱いをしていない。」また、提出できない資料に関し、「韓国政府の了解を得られないもの、純然たる行政部内の取り扱い基準等は公表できない。」との答弁がありました。

次に、条約、協定等、及び関係法律案についての各論的質疑をいたしまして、

まず、基本条約関係では、すでにあげた質疑のほか、「日韓間の国交正常化にあたって、なぜ基本条約の形式をとり、また、第三条で国連決議百九十五号(III)を引用する必要があるのか。」、「条約上、日本と北鮮との関係はどうなるか。」との質問に対し、「法律的には必ずしも条約を必要としませんが、日韓間の歴史的關係等を考え、条約の形をとった。また、韓国政府の基本的性格について疑念の余地を残さないため、国連決議を引用した。この性格から、管轄権の範囲がおのずと示されるのであって、領土または条約の適用範囲を定めたものではない。」、「この条約は、北鮮については何ら触れておらず、北鮮との関係は、従来どおりケース・バイ・ケースで処理する。」との答弁がありました。

次に、漁業関係では、「韓国では李ラインは存在であると言っているが、撤廃されたのか。」、「協定の有効期間六年のあとには復活することはないか。」、「李ライン関係の国内法を、協定と抵触する部分だけでも改定させるべきではないか。」との質疑に対し、「協定により、公海自由の原則が確認され、また、取り締まりは旗国主義によることとなるので、拿捕のおそれはなく、李ラインは実質的に撤廃されたこととなる。」、「漁業協力は、韓国内法は改定させる方向で努力したい。」と答弁し、「韓国の漁業水域の基礎の引き方や、入り会い権の放棄等は、譲り過ぎではないか。」、「対韓漁業協力九千万ドルの一部について低金利措置を講ずることとしているが、一方では、四千

隻をこえるわが国沿岸漁業の出漁隻数を千七百隻としてゐるなど、国内零細漁民に対する保護に欠けるのではないか。」「韓国水産物の輸入増加の要求にどう対処するか。」「拿捕漁船の補償は免税とすべきではないか。」「などの質疑に対し、「入り会い権の放棄等は、両国間の国交正常化及び両国漁業の繁栄のため、大局の見地から譲つたものである。」「千七百隻は、共同規制水域内で同時に操業し得る隻数であり、ほぼ実績を確保したものである。」「漁業の近代化、構造改善策につとめてゐる。輸入方式等については、零細漁民に悪影響を及ぼさないよう考慮する。」「拿捕漁船に対する給付金は、免税を含めて考慮中である。』との答弁がありました。

次に、請求権及び経済協力関係では、「個人の請求権まで経済協力にすりかえたのは不当ではないか。無償三億ドル、有償二億ドルの根拠いかん。性格は何か。」「個人の請求権には憲法上政府に補償の義務があるのではないか。」「北鮮との請求権の処理はどうなるのか。」「等の質疑に対し、「時間的経過や朝鮮戦争等により、請求権の法的、事実的關係が究明できないので、大局の見地から経済協力と並行して解決することとしたが、わが国の財政能力及び諸外国の分離国家に対する援助の例等から、かかる金額とした。両者は事実上関連はあるが、法的関連性はない。」「憲法上、在外財産の補償の義務はないが、審議会の答申をまわって別途政治的に結論を出す。」「北鮮との間の請求権の問題は残つてゐるが、交渉する考えはない。』との答弁があり、また、「日本の経済侵略、過当競争、両国の汚職、利権化を生むおそれはないか。」「韓国の低賃金労働及び低廉な農水産物等の輸入で、日本の労働市場及び零細な農漁民、中小企業を脅かす危険はないか。』等の質疑に対し、「韓国では、資金管理委員会や公正な入札制度が設けられ、わが国も、汚職、過当競争を排除するために万全を期する。」「現行法令上、韓国の一般労働者の導入はあり得ない。また、農

水産業、中小企業等については、構造改革等をはかりつつ、保護育成する。』等の答弁がありました。

次に、法的地位及び待遇関係では、「協定永住者とそれ以外の朝鮮人との間に、待遇の面で、いかなる差異が生ずるか。』との質疑に対し、「両者の差があまりかけ離れることは好ましくない。協定永住者に対して一定の待遇を与えることが日本政府の義務とされる点に異なるが、退去強制事由を除き、一般的な処遇については大差はない。』と答弁し、「韓国人、朝鮮人に対しては、過去の歴史にかんがみ、血の通つた政策をとるべきである。朝鮮人についても、日本の教育を希望しない場合は、自国民のための教育を積極的に許すよう好意的に検討すべきではないか。』との質疑に対し、「日本では日本の教育が行なわれるべきであつて、原則として外国人の学校は認可しない方針である。在日外国人が自国民のために行なう教育は、反目的なものでない限り問題はないが、わが国がこれに積極的な保護を与えるかについては別問題である。』との答弁がありました。また、「外国人登録証に記載された韓国人は、今後国籍とみなし、朝鮮籍への再書きかえは認めない」という政府の統一見解は、従来単に符号だと信じて「韓国」に書きかえた人々を救済できないのではないかとこの質疑に対し、「日本政府としては、外国人の国籍変更を決定する立場にない。ただし、権威ある証明書が提示され、あるいは手続上の誤りによつたことが明らかなる場合は、変更を認め、また、人道上の事由ある場合は個々に検討する。』との答弁がありました。

次に、文化財及び文化協力協定に関しては、「この協定は、文化協定というより、文化財引き渡し協定と言ふべきではないか。引き渡される書籍は、価値がないものばかりだとも聞かぬが、政府は誠意をもつて臨んだか。」「民間の文化財引き渡しに報償を考へてはどうか。』との質疑に対し、「文化財の引き渡しについては、韓国に同類のものがある

のかいなかの点、及び、学術研究上の必要の二つを基準とした。」「民間の文化財引き渡しについては、今後報償を払ふ必要もあり得る。』との答弁がありました。

次に、竹島問題に関しては、「韓国側は、あくまで自国領土とし、紛争解決の交換公文の対象にならぬと言明している。韓国が実力占拠を続けている以上、事実上放棄したことになるのではないか。具体的な交渉の方針及び成算はあるのか。』との質疑に対し、「両国の主張が明らかに食い違つており、また、ほかに両国間の紛争もないことから、これが交換公文の対象として解決されるべきものであることは明白である。日韓友好という背景のもとに、あらゆる機会を活用して、解決のために努力する。』との答弁があり、また、「韓国の竹島占拠による漁業上の損失に対し、補償すべきではないか。」「韓国が竹島に専管水域を設定する場合は、わが国もこれを設定して、漁業協定上の紛争として、話し合いのきっかけをつくつてはどうか。』との質疑に対し、「補償すれば領土権放棄と見られるので、補償を行なう考えはない。」「専管水域設定等については、どうしたら現状に即応した措置がとられるか検討中である。』との答弁がありました。

その他、質疑の詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

十二月四日の委員会において、植木委員から、質疑を打ち切り直ちに討論採決を行なうことの動議が提出され、多数をもつてこれを可決し、討論に入り、次に、別に発言もなく、次いで採決の結果、多数をもつて、日韓基本関係条約等の締結について承認を求めるの件を承認すべきものと決定し、同じく多数をもつて三法律案を原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告をいたします。(拍手、発言する者多く、議場騒然)

○議長(重宗雄三君) 質疑の通告がございます。順次発言を許します。森元治郎君。

〔森元治郎君登壇、拍手〕

○森元治郎君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました日韓条約案件について、若干の質問をいたします。

ただいま草案委員長代理—われわれは、まだ委員長代理になつたことを知らないものであります。委員長代理から、委員会における経過並びに結果の御説明がありましたけれども、委員会では、もう単に「委員長」ということばだけで、質疑の打ち切りもなければ、討論、採決もなかつたし、委員長にこの委員会の結果の報告書作成について委任をしたこともなかつたのであります。まことに暴挙というほかはないのであります。こういう重大な条約が、衆議院でも暴力のもとに採決が行なわれ、参議院でも、それを上回るような、ふかしきな事によつて通過した、可決されたという事について、私は非常に将来に不吉な影を持つものだらうと思ひます。総理大臣はこの点についてどういふふうにお考えになるか、まずお伺いをいたします。

〔議長退席、副議長登壇〕

ところで、皆さん、この条約がいよいよ効力を発生しますと、たちまち条約違反の第一号の発生が待ち受けております。それは漁業協定第一条からであります。この協定第一条によると、締約国は、自国の沿岸から十二海里までのところに排他的な漁業の専管水域を設定することをお互いに認める、相互に異議を申し出ないということになつております。韓国政府は、竹島は自分の領土であるから、ここにこの漁業水域を設定すると声明をしております。よその国の領域に専管水域を設けるというのでありますから、歴然たる協定違反を構成するわけでありまして、一般紛争は交換公文によつて解決すると政府は言つております。もつとも竹島も入るさうでありまして、しかし、事、漁業に関しては、第九条によつて、協定の解釈、実施については紛争の解決には、まず外交交渉で、それでもだめならば仲裁委員会にかける

昭和四十年十二月十一日 参議院會議録第十四号

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めめるの件(前会の続)外三件

二二四

と、特に詳細に規定をいたしてあります。国交正常化の第一歩からいへんな局面にぶつかるとはあります。政府は、韓国がその権利を行使することがわかれば、漁業協定の規定に従って直ちに外交談判を始める用意があるかどうか。また、竹島は自国であると信ずるならば、その沿岸に専管水域の権利を行使すると宣言をされないのか。紛争は自己の正当な権利を主張して争うところに解決があるのであります。外務大臣は答弁において、領土権が確立していないから、そんな専管水域なんかで争うのは争うが、そんな専管水域論者みたいなことを言っておられますが、これでは放棄に通ずるものであります。外務大臣の所見を伺います。

ところで、竹島の領土権についてであります。私は、大平外務大臣時代にも、また、本院における提案趣旨説明に対する私の質疑においても、竹島は日米行政協定に従ってアメリカに提供した事実を示して、政府の答弁を要求しましたが、なぜか答弁がないのであります。まことにふしぎに思われますので、この際、政府にしっかりとたしたいと思つて、日本政府は、昭和二十七年六月二日、日米合同委員会を通じて竹島をアメリカ軍の爆撃演習場としての使用に合意しました。この日は李承晩大統領宣言より五カ月のあとでありますから、竹島が李承晩ラインの中に組み入れられた事実をアメリカも承知のはずであります。それに、この区域の点については、演習場として一日二十四時間使用、となつております。これは外務省の告示にも掲載をされております。しかも、翌年の二十八年三月十九日、同委員会においては、アメリカ軍は竹島爆撃場を必要としなくなつたので、これを解除することに同意したと、外務省は告示を出してあります。アメリカ軍は、日本の領土だから、合同委員会を通じて施設・区域の提供を求めたことは明らかであります。日本領土の最終決定は平和条約によつてであります。竹島は除かれてあります。竹島は日本から放棄す

る中に入つておりません。日本に残されております。政府は、なぜにこの事実を援用して韓国のあやまちを正さないのか。竹島については、数十回の抗議の応酬をやつたということになつておりますが、外務省から日韓特別委員会に出されまして、この事実は載つておらないので、いよいよ疑惑は深まるのです。そこで御質問申し上げますが、なぜアメリカの見解をただし、その正当性の証明を求めないのか。一体、求めたことがあるのか。もし求めないとしたら、その理由は何か。求めて、回答はあつたかどうか。その内容を明らかにすべきであります。アメリカには当然発言すべき義務があると思つて、なぜ沈黙を守つて、か、了解に苦しみつて、アメリカ國務省は、韓国の要求にこたえて、昭和二十七年四月二十九日付で、平和条約第四条一例の請求権の処理に關してその見解を、平和条約の起草者としての立場から明らかにしております。したがつて、竹島についても長い間の日韓間のいざこざがあるのでありますから、アメリカは、平和条約の起草者として、また、みずから安保条約に基づく行政協定で日本と貸し借りをした関係上、事情を明らかにすべき政治的責任があるはずであります。そうすれば、一ぺんに解決するはずであります。一方、当時、韓国の活発な対米工作、対米平和条約工作、ことに日本関係でありますから、その工作を展開して来たことでもありますから、アメリカに何らかの工作をして、表ざたにしないようにしたとも消息通は伝えてあります。真相を明らかにすべきであります。なお、竹島は、日米安保条約に言及して、日本国の施政の下にある領域であると思つて、外務大臣から見解を承りたい。また、韓国武装兵の占拠については、これは安保条約に言及協議を構成するから、当然、条約の実施という点から、第四条による「随時協議」をしてしかるべき事項と思つて、こつこつ協議をしたことがあるかどうかを、あわせて伺います。李承晩ラインというふうなものは、近隣には、はなはだ迷惑でありますから、これはやめてもらふことが当然であります。政府は、今回の漁業協定によつて、漁業に関する限りは実質的に解消した、あとは国防ラインといひ、平和ラインといひ、われわれの関知するところではないと言つてあります。ところが、昭和三十一年に、韓国と日本の運輸省との間に、日韓間の航空情報区取りきめをやつてあります。この航空情報区区分の境目がちよつと李承晩ラインに当たつておるのであります。空の李承晩ラインを認めたいとはどういふ理由でありましょうか。また吉田・アチソン交換公文というふうなものもありまして、日本は国連軍に対して日本の国内及びその付近で国連軍を支持し協力するといふ約束がなされておるところから見て、將來何かしら、この空の李ラインといふものが、日韓あるいは日本、国連、韓国に駐在する国連軍との軍事的協力の一つの境界線といふふうなものになつてくるんではないかと思つて、この点について、運輸大臣と防衛庁長官にお伺いをいたします。また総理は、特別委員会でも、核兵器を持つてゐるようになった中共の政策の脅威を説く一方、平和に徹すると言いつつながら、憲法九条についても、その精神はあくまで貫くが、必ずしもあの条文をそのままではな

いというふうな、憲法改正に強い意欲を示唆しました。そうして、今度は、核兵器開発能力のある国にこれを保持しないとする国の安全を保障してやらうといふ方針を打ち出してあります。裏を返せば、その保障が得られないとすれば、自分で保障を考えなければならぬ、自分で開発しなければならぬと読み取れるような、そういう核の拡散防止政策を見せ始めてあります。佐藤外交は、脅威とか不安とかいふことを取り上げると、すぐ自分の国の防衛ないし軍事的対抗手段に目を向けます。外交的手段によつて緊張緩和の努力をするという様子が全然ないことは、まことに遺憾であります。日韓条約がこんな心がけで結ばれるとすれば、条約そのものに直接軍事的要素がなくとも、

やがては、さきの防共協定から三国同盟、そして世界戦争に入つていったように、速からず、日韓間の軍事的つながりが強まり、軍事協定にまで発展して行くと思つて、いかがであります。日韓条約は軍事同盟ではないと言つて、しかし、私の最も心配するのは、条約を運籌する人、すなわち、佐藤総理の、力でものごとを片づけるというその心と、情勢に流されていくその姿が、最もおそろしいのであります。私は、条約発効後の朝鮮半島はなかなかやまやましい情勢になると思つて、国連主義と総理は言いますが、古い決議や決定を墨守することではなく、新しい事態には新しいやり方で行くべきであります。最近、国連の信託統治委員会においても、民族自決と基地の撤廃といふことが、たいへん多くの票數——七十六票といふような票數で決定もされております。韓国が中共を承認した七十二の国の中にもすでに十一カ国が中共を承認しているという事態を頭に入れなければなりません。日本は非常任理事国にならうとするのでありますから、国連でも、もつと指導的に活動しなければなりません。その一つとして具体的に、北鮮の代表も国連の朝鮮問題討議に参加させるように働きかけなければなりません。このことは、決して韓国に非友好的な行動にはならないと思つて、真の友好的な行動であらうと思つて、国連軍の撤退も望ましいものであります。すぐにはできませんが、私は、現在の安定した対峙状態にある南北の兵力を削減する方向に知恵を働かすことができるはずだと思つて、ただ敵視のみでは局面は打開できません。話し合いの余裕ある姿勢を見せれば、中共、北鮮とアメリカが口をきくチャンスも生まれてこようといふものであります。硬直した外交は平和の敵であります。朝鮮問題の解決を国連方式一本というのも、まことに芸のないことで、もつと柔軟な政策をお政府は再検討すべきではないかと思つて、外交とは、広く、遠く見渡してやるべきものであります。

は、近隣には、はなはだ迷惑でありますから、これはやめてもらふことが当然であります。政府は、今回の漁業協定によつて、漁業に関する限りは実質的に解消した、あとは国防ラインといひ、平和ラインといひ、われわれの関知するところではないと言つてあります。ところが、昭和三十一年に、韓国と日本の運輸省との間に、日韓間の航空情報区取りきめをやつてあります。この航空情報区区分の境目がちよつと李承晩ラインに当たつておるのであります。空の李承晩ラインを認めたいとはどういふ理由でありましょうか。また吉田・アチソン交換公文というふうなものもありまして、日本は国連軍に対して日本の国内及びその付近で国連軍を支持し協力するといふ約束がなされておるところから見て、將來何かしら、この空の李ラインといふものが、日韓あるいは日本、国連、韓国に駐在する国連軍との軍事的協力の一つの境界線といふふうなものになつてくるんではないかと思つて、この点について、運輸大臣と防衛庁長官にお伺いをいたします。また総理は、特別委員会でも、核兵器を持つてゐるようになった中共の政策の脅威を説く一方、平和に徹すると言いつつながら、憲法九条についても、その精神はあくまで貫くが、必ずしもあの条文をそのままではな

いというふうな、憲法改正に強い意欲を示唆しました。そうして、今度は、核兵器開発能力のある国にこれを保持しないとする国の安全を保障してやらうといふ方針を打ち出してあります。裏を返せば、その保障が得られないとすれば、自分で保障を考えなければならぬ、自分で開発しなければならぬと読み取れるような、そういう核の拡散防止政策を見せ始めてあります。佐藤外交は、脅威とか不安とかいふことを取り上げると、すぐ自分の国の防衛ないし軍事的対抗手段に目を向けます。外交的手段によつて緊張緩和の努力をするという様子が全然ないことは、まことに遺憾であります。日韓条約がこんな心がけで結ばれるとすれば、条約そのものに直接軍事的要素がなくとも、

やがては、さきの防共協定から三国同盟、そして世界戦争に入つていったように、速からず、日韓間の軍事的つながりが強まり、軍事協定にまで発展して行くと思つて、いかがであります。日韓条約は軍事同盟ではないと言つて、しかし、私の最も心配するのは、条約を運籌する人、すなわち、佐藤総理の、力でものごとを片づけるというその心と、情勢に流されていくその姿が、最もおそろしいのであります。私は、条約発効後の朝鮮半島はなかなかやまやましい情勢になると思つて、国連主義と総理は言いますが、古い決議や決定を墨守することではなく、新しい事態には新しいやり方で行くべきであります。最近、国連の信託統治委員会においても、民族自決と基地の撤廃といふことが、たいへん多くの票數——七十六票といふような票數で決定もされております。韓国が中共を承認した七十二の国の中にもすでに十一カ国が中共を承認しているという事態を頭に入れなければなりません。日本は非常任理事国にならうとするのでありますから、国連でも、もつと指導的に活動しなければなりません。その一つとして具体的に、北鮮の代表も国連の朝鮮問題討議に参加させるように働きかけなければなりません。このことは、決して韓国に非友好的な行動にはならないと思つて、真の友好的な行動であらうと思つて、国連軍の撤退も望ましいものであります。すぐにはできませんが、私は、現在の安定した対峙状態にある南北の兵力を削減する方向に知恵を働かすことができるはずだと思つて、ただ敵視のみでは局面は打開できません。話し合いの余裕ある姿勢を見せれば、中共、北鮮とアメリカが口をきくチャンスも生まれてこようといふものであります。硬直した外交は平和の敵であります。朝鮮問題の解決を国連方式一本というのも、まことに芸のないことで、もつと柔軟な政策をお政府は再検討すべきではないかと思つて、外交とは、広く、遠く見渡してやるべきものであります。

この条約交渉にあたって、北鮮への配慮や含みある態度がとれなかつた佐藤外交は、大失敗であります。佐藤総理の見解を伺います。

次に、条約の形式と内容について特徴点をあげつつ若干伺います。

この条約の特徴の第一は、韓国はいかにして多く日本から取るか、日本はいかにして出し分を少なくしてまとめるかという戦いであつた点であります。第二は、いかにして韓国が朝鮮におけるたゞ一つの代表政府であるかを強く印象づけるかに、日本側が苦心した点であります。第三は、国家間に権利義務の関係を生ずる条約の締結にあたって、三十余年の迷惑をかけてきたという負い目があるでしょう、日本政府は情と理がどうもごちゃごちゃになつてしまひまして、種々の疑惑の多い、はつきりしないものをつくり上げてしまひました。佐藤総理は、満点ではないがベストと言つておられます。これはただ案文をうまくつくつたようで、私は落第であつて、しかも時限爆弾のような内容を持つてゐるものと思ひます。第四点は、日韓親善を口にしたが、元來は、終戦で總司令部から日本は韓国と接触を持たされたのであります。こちらの意思で韓国と結んだのではないのに、盛んに日本と韓国二十年の關係というやうなことを言つておられますが、こゝろは経過から見て、日本の熱意は最近になつて強だけであつて、初めはないのでありますから、交渉も、もたもたした。そこを韓国につけ込まれて終始押された。だから、ある意味では、強制された条約、ディクテートされた条約といえるやうな姿であります。それで、条約の形式を見て、共同宣言でいこうと言へば基本条約でいこうと言はれてしまひ、その他のいろいろな点を見て、さんざんな、ていだらうであります。

条約などについて振り返つてみる場合に、わからないところがたくさんあります。日韓の食い違いが目立つ、事実關係がわからない、これは政府が、必要な資料、たとえおぼなものとして韓国

国会の議事録、請求権關係八項目の内容など、がんとして公表をはばんだために、われわれは架空の質問をしなければならなかつたのであります。韓国国会では、懇切に条約交渉の経過内容について報告をしておりますが、日本の場合はまことに秘密外交に終つております。

そこで、条約、協定の内容について、重ねてこの際、念押しをして御質問をいたします。順序はいろいろ問題で前後いたします。韓国政府の合法性を証明するために国連決議を援用してありますが、これはその決議の必要箇所全文を援用しなければ意味をなさぬ。政府提出資料を見ましても、アメリカが韓国と結んだ条約でさえも必要全文を引用してあります。必要全文を引用してない國の場合でも、南半分政府であることを明記して、一点の疑いをはさむ余地がないようにつくつております。これは決議の改ざんであります。外務大臣は一体どういふふうにお考えになりますか。

その次は、旧条約などの無効の確認の問題であります。無効は朝鮮に対しての無効であるから、そのように法理論を組み立てるべきであるにもかかわらず、ことさらに韓国の独立の日にした、これが北鮮にも及ぶかのような理屈をつけたのであります。これは、政權があつて民衆のあることを知らぬやうな理屈です。総理は共産主義がきらいだから北鮮無視の態度をとつておられますが、北鮮には千数百万の住民が南と同じ民族で、親戚、友人もたくさんおるわけであり、この分け隔ての、いやがらせに似たやり方を見て、この北の千数百万の彼らは、いかなる感情を持つと考へるか、外務大臣の御意見を伺います。

文化協定というものもありませんが、皆さんが指摘したとおり、まことにお粗末で、メモというにすぎない内容の、寒々としたものであります。これは、条約全体のいさゝかをやめるためにつくつたものと思へません。請求権の問題は最もむづかしい問題でありまし

て、池田・朴会談で、法的根拠のあるものについてやると言ひながら、法的關係、事実關係もつかみにくい、また朝鮮動乱もあつたので、どんぶり勘定の入帳ドルの經濟協力になつたといひます。しかし、どうしてこうなつたかは、とうとう、この国会で、どんなに攻めても、政府は説明すら拒否したのであります。元來、本件は平和条約第四條に源を発して交渉を始めたのに、最後には、それは全く離れて、財産請求権に関する問題、「權」に関する問題の解決といふことで、すりかへてしまつたのであります。國民の血税から支払われるのに、このやうなことにしたことは、日本外交の汚点であると言ひなければなりません。政府は、条約の効力発生以後は、この間の事情を明らかにするつもりか、このままやみに流してしまふつもりか、外務大臣に伺ひます。

なお、大蔵大臣には、この財産請求権の交渉において相互に提示し合つた金額の試算、あるいは非公式に見合せた内容を、この際ここに明らかにしてもらいたいと思ひます。交換公文といふのが、くつておられますが、これは、どう見ても、日本側から頼んでつけられたものと思へません。韓国は、竹島は自分のものである、日本のものは断じて認めない、がんばるので、とにかく何とかしてこれを懸案にしておきたいために、この条項をつくつた。韓国のほうでは、おそろく、この交換公文をつくつてもいい、その中には竹島は入っていないのだから、そゝろの意味でわれわれは了解する、といふふうにして、つくらしてもらつたやうなさいであります。

なお、韓国といふ國の領土、領域は、とうとうこの国会では明らかになりません。みんな、くろろとばかりではありませんから、これから条約を結ぶ相手國の韓国といふのは一体どこどこまでが領土で、人口はどのくらい、といふことを知りた。また、われわれも、国会が終わつて、説明を

する場合に困りますから、はつきり、領土、人口を教えていただきます。そうすれば、この韓国といふものが、南半分だけであるのか、全韓半島の政府であるのか、はつきりいたすと思ひます。政府は、北鮮とは、これからそのつどの外交をやると言つておられます。韓国は、この条約で、日本が北と關係を結ぶのを阻止したと言つておられます。これは、お互いに話し合つて了解をつけての発言か、あるいは日本だけの、かつての発言か、どうか。何らかの件で日本がオーケーしたのを、韓国から横やりが入つた場合には、やめるのか、あるいは相談をして処置をするのか、この間の關係を明らかにしてもらいたいと思ひます。

朝鮮人は、さきに日本に併合され、そうして今度は戦争の結果、日本から離された。いずれも、本人の意思にかかわりはありません。今度、韓国籍を取つた者は法的地位を受けられるが、そうでない者は非日本人、国籍なしとなるわけであり、これは一律平等に待遇してやつてしかるべきだと思ひます。ことに、もし北朝鮮が、日本に在る北朝鮮系の朝鮮人の利益を、どこかの第三國、たとえばチェコとかポーランドとか、あるいはスイスとか、そゝろ第三國に依頼して、その利益擁護の責任をとつてもらいたいといふやうな意向があつた場合に、政府はどういふふう措置するつもりでありますか。

また、農林大臣に伺ひたいことは、これだけ長い交渉をやつてきたが、韓国の領海といふものは何海里をとつてゐるのか、とうとうつかんでおられない。このやうなことになるならば、將來、六海里であり十二海里であり、いろんなめんどうなことが起つてくると思ひます。どうしてこゝろいうことを、はつきりやらなかつたのか。また、入り会い權の放棄がありますが、私は、この前もこの席で申し上げましたけれども、非常に残念なことは、こゝろいふふうにして、せつかく長い時間をかけて確立した國際慣行とか法規とかといふやうなものは、ほんとに大事に持つていかなければなら

ぬ。このことは、日本の憲法の九十八条にもその精神が書いてあるわけでありすが、こういふことを簡単に捨ててしまつたといふことは、何ともしも醜態でありますから、あらためて理由を、ここに、はっきりしてもらいたのであります。

もう一つは、これも、この前申し上げたんであります。重ねて政府の間違つた漁業交渉の一点を申し上げれば、たくさんの魚がとれる黄金漁場、済州島の両側というところ、ああいうところでは、線一ぱいで日本の船が操業を続けるでしょう。線一ぱいで網を揚げたのでは、韓国の専管水域に入つて、たちまちつかまつてしまひますから、どうしても韓国の専管水域の中のはうへ日本の船が行けるように、アローアンス—許容量といふか、線一ぱいに魚をとつてきた船が、その線で網を揚げる、それを船に収容する、流されて韓国の専管水域に入る、入つても、漁撈ではありせんから、それは差しつかえないといふような、それくらい考へがなかつたといふことは、まことにこの漁業交渉の一つの大きな欠陥であらうと思ひます。

なお、終わりに、アメリカの極東外交と日本との関係について何いふ。デモクラシーの国アメリカが行くところは、南ベトナム、韓国、どうしてこういふ国に民主主義が育たないので、しようか。議会制民主主義があらわれずに、軍事独裁政権がいよいよ強化され、民衆は、生活苦と戦争の危険にさらされ、一向に国家として立ち直れないのであります。これに反して、北鮮、北ベトナムは、着々と見るべき発展をしている。この点は、深い反省と研究の題目であらうと思ひます。何といつても、民族の自決、独立、自由といふものは、民族にとつて、ほんとうに大事なもの、これなくしては、力強い発展をしていくことはいふのであります。アジア外交を推進するとき、政府はこの事実を十分に胸にして当たる必要があることを警告しておきます。

然成立するわけでありすが、全体の条約審議を慎重にやつたつもりでありすが、どこから見ても、直ちにこれで善隣友好になると思ひません。かえつて、あだになり、非常な心配なことが起こることを憂慮するものであります。

これをもち、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 答へたいします。特別委員会の採決につきまして総理はどんな考へ方をしておるかという第一のお尋ねでございすが、私は、特別委員会におきまして、衆議院における特別委員会の採決、さらに、また、本会議の採決の模様などについて、私の感じました点の率直に御披露いたしました。どこまでも民主政治を守る、また、議会政治、これを貫く、そのため、これらの事項につきまして残念だ、かような実態は表現をいたしました。参議院におきましても、また同じような事態が起きたと、重ねて御批判をいたしておりました。私は、皆さまともどもに、まことに残念しごうな事態だ、かように考へます。この上にも、一そう反省をいたしました。徹底して民主政治また議会政治を守ります。皆さまの御協力を心からお願ひいたします。

次に、私の、憲法の精神を貫くという所論につきまして、どうも九条をそのまま守らないで、何か改正の意図があるように示唆したと、何かはともかくとして、この憲法の精神を貫く、これは佐藤の考へだが、同時に、外交手段によつて緊張緩和の道を開くべきではないか、かような御指摘があつたように思ひます。私も、その点におきましては、森君と同じ考へ方を持っております。憲法の精神を貫くといふことは、申すまでもなく、外交手段で、あらゆる機会に——たとへば非核武装にいたしたとしても、また、その他の問題におきまして、この緊張緩和の道を開くべきものだ、かように考へます。この点では同一の考へ方

であります。この考へ方からいたしまして、今回の日韓協定は軍事協定ではないか、さらに、これが防共協定、このような点から軍事協定へ進む危険があるのではないか、かように言われるのでございすが、これも、特別委員会ではしばしばお答えしたところでもございすが、重ねて多くを申しませんが、私は、今回の日韓条約並びに諸協定は、これは申すまでもなく、平和の協定でありまして、それより以上の何もものないのだといふことをしばしば申しましたので、ただいま言われまするような、軍事協定へ進むような危険は絶対にないといふ確信しております。しかし、皆さま方の御注意もあつたことでもありますから、一そうこれが徹底するようにいたしたいものだと思います。

次に、北鮮の問題につきましていろいろ言及されました。そして、私がとつております外交政策について御批判があつたのであります。北鮮が将来、国連総会等に招かれるといふようなこともあるだろう、また、招聘すべきではないかといふ積極的な意見を述べられたのであります。そのためには、北鮮自身が、やはり国連の権威を十分尊重する、かような事態になつてくれば、ただいま言われるような北鮮を招聘するような事態も起こるのではないだろうか、かように思ひます。とにかく、国連の権威を十分尊重するといふ、その態度が北鮮に対しては望ましいのでございすが、この点も、つけ加えて申し上げておきます。また、今回の日韓条約では、北鮮につきましては何ら協定をいたしたわけではないのであります。在来からの北鮮と日本との関係は、そのまま続いておるわけでもございすが、この点は誤解のないように願ひたいと思ひます。

以上お答えをいたしました。最後に、森君の見方からの警告を政府に対して発せられたようでもございすが、それらの点につきましては、十分何つておきます。また、その他の問題につきましては、それぞれ担当大臣からお答えすることにいたします。(拍手)

〔国務大臣椎名悦三郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(椎名悦三郎君) 日韓協定は軍事協定ではないかといふことに関連して、防共協定のように、漸次軍事協定に進む危険はないかといふ御質問に対して、大体の構想は、いま総理からお答えになったのであります。かやや補足して私は申し上げてみたいと思ひます。

防共協定は、いわゆる攻守同盟といふような高度の軍事協定では、もちろんありませんけれども、いろいろの情報を交換する、その中には軍事的情報が多分に含まれていふといふような性質のものでございしたので、これは当初から軍事協定的な性格を持つていふものであつたのであります。当然、本格的な軍事協定に進むという経路をたどつたわけでありすが、今回の日韓条約は、これはもう、全然軍事協定的な性格は、どこにもない、純然たる平和的な条約でございします。そのような危険は毛頭感じられない、こう申し上げておきます。

それから、今後の外交は、国連主義外交といふよりも、新しい時代、情勢に即応した新しい方針がとられるべきではないか、こういふような意味での御質問であつたと思ひますが、どんな場合でも、いつでも、新しい情勢には、やはりこれに即応した新しい行き方といふものを考へなければならぬ。(あたりまえだ)と呼ぶ者あり)それは、あたりまえのことでありまして、それを国連の舞台を中心にしてやつていこう、こういふのが、いわゆる国連主義の外交でございすが、決して、言われていふようなことが、国連主義外交と矛盾するものではない、両立するものであると、かように考へます。

外国軍隊の長期にわたる滞在はいけぬ。朝鮮においてできるだけ兵力を削減して、そうしてこれと相對峙して北の軍隊も、これに比例して軽減するような情勢をつくるべきである、こういふようなお話でございしました。これは、原因と結果をあべこべにしていふものであります。けわ



しい情勢下において、まず解決すべきものは、その根本的な態度であります。こういふふうに考えるのでありまして、ただそれを放置して、軍隊を減らしたから北も軍隊を減らすだろう、さらに減らせば向こうもさらに減る、おしまいはなくなつてしまふ、というふうなことは、これは全然現実無視の御議論ではないかと、かように考える次第でございます。

日韓条約は、譲歩に過ぎたやり方である、不合理である、ということでありましたが、これは韓国でも、譲り過ぎたじやないかという事を言っている。やはり、一國と一國との条約でございますから、お互いに互譲の精神をもって譲り合ふ、どつちも満足しておらぬということとは、すなわち譲り合ったということになるのでありまして、決して一方的に譲つたものではない。かように考えておる次第でございます。

なお、竹島問題でございますが、これは、アメリカにかけ合せて、そうして証明してもらつたらどうかというお話でございましたが、アメリカに証明してもらふ必要はない。もう日本の固有の領土であるという、われわれは強い信念を持っておるのでありますから、他國へ行つてそれを証明してもらふというふうな、そういうなまぬるい考え方を持っておらぬということを申し上げておきます。

なお、専管水域の問題であります。これは、時期を失せず、しかも慎重に、この問題については対処したいと考えております。

なお、文化財の文化協定については、きわめてずさんではないか、ほとんど何も内容がない、こういうお話でございました。文化財の返還の問題は、向こうから提起されましたけれども、これを実は返還する義務は毛頭ないのでございます。ただし、政府の管理している範囲内において、新しい国として発足したわけでもありませんから、韓国の文化問題に關して、誠意をもってこれに協力する、こういうことで、これに引き渡すことに

いたしましたのでございまして、もともと義務があつて引き渡すものでございせんから、その点を明記した。なお、文化の相互交流あるいは協力というふうな問題は、漸次今後発展してまいるものとわれわれは期待している次第であります。

それから第三条は、国連決議の全文を引用しておらない、そのために、韓国政府、政権というものの姿が非常にはつきりしない、まことにはつきりしない、こういうふうな御疑問が提起されたのでありますけれども、これは、引用された百九十五条をよく熟読玩味していただきますと、その中から、その決議された当時においては三十八度以南、その後、朝鮮事変がありましたので、休戦ライン、今日においては休戦ライン以南が韓国政権の有効な管轄権の及ぶ範囲である、こういうことがはつきりいたすのであります。韓国は、全半島が韓国の領土である。ただ、事実上北半分には及ばない、それは不逞のやからが、それを占拠しているからだ、というふうなことを言うのであります。現実の支配している地域は休戦ライン以南であるというところが、はつきりいたします。なお、その範囲につきましては、約十平方キロ、その人口は約二千七百万でございます。

それから請求権の問題でございますが、請求権の問題につきましては、八項目につきまして——金額は記入しておりませんが、八項目の内容について資料提供をいたしておるのでございます。しかしながら、その内容についてこれを追及いたしましたら、法律上の根拠も非常に明確でない、事実も証拠も、全く時が非常にたつておるし、朝鮮事変というのがある、いかにこれを精細に調べようとしても調べるのが不可能であるというので、全体的にこれを追及することをあきらめまして、そして別途、無償三億、有償二億、この経済協力というのによつて、韓国の新しい門出を祝ひ、さらに経済建設に協力しようということにいたしました。そして請求権の問題は、完全かつ終局的に、これはもう解決したものといたふに、

西國の間に合意が成立した、こういう状況でございますので、これはたびたび申し上げましたが、御了承をいただきます。

もう一つ、三億ドル以上の民間信用供与というもの、追加して申し上げます。このほかに民間の自発的な信用供与というものが期待される。当初は一億程度というものでございましたが、だんだん情勢が進んでまいりまして、そして韓国においても五カ年計画を立案して実行に取りかかつておるといふようなことで、その他、今回の折衝の間において、民間信用の部分として、漁業協力あるいは船舶協力というふうな話が出まして、それらのことを考えますと、まあ三億以上を期待するといふほうが実際の情勢に適しているのではないかと。しかしながら、それは決して政府が特別の責任、義務を負うものではない。あくまで民間の間の自由な信用供与である。ただ、これらに對して、漁業協力等につきましては、あるいは船舶協力につきましては、特別、行政上の取り扱いの過程において、できるだけ好意をもってこれを促進しよう、こういうことが合意されておるようになつております。

以上申し上げまして御答弁いたします。

〔拍手〕

〔國務大臣中村寅太郎登壇、拍手〕

○國務大臣(中村寅太郎) 航空情報区域に関する質問にお答へいたします。

御承知のように、飛行情報区は、昭和三十八年に國際民間航空機構の場におきまして、國際民間航空管制の必要上から、全世界を通じて設けられたものでございまして、軍事的性格を持つものではないと思はれます。

〔國務大臣松野賴三君登壇、拍手〕

○國務大臣(松野賴三君) 航空情報区分につきましては、防衛庁所管といたしまして、日韓の間で取りきめた事実はございません。また、今日その計画もございません。

〔國務大臣坂田英一君登壇、拍手〕

○國務大臣(坂田英一君) 漁業に關する水域におけるアウター・シックスへの入漁権でございますが、この入漁権は、國際法上の先例は少なくないが、國際法上、確立、確定しておるものではないと思はれます。しかしながら、わが國としては、交渉の過程においてこれを認めさせるよう交渉を行なつたのは、國際法上の先例によつたものであります。今次の交渉にあたりまして、李ラインの実質的撤廃、換業実態の尊重を主眼としてまいりました。ほは日本側の主張を通すことができませんでした。このことを考え、韓国漁業の事情も考慮して、大局的立場からアウター・シックスの権利を主張しないことになつたわけでございまして、したがって、憲法に違背するようなことではないと思はれます。

〔國務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳夫君) 私に對する御質問は、對日八項目、その日本側から提出いたしました資料、また数字を示せと、こういうふうなお話でございまして、ただいま外務大臣から申し上げまし

たような経緯によりまして、日本側から、この請求入項目に對して数字をもって公式に交渉したことはございません。ただ、その中で郵便貯金みたいなものがあります。これにつきましては先方からも数字が示されたのです。わがほうからはそれに対して質問をする、またわがほうの見方ではこうだといふような数字を申したことはあります。しかし、あくまでもこれは非公式なものと御了承を願います。

それから、次には領海に關する問題でございますが、漁業につきましては、漁業水域を認める範囲、漁業水域外における取り締まりの旗國主義等を明確にしており、これ以外に漁業協定において特に領海に觸れる必要を認めなかつたわけでございます。もつとも、わが國の領海を三海里と主張しておることは申すまでもございません。濟州島と韓国本土間の漁業水域については、広大な海域

昭和四十年十二月十一日 參議院會議録第十四号 日本國と大韓民國との間の基本關係に關する条約等の締結について承認を求めめるの件(前会の続)外三件

二二七





院においてもこのようなことがあったことに対し、遺憾の意を表されました。しかし、私たちがいま求め、あるいは国民が心配をしているのは、ただ何か事が起これば口先だけでその場をつくらうようなことを求めているのでは、断じてございません。ほんとうに佐藤総理が、このような事態がいけないという認識を持っておられるならば、なぜ一体、特別委員会をもとに戻すと、こういう努力をされなかつたかということであり、特別委員会がああいう事態を起さずして、その後八日から議長は職権でこの本会議を開きまして、これに対して、自民党を除く各野党は、それはいけない、ぜひ特別委員会を再開してそうして軌道に乗せるべきだ、こういう主張をこぞつてやっていたわけであり、なぜそのようなことが執拗に要求されたのでしょうか。従来、国会の重要問題において、また、採決のやり方について不明確な問題等を起したことはあります。しかし、十二月四日の委員会の事態というものは、だれでも今日でも周知の事実となっているわけであり、全く「ない」として「ある」と、こういう言い方をした問題なのであります。全然今日までのいろいろな採決の紛糾とは違っているのであります。寺尾委員長は、当日何も発言をしておりません。速記録でも、植木君が「委員長」と言うことが載つておるにすぎません。植木君自身も、「委員長」と言うて、あとの動議は、しゃべつておられません。それだけのことなので、事実上、寺尾委員長は、この問題が起きた後に、新聞記者との会議におきまして、植木委員の言うのが聞こえなかつた、こう言つておられます。聞こえないでどうして採決ができるのでしょうか。あらかじめ打ち合わせがあつたら聞かなくてもわかるといふ意味のことを言つておられますが、そういうことで、一体、正式の会議というものは成り立つものでしょうか。委員長自身が聞こえなかつたと言つておられる。この事実をもつてしても、あそこは何かもないわけであり、しかも、それだけ

はありません。寺尾委員長は、現に新聞記者に對しまして、委員会席から出た直後、「質疑を打ち切りました」と言われ、録音にも載つておられます。それが、参議院自民党の執行部から、そうではないと、統一見解をつくるというて、急遽、おしまいで言つたようにされて、そうして、寺尾委員長は新聞記者にその立場から再度お話をなつたわけであり、一体、こういうことが、許されていいものでしょうか。足りない部分があるから少し補つたという問題ではないのであります。だから、自民党以外のすべての人は——この条約に賛成の立場を表明している民社まで、これはひどい、ともかく特別委員会まで返さなければどうにもならぬじゃないかと、こういうことで、その後の参議院が紛糾しているわけなんです。なぜ紛糾しているか、佐藤さんはほんとうに問題の核心をつかんでおられますか。またやつてるわい、といったような簡単な方法をしておられるのは、ごいませへでしようか。どの新聞もこぞつて、衆議院以上の暴挙だと、はつきりとこれは指摘しておられます。

せんだつての議長不信任案に關連して、百九十五名の学者、文化人の諸君が、国会に出され、その諸君にすれば、あれだけ衆参両院に、衆議院の強行採決後要望したのに、それを上回るものがまた再びここで起きた。ほんとうにこの腹の中が煮え返るような思いでおられると思つてあります。ほんとうに総理がこの事態を認識され——その場にいたのですから、総理もわかつておられると思う。その現場に立ち会つておられた参議院の委員部の部長——委員部長も、ことばとしては植木君の「委員長」しか聞こえなかつた、こう言つておられます。そんなことで、一体、採決とか議事が行なわれたと、どうして言えるわけでしょうか。参議院の審議は、それまでは、ともかく一時間でも多くということ審議を進めてきたことは、総理もごらんのお通りです。もちろん、その間には、全体の委員会のルールができておりませんから、質問者の先陣争いといったようなことで、一日中断したこともあり、それを除けば、連日審議を重ねてきたわけであり、突如として横川君の質問の途中に、こういう前代未聞のことが起きたわけであり、先ほどのような、ああいうきれいなことではなしに、具体的に一体、このようにして会議があつたと言えらるかどうか。もし言えらるならばその根拠、委員長が何も聞こえないで、しかも何も発言しないで、それで一体、結論というものが出来ることを認められるかどうか、これを私は率直に承りたい。

第二にこの点に關して承りたいのは、なぜ総理は、参議院でこれだけこの点が問題になつて紛糾しているときに、特別委員会に返したらどうかという総裁としての指導性を発揮されなかつたので、二十四日に衆議院の事態につきまして、総理のお考えを藤田君と私がお尋ねしたときには、できるだけ院の運営には、さわりたくない趣旨のことを言われましたが、そんなことではこの場は通りません。総裁である。政党政治である。議員でない者までも、こういう事態にはたえられないといふことで、いろいろなことを言つてきているのが現状であります。もう形式論は抜きにして、日本の政治の最高の責任者として、当然、これは避けるべき問題じゃないに、率先して、これはどうしたらよからうかと努力されるのが、私はほんとうの立場ではなからうかと考えていたわけであり、これは直接聞いたわけではありませんが、途中、田中幹事長が参議院議長に對して、やはり特別委員会に戻したらどうか、それはどう言ふならば——というふうな、何か、進言といふべきか、そういうこともあつたやに、これは正確ではありませんが、漏れ聞いたこともあるわけであり、結果は、ついにそのようにならないうまま今日の事態に至つたわけであり、たいへんこれは残念なことです。私は、本日

は、お尋ねしたいことも多々あるわけでございますが、まず、この点についての総理の考え方を最初に明らかにしてもらいたい。その点がしっくりしませんと、あとが統かないわけであり、衆議院の二回にわたる強行採決無効——無効なものをわれわれが押しつけられた感じを持つて今日まできている。それが、再び無効なやり方で押し切られて、そうして、うそつばちの報告というものが先ほどなされたわけであり、われわれの立場に立つたら、一体、どうしたらよいのでしょうか。これは、本来ならば、寺尾委員長あるいは代理がこへ上がったとたん、もうこを引上げざるべきだ、こういう有力な意見も多々あつたわけであり、しかし、われわれとしては、会議が開かれる以上、十分の場に行つて総理の見解もただすが、よりよいのではないかと、総理の率直な——きれいなことじゃないに、お考えをまず聞かしてほしいと思つて、これはもちろん、あと本論に入るわけですから、これは別ワクです。(拍手)

「國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手」  
○國務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。参議院の特別委員会が審議が行なわれました。しばしば衆議院における異常なる採決、これについてお尋ねがありました。これについては、私の感したことを率直にお答えいたしました。少なくとも参議院の特別委員会におきましては、衆議院において尽くさなかつた審議も十分尽くしていただきたい、かように思つて、政府としての答弁等も特に留意をいたしました。参議院特別委員会の審議のしかたについて、また、その採決等について、お尋ねがございました。しかし、当時私が私の気持ちを率直に申し立てたのは、私は政府だ、政府を代表してこの答弁に立つておる、国会の審議は皆さん方のほうで十分尽くしていただきたい。ただいま特別委員会には

ん、その間には、全体の委員会のルールができておりませんから、質問者の先陣争いといったようなことで、一日中断したこともあり、それを除けば、連日審議を重ねてきたわけであり、突如として横川君の質問の途中に、こういう前代未聞のことが起きたわけであり、先ほどのような、ああいうきれいなことではなしに、具体的に一体、このようにして会議があつたと言えらるかどうか。もし言えらるならばその根拠、委員長が何も聞こえないで、しかも何も発言しないで、それで一体、結論というものが出来ることを認められるかどうか、これを私は率直に承りたい。

第二にこの点に關して承りたいのは、なぜ総理は、参議院でこれだけこの点が問題になつて紛糾しているときに、特別委員会に返したらどうかという総裁としての指導性を発揮されなかつたので、二十四日に衆議院の事態につきまして、総理のお考えを藤田君と私がお尋ねしたときには、できるだけ院の運営には、さわりたくない趣旨のことを言われましたが、そんなことではこの場は通りません。総裁である。政党政治である。議員でない者までも、こういう事態にはたえられないといふことで、いろいろなことを言つてきているのが現状であります。もう形式論は抜きにして、日本の政治の最高の責任者として、当然、これは避けるべき問題じゃないに、率先して、これはどうしたらよからうかと努力されるのが、私はほんとうの立場ではなからうかと考えていたわけであり、これは直接聞いたわけではありませんが、途中、田中幹事長が参議院議長に對して、やはり特別委員会に戻したらどうか、それはどう言ふならば——というふうな、何か、進言といふべきか、そういうこともあつたやに、これは正確ではありませんが、漏れ聞いたこともあるわけであり、結果は、ついにそのようにならないうまま今日の事態に至つたわけであり、たいへんこれは残念なことです。私は、本日

昭和四十年十二月十一日 参議院會議第十四号

日本国と大韓民国との間の基本關係に關する条約等の締結について承認を求めるとの件(前会の続外三件)





れに對する損害請求權というものがあられるわけですが、これを日本政府が放棄しているわけでありませ

を認めなければならぬのか。

次に確かめたいのは、合意議事録の4の(4)です

に、あらためて協議すると、こういう規定のしか

が、これはいへん筋の通らない処置ではないかと思

ね、無償三億ドルの中で一億五千万ドル以上の消

ります。朴政権の政治資金に関しましては、ずい

たになつておりますが、その基本的な考え方はど

かと思つております。ほかの各種の請求權とい

費財を供与する、こういうことがこの議事録で書

がら、そういう黒いうわさのために、昨年以來、

程において、二十五年後の協議を待たないで、と

は、問題が本質的に違つたわけでありまして、こ

のだ、したがつて供与する生産物は資本財でも

な問題が多々連ねられております。それから、結

けであります。そういう点では、協定の二条

いう損害請求權というものは、ほかのものと同殺

てやるのだと、こういう方針をとられたはずであ

びつてきた場合に、どういふ結果が起るか、

思いますが、この二条の精神というものは、ど

するような考えを持つては、ほかのものと同殺

ります。ところが、だんだん交渉が煮詰まつてま

日本政府は一体、こういう点について確信を持

ていくと、そういう腹で書かれてはいるものかど

ありませぬ。なぜならば、あのような漁船の拿捕

消費物資と、こういうことに、しかもこれは本協

家のふところを肥やす材料に使われた、こうい

うか。そういう点を明らかにしてほしいと思つ

追求めし、結論をつけなければならぬと思つて

います。ところが、だんだん交渉が煮詰まつてま

ておきたいと思つてお聞きします。

次に、永住許可の申請をするには、合意議事録

追求めし、結論をつけなければならぬと思つて

います。ところが、だんだん交渉が煮詰まつてま

ておきたいと思つてお聞きします。

次に、永住許可の申請をするには、合意議事録

追求めし、結論をつけなければならぬと思つて

います。ところが、だんだん交渉が煮詰まつてま

ておきたいと思つてお聞きします。

次に、永住許可の申請をするには、合意議事録

追求めし、結論をつけなければならぬと思つて

います。ところが、だんだん交渉が煮詰まつてま

ておきたいと思つてお聞きします。

次に、永住許可の申請をするには、合意議事録

追求めし、結論をつけなければならぬと思つて

います。ところが、だんだん交渉が煮詰まつてま

ておきたいと思つてお聞きします。

次に、永住許可の申請をするには、合意議事録

追求めし、結論をつけなければならぬと思つて

います。ところが、だんだん交渉が煮詰まつてま

ておきたいと思つてお聞きします。

次に、永住許可の申請をするには、合意議事録

追求めし、結論をつけなければならぬと思つて

います。ところが、だんだん交渉が煮詰まつてま

ておきたいと思つてお聞きします。

次に、永住許可の申請をするには、合意議事録

追求めし、結論をつけなければならぬと思つて

います。ところが、だんだん交渉が煮詰まつてま

ておきたいと思つてお聞きします。

次に、永住許可の申請をするには、合意議事録

追求めし、結論をつけなければならぬと思つて

います。ところが、だんだん交渉が煮詰まつてま

ておきたいと思つてお聞きします。

次に、永住許可の申請をするには、合意議事録

追求めし、結論をつけなければならぬと思つて

います。ところが、だんだん交渉が煮詰まつてま

ておきたいと思つてお聞きします。

次に、永住許可の申請をするには、合意議事録

追求めし、結論をつけなければならぬと思つて

います。ところが、だんだん交渉が煮詰まつてま

ておきたいと思つてお聞きします。

次に、永住許可の申請をするには、合意議事録

追求めし、結論をつけなければならぬと思つて

います。ところが、だんだん交渉が煮詰まつてま

ておきたいと思つてお聞きします。

次に、永住許可の申請をするには、合意議事録

追求めし、結論をつけなければならぬと思つて

います。ところが、だんだん交渉が煮詰まつてま

ておきたいと思つてお聞きします。

次に、永住許可の申請をするには、合意議事録

追求めし、結論をつけなければならぬと思つて

います。ところが、だんだん交渉が煮詰まつてま

ておきたいと思つてお聞きします。

次に、永住許可の申請をするには、合意議事録

追求めし、結論をつけなければならぬと思つて

います。ところが、だんだん交渉が煮詰まつてま

ておきたいと思つてお聞きします。

次に、永住許可の申請をするには、合意議事録

追求めし、結論をつけなければならぬと思つて

います。ところが、だんだん交渉が煮詰まつてま

ておきたいと思つてお聞きします。

次に、永住許可の申請をするには、合意議事録

追求めし、結論をつけなければならぬと思つて

います。ところが、だんだん交渉が煮詰まつてま

ておきたいと思つてお聞きします。

次に、永住許可の申請をするには、合意議事録

追求めし、結論をつけなければならぬと思つて

います。ところが、だんだん交渉が煮詰まつてま

ておきたいと思つてお聞きします。

次に、永住許可の申請をするには、合意議事録

追求めし、結論をつけなければならぬと思つて

います。ところが、だんだん交渉が煮詰まつてま

ておきたいと思つてお聞きします。

次に、永住許可の申請をするには、合意議事録

追求めし、結論をつけなければならぬと思つて

います。ところが、だんだん交渉が煮詰まつてま

ておきたいと思つてお聞きします。

次に、永住許可の申請をするには、合意議事録

には、もちろん、国籍を証明するもの、または陳述書というものが必要にならうという事は、私もそれは認めます。しかし、とりあえず問題になるのは、外人登録の上です。韓国籍となつてゐる人たちから、まず私は、永住許可の申請が具体的に出てくると思つてゐるわけでありませう。味で、この点をお聞きしてゐるわけでありませう。統一見解と、この協定に関する合意議事録の規定のしかたというものは矛盾があると、こういうことを申し上げたいわけでありませう。法務大臣の見解を聞きます。

それからさらに、永住許可を受けた人の退去強制の事由について、法務大臣に二点お伺ひいたします。

まず、その一つは麻薬犯罪者であります。これは、もっと強く条件をしぼつてよかつたのではないかと思つてゐます。たとえば、この協定によれば、原則として三回以上麻薬犯罪で刑を受ける、そういうことになると強制退去の理由になるとなつてゐるのですが、しかし、麻薬というものの非常な害悪から見るならば、たとえ一回でありませう、その者が常習的にやつてゐるのだといふことが、事件を調べてわかる場合には、それでやはり退去強制の事由としてよろしいのではないかと、うらふに考えられるわけでありませう。なぜ三回まで、そのような場合でも待たなければならぬのか、明確にしてほしい。

次に、協定第三条の(ハ)の犯罪であります。これは外交あるいは公館等に関する犯罪であります。朝鮮の複雑な政治情勢から考えますと、たとえば、韓国代表部に対する犯罪といつたようなものも考えられないことはないものであります。しかも、その中には、政治犯という範疇で考へるべきものも予想されるわけでありませう。こういう人たちにつきましては、この協定にいう退去強制を執行すべきものではないことは、政治犯人に対する扱いからしても当然だと思つてゐます。しかし、従来の韓国政府の態度から見ますと、そ

のような犯人に限つて、引き渡しを求めてくる、こういうことも考えられるわけでありませう。法務大臣の、そのような場合に対する所見をお聞きしておきたいと思つてゐます。

それから次に、合意議事録によりませうと、韓国政府は日本政府から退去強制される人の引き取りについて協力をする、こういうことが合意議事録並びに韓国政府の声明の中になつておられます。過去において、日本政府としては、先方が引き取りを拒否して困つたことがあるわけでありませうが、この合意議事録並びに討議の記録の中にあらわれてゐる韓国政府の意思表示によりませうと、今後、韓国政府としては、日本政府が退去強制をする者に対して引き取りを拒むようなことは絶対にならないのだと、こういうことが明確に約束されてゐるのかどうか、明らかにしていただきたいと思つてゐます。

次に、在日韓国人の経済上の活動につきまして、日本人と比べてどのような不利な点があるのかという点を明確にしてもらいたい。その中身といたしましては、たとえば、土地その他財産の取得、そういう点で、どのような違いがあるか。第二には、金融機関の利用等について、どのような違いがあるか、単なる事実上の違いにすぎないのかどうか、そのような点。第三には、各種の就職の上でどのような違いがあるか、これも単なる事実上の違いにすぎないのかどうか、そういうことと思つてゐます。なぜ、私がこのようなことをお尋ねするかと申しますと、在日韓国人、朝鮮人の方々の日本の社会における処遇というものは、日本人と非常に格差ができてはいけないのであります。同じ社会の中で、経済的な格差が、民族が異なるがゆゑに生ずるといふことは、いろいろな派生的なマイナス面ができて、まあ社会保障なり、あるいは犯罪統計等にも、そういうたよるな点があるわけでありませうが、根本的には、やはり、在日朝鮮人の経済的な基盤の確

保というものが、ほんとうに考えられなきやならぬと思つてゐます。そのためには、まず、現状は一体どうなつてゐるのか、そういう点について、法務大臣からお答えを願ひたい。そうして、そういう点についての今後の処理ですね。そういう日本人とのギャップを完全に埋めるといふことは、これはなかなか、完全な意味では、いろいろむずかしいこともあるでしょうが、総理大臣としては、こういう問題についてどんな考えを持つてゐるのか、はつきり示してほしいと思つてゐます。

それから次に、国民健康保険の適用の問題について、(一)厚生大臣いらないぞと(呼ぶ者あり)厚生大臣いませぬ。それでは、法務大臣に、あわせてお答えを願ひます。国民健康保険についてお尋ねしたいのは、今回の協定ができましたことに関連いたしました、厚生省令を改正して、全国一律にこの国民健康保険に加入できるようにしよう、こういうことをきめてゐるわけでありませう。しかし、この点は相当問題があるのではないかと思つてゐます。国民健康保険は、御承知のとおり強制加入であり、また、当然掛け金も必要なのであります。日本の国民自身からも実は問題が起きてゐるわけでありませう。そういう状態のままで、それを在日朝鮮の方々にかぶせていくということが、はたして適切なのかどうか、疑問を持つたざるを得ない。現在では、各市町村の条例によつて、市町村で、この地区では国民健康保険に加入してもらおうといふふうなことがきまれば、その地区だけでやられてきました。私は、そういう扱いのほりが、現状ではまだ適してゐるのではないかと、逆に考へるわけでありませう。ただ、この協定並びに協定に附属してゐる討議の記録を拜見いたしますと、厚生省令の改正をやつていくということが書かれておられますが、はたして、厚生省令の改正をして、全国一律に、この制度の中に入れていくことが義務として負わされてゐるのか、その点の書き方が、はなはだあいまいで

あります。だから、この全国一律強制加入ということが、日本政府としては、義務づけられたことになつてゐるのか、あるいは義務とまではいけないう程度の意味で書かれてゐるのか、その点をまず明らかにしてほしい。もし後者の意味だとするならば、はたして急いで全部をかぶせてしまつていいのかどうか、そういう点についての――まあ、法務大臣は国民健康保険の実情をよくつかんでおられないから、あるいはお答えができていかぬかと思つてゐますが、厚生大臣お聞きませぬので、かわつて、ひとつお答えを願ひます。

それから次に、永住許可を受けた人が韓国に帰る場合の持ち帰り財産についてお尋ねをいたします。永住許可者が韓国に帰る場合には、原則として、すべての財産を持って帰ると、こういうふうな規定されておられますが、持つていけないものは一体どういふものがあるのか、具体的に明示してもらいたいと思つてゐます。なかんずく、この協定並びに関係の文書の中で、持つて帰る品物の中に、「職業用具」、自分の仕事の関係の品物と、こういうものが書かれておられます。で、これはどういふ範囲のものを意味してゐるのか、明確に答えてもらいたい。解釈のしようによりましては、無為替で大量の商品が、そういう形で流れていくといふことも考えられるわけでありませう。職業の用具といふのは、どの範囲のことをいふのか。できますならば、具体的な職業につきまして、例をあげて、ひとつ御説明をお願いできれば、はつきりすると思つてゐます。

それから次に、大蔵大臣にお尋ねしますが、永住許可を受けた方が韓国に帰る場合、一世帯一万ドルを持って帰る、こういうことが書かれておられます。これは、日本の外貨事情がどのようになりませうとも、必ず一万ドルまでは持つて帰らなす、こういう窮屈な規定のものであるのかどうか。事情によつては、多少減らすといつたやうなこともできる意味で書かれてゐるのか、明確にし

あります。だから、この全国一律強制加入ということが、日本政府としては、義務づけられたことになつてゐるのか、あるいは義務とまではいけないう程度の意味で書かれてゐるのか、その点をまず明らかにしてほしい。もし後者の意味だとするならば、はたして急いで全部をかぶせてしまつていいのかどうか、そういう点についての――まあ、法務大臣は国民健康保険の実情をよくつかんでおられないから、あるいはお答えができていかぬかと思つてゐますが、厚生大臣お聞きませぬので、かわつて、ひとつお答えを願ひます。



てほしい。それからもう一つ、一般の外国人に比べると、この持ち帰り金額が多いわけでありすが、当然、韓国人にこのような道を開けば、ほかの外国人からも、日本政府に対する要請が出てくるのではないかと思つておりますが、そういう場合には、どのように大蔵大臣として対処されますか。

それからさらに、現在北鮮に帰還する方が毎月あるわけですが、この方々には、わずか百二十五ドルしか持ち帰りを認めておられない。あまりにもその差が大き過ぎるんですね。まあ、一方は日本政府と仲がいい、一方はそうじゃない。差別するのはあたりまえだと、そう簡単に私は割り切れないと思う。日本に在住する理由になった経過というのは、これは同一の人たちなんです。その人たちが自分の好きな祖国に帰らうというのに、一方では一万ドル、一方では百二十五ドル、これは、あまりにも非人道的だと思うのでありますが、こういう点について、これは佐藤総理にお尋ねをしておきます。まあ、財政上の理由というよりも、こういう非人道的なこととはよくないと、こういうことは、総理大臣が、はっきり方針を出されなきゃならぬ問題です。その上で、大蔵大臣が計算をされると、こういうことにならなきゃ、うまく運ばぬわけでありまして。

それから次に、まあ、いろいろこまかいことを聞いて恐縮でございますが、特別委員会を途中で打ち切つたりするものですから、こういうことにならざるわけですが、この討議記録によりますと、韓国政府は、在日韓国人の生活の安定、あるいは貧困者の救済、こういうことにつきまして日本政府から要求があったら、できるだけ協力する、こういうことを、この討議記録において韓国政府が意思表示をしております。これは一体、韓国政府として、具体的にはどんなことをしようという裏づけがあつてこのよふなことを言つてゐるわけでしょうか、明らかにしてもらいたい。たとえば、生活保護なり、あるいは国民健康保険等で、

日本政府等に相当な出費がある、そういうふうなものについて、若干でもこの補いをするという、そういう具体的な意味までも持つてゐるのかどうか。いや、そういうことは、もう日本政府にまかしてあるわけでも、もっとほかのことを考へてゐるのかどうか。そこら辺のことを考へて、交渉の経過の中で明らかにした限りについて明確にしてほしいと思つてます。

それから次に、法務大臣声明によりますと、本協定で扱われている在日韓国人、つまり、戦前から日本にずっと引き続いてゐる韓国人以外の韓国人です。たとえば、戦前からいたが途中で一度韓国に帰つた、これは本協定の対象にはならない。そういう方々が多々あるわけですね。そういう人たちを対象にいたしまして、法務大臣声明が六月二十二日に出されてゐるわけでありまして、まあ、これは一方的な大臣声明ということになっておられますが、これは相当強い約束をしてゐるのではないかと、これは思つてゐます。韓国国会の議事録等を見ますと、これらの人たちは当然日本で在居できるのだ、こういうふうに向こうでは説明をしておりますが、その間の真相を明らかにしてほしいと思つてます。

それから次に、協定でも、あるいは法務大臣声明でも扱われておられない人、つまり、平和条約発効後に韓国から日本に渡つて来た、いわゆる密入国者ですね、こういう方々の処置ですね、これは当然、密入国だから退去強制するのだ、出入国管理令からいへば、そういう立場になるわけでありすが、しかし、従来の実際の例から見れば、相当数の者が、法務大臣の特別の許可によつて日本に在留をしてゐるわけでありまして。そういう点について扱ひといふものは、一連のこういう協定ができました、交わらないのかどうか。まあ、法務大臣が、こういう公の席で、今後の密入国者についても従来と同じように考慮するといつたよふなことをおっしゃることは、なかなか言ひにくいことかもしれませんが、しかし、従来もそ

のよふな処置を相当とつてきてゐるわけですね。そこで、今は、その点についてどういふお考えを持つておられるか、明らかにしてほしい。あわせて、現在まで、そういう密入国者について特別の在留許可を与えてゐることがあるわけですが、どういふ基準でそのよふな許可を与えてきたか、そういう点を明確にしてほしいと思つてます。

それから次に、同じく協定ができました六月二十二日の入管局長の談話によりますと、日本に在る永住許可を受けた韓国人の親戚で韓国に在る人が、日本の近親者をたよつて来る、こういう場合には好意的に扱ひ、こういう声明が出されておられますが、ここで言ひ近親者の範囲なり、あるいは日本滞留の期間、そういうふうなもの、どの程度でお考えになつてゐるか、明らかにしてほしいたいと思つてます。

それから、一連の関係書類によりますと、永住許可者に対して、再入国の許可ですね、これを普通以上に便宜をはかる、こういうことも出てきてゐるわけでありまして。永住許可者が韓国に行つて、また日本に帰つてくる、この再入国を、普通の外国人よりも便宜を計らう具体的な処置のしかたを明らかにしてほしいと思つてます。どの程度のことを考へてゐるのか、明確にしたい。以上、たいへんこまかいことが、ずいぶんありましたが、法務大臣から、抜けないように、一つ一つ御答弁を願ひます。

と。いろいろな立場がからんで、そういう問題も起こるかもしれないと思つてます。しかし、そういうことがあつた場合でも、相当行き過ぎた妨害行為があつたということになれば、これは、現在でも、各種のいろいろな刑罰法規があるわけですが、それに該当するものは、それで処理すればいいわけですが、ことさらに重く、こういう問題を取り上げてくるということは、行き過ぎではないかと思つて。そういう問題が起る場合には、必ず朝鮮民族同士の政治的な問題というものがからむ場合が多いわけでありまして。そういう民族問題の中に、日本政府が権力をもちて介入して、こういう結果を招くのではないかと思つてゐるわけでありまして、このような罰則はやめるべきではないかと考へます。

最後に、総理にお尋ねいたします。今回の協定が発足いたしますと、永住許可を受けた人と、韓国系であつても永住許可を受けない、あるいは北鮮系で初めからそういう許可を受けようとなしな、まあ大きく分けて、二つのグループができるわけでありまして。永住許可を申請しない人も、国籍不明の外国人というわけで、法律百二十六号によつて、引き続き日本に在来と同じように在留できることになつてゐるわけですね。そこで、お尋ねしたいのは、許可を受けた人と、そうでない人、この間の差、違いといふものを、できるだけつけないように、いろいろな処遇問題で最大の努力をすべきじゃないか。立場上どうしても差が出てくるというところが起る問題は、やむを得ないかもしれないが、根本方針としては、もともとと同じ理由で日本に在居し、現在に至つてゐる同じ民族なんです。根本方針としては差をつけないのだ、こういうことを、総理として、はっきり言へるかどうかが、お尋ねをいたします。

特に私がお尋ねしたいのは、祖国との往來の問題です。国内における経済上の待遇等の問題も重要であります。しかし同時に、人間にとつて大事なことは、やはり血の通つた人々たちとの間の

交流ですね。これが、今度の協定によりますますと、先ほど私がこまかく法務大臣にお尋ねしましたように、永住許可を受けた韓国系の人に対しては非常な便宜が出てくるわけですね。こちらから韓国に行つて、また帰る。これが楽になる。あるいは韓国の親戚が日本に来て帰つていく。これも便宜を許らう。ひとり北朝鮮の關係におきましては、向こうに親戚があり、その方が病氣になつても帰れない。現在でもそういう状態が続いているわけでありませう。一般的な渡航の自由とか、そういう理論を、いまここで申し上げようと思つては、従来どおり、永住許可を受けない人も日本にずっとおるわけなんです。お墓つきはないけれども、一種の永住許可みたいなものなんです、事実上は。その人が、ちよつと自分の關係のあるところへ行つて、また帰つてくる……北朝鮮という國を認めておらぬといふことだけで、そういう大きな違いといふものが出ていいものでせうか。ひとつ總理から根本方針をお聞かせ願ひたいと思ひます。

それから、もう一つお尋ねしたいのは、日本人が北朝鮮に直接出かける、これがまた遮断されているわけですね。あるいは北朝鮮の人が日本にやつてくる、双方とも遮断されている。共産國渡航に關しては、昭和三十一年に例の次官會議の決定があり、それは閣議でも了承されて閣議了解事項になつてゐるようでありませうが、委員会ではその中身を見せたいと言ひましたが、とうとう出しません。しかし、うわさには大体聞かされてゐるわけでありませうが、しかし、もうあれは古い決定であつて、再検討の必要があるといふふうに内部でもいわれてゐるようでありませうが、私は、こういうものはこの際検討し直して、もっと人情の機微に合つたようなものにしてもらひたい。そういう考え方があつたらうか、明確にしてほしいと思ふのであります。なかならず、共産國のうちでも特に北朝鮮との關係、これがもう全然遮断される

かつこうになつておるんですね。私は、どうして中国なりあるいはソ連なり、そういうところと大きな區別をつけられるのか、理解に苦しむわけですね。総理は、ケース・バイ・ケースで今後もやつていくんだといふふうなことを言ひます。ケース・バイ・ケースなんといふことをいいますと、相当多数何かをいう、入つてきたケースがあるような感じを受けるわけですが、ほとんどないわけなんです。これは、スポーツの關係で、二つあつただけでありまして、それ以外は全くないわけなんです。こういうことがあつたら私は非常識だと思つておるわけでありまして、それは具体的な事件を扱う場合にはケース・バイ・ケースになるでしょうが、ケース・バイ・ケースをやると、その基礎になる根本方針といふものがはつきりしなければならぬと思ふ。それをひとつこの際總理から明確にしてほしいと思ひます。

農林大臣にひとつお聞きします。委員会でも若干お聞きしたことで、足りませんでしたので、この際、確かめておきます。それは韓国沿岸の共同規制区域に出漁できる沿岸漁民です、これは千七百隻、こういうことに圧縮されました。農林大臣は現在、關係各府県にその千七百隻という数字を割り当てるのにたいへん苦勞されてゐるようでありませうが、私は結論としてはどうも困る、私としては、共同規制区域のほりに行きたいのだ、こういう人が相当取り残されるのじゃないかと思ひます。質問の要旨は、そのような取り残された方が、背に腹はかえられず、餓死するわけにいかないといふことで、島根なり山口の沿岸から共同規制区域にかけ出ていく。こういうことになつた場合に、これは処罰のしようがないといふふうに、私は關係法規をずっと見て確信を持つわけですが、農林大臣、どうなんでしょうか。委員会であつたにお聞きをいたしますと、沿岸漁民の船を千七百にしほるといふことは義務ではないのだ、日本政府の義務ではない、こう言われました。そしてまた、漁業協定の規制の対象から

も、この沿岸漁民の小さな船といふものは、はずれてゐるわけでありませう。そうしてみれば、本来これは自由に行けるわけなんです。千七百隻以外の方々は自由に行けるわけなんです。あなたはこの千七百隻は日本政府の義務ではありませんと、はつきり委員会を言つてゐるわけなんです。氣持としては、千七百以上が行つてもいい、千七百以下は農林大臣の氣持はわかりませうが、しかし、そのために漏れた方が、死ぬわけにはいかならないといふので出かけた場合に、一体これを処分する方法がございませうか。ないと思ふ。どうなんでしょう。(発言する者多し)文部大臣に一点お伺ひします。文化財の返還につきまして、今回事は國有のものばかり、民間の所有のものについては日本政府が勸奨すると、こういうことを言つておられます。具体的にはどういふことなのか。たとえば朝鮮の皆さんがたいへんほしがつてゐる文化財が民間にあると、そういうものについて、経済的の裏づけを日本政府がしてでも、場合によつては全部しやなしに、特殊なものについてはそこまで裏づけをしてでも、朝鮮民族のものに朝鮮民族に返すという立場で努力されることまで考へておられるのかどうか。ただ口先だけで、できるだけ返したほうがよからうといふ程度のことなのか、明らかにしてほしいと思ひます。

また、いろいろあるのでございませうが、答弁をされる方もだいたいお疲れのようではございませうから、一応ここで、私は再質問を保留して、答弁をお聞きをしたいと思います。(拍手、総理、おかししいじゃないか)「前の発言取り消せ」と呼ぶ者あり) 〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕 ○國務大臣(佐藤榮作君) 私、いまのお尋ねに對してお答えする前に、先ほど龜田君に私がお答えしたことが十分理解されてないようではございませうので、もつとはつきり申し上げておきます。私は、皆さん方が賛成されたこと、社会党の方が賛成されたと言つた覚えはございませう。どこま

でも、立法府のことは立法府でおきめになることである。私は政府の代表として答弁をしておるのだから、一々こういうことを申し上げた。それで、その立法府においてたゞいまの議決は有効だと認められておるのではないかと、これを實は申ししたので、社会党の方がこれに御賛成していらつしやうといふようにとられたら、これは間違いでございませうし、そういうことを私は申し上げておきます。その点だけはつきり申し上げておきます。ただいまお尋ねがありましたことについてお答えいたします。まず、一つは、経済協力について、これが利権化する、あるいは汚職のよふなことが起こらないかといふお尋ねであります。特に、日本からその経済協力として出されるのは消費財であつたり、また、向こうのほうで、韓国のほうで使節團以外に認可した業者といふものもあるやうだと、こういうやうな非常に具體的に例をあげられまして、そういう汚職あるいは利権化する心配はないかと、こういうお尋ねであります。この点につきましては、かねてから私も、利権化するとか、あるいは汚職、そういうことがあつては私どもの真の目的を失ふことになりませう、また、われわれの好意が相手の國にも十分理解されないことになり、これはほとんどないことですから、十分注意しておりますといふことを申しました。特にその具體的方法として公團入札をする。したがつて、入札の方法も非常にフェアに行なわれる、そこらに暗いものは一切ないといふやうな処置がとられ、あるいは野党をも含めての——野党による財産管理委員会を設けてこの処置をつけるとかいふやうなことが、とられておるやうであります。その特別な認可された業者が入るといふことは、いかにも不都合なやうですが、これは業者の育成といふこともありませうし、あるいはむしろ専門的な業者が入ることによつて競争入札の公正が期せられる、こういうことともあるやうでありますので、私は、今回の処置

でも、立法府のことは立法府でおきめになることである。私は政府の代表として答弁をしておるのだから、一々こういうことを申し上げた。それで、その立法府においてたゞいまの議決は有効だと認められておるのではないかと、これを實は申ししたので、社会党の方がこれに御賛成していらつしやうといふようにとられたら、これは間違いでございませうし、そういうことを私は申し上げておきます。その点だけはつきり申し上げておきます。ただいまお尋ねがありましたことについてお答えいたします。まず、一つは、経済協力について、これが利権化する、あるいは汚職のよふなことが起こらないかといふお尋ねであります。特に、日本からその経済協力として出されるのは消費財であつたり、また、向こうのほうで、韓国のほうで使節團以外に認可した業者といふものもあるやうだと、こういうやうな非常に具體的に例をあげられまして、そういう汚職あるいは利権化する心配はないかと、こういうお尋ねであります。この点につきましては、かねてから私も、利権化するとか、あるいは汚職、そういうことがあつては私どもの真の目的を失ふことになりませう、また、われわれの好意が相手の國にも十分理解されないことになり、これはほとんどないことですから、十分注意しておりますといふことを申しました。特にその具體的方法として公團入札をする。したがつて、入札の方法も非常にフェアに行なわれる、そこらに暗いものは一切ないといふやうな処置がとられ、あるいは野党をも含めての——野党による財産管理委員会を設けてこの処置をつけるとかいふやうなことが、とられておるやうであります。その特別な認可された業者が入るといふことは、いかにも不都合なやうですが、これは業者の育成といふこともありませうし、あるいはむしろむしろ専門的な業者が入ることによつて競争入札の公正が期せられる、こういうことともあるやうでありますので、私は、今回の処置





なお、無償供与のうちの一億五千万ドルの消費財を供与すると、こうあるが、これは何がゆえであるかというより御質問であつたかと思ふのであります。これは従来の賠償供与の問題にもさういふ現象があらわれたのであります。いろいろなブランド等を日本が経済協力いたします場合に、現地において人を雇うとか、あるいは生活物資を現地において調達するとか、いろいろさういふ新しい事業をやる上において、現地において調達すべきものが相当ふえてまゐる、その場合の現地調弁に振り向けるところの現地通貨が不足するために、せつかくこつちは用意しておるけれども、現地において問題を扱いかねておるというやうな事態が非常に多いのであります。さういふことのないように、三億及び二億の有償無償協力、その両面にわたつて問題の進行をなめらかにする意味において、消費物資を向こうに供与いたしまして、それを政府が売り払つて、そして現地通貨をたくわえて、これをもつて諸建設に充てる、それをスムーズに行なう、さういふのでございまして、これは絶対に必要である、かように考へておる次第であります。(拍手)

〔國務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕  
○國務大臣(福田赳夫君) 持ち帰り財産についてのお尋ねでございますが、まず第一に、持ち帰り財産で持つて帰れないものはどんなものか、さういふことをごさいます。携帶品、職業用具及び引越し荷物は持ち帰りを認められておりますが、明らかに商品取引の対象となる程度のもの、輸出の承認がなければ持ち帰ることが認められないのであります。また、風俗を害するおそれがある書籍、図画、彫刻物等、日本の法令によつて輸出が禁止されておるもの、その他法令に違反した品物は、持ち帰ることができません。それから、職業用具は持ち帰ることができるのかといふことをごさいます。ただいまのような関係で、これは持ち帰り可能な部に入るわけでありませう。その範圍は、本人みずから職業の用に供することを目的

とし、かつ必要と認められる荷物であつて、職業に關する認定にあつては、本人の所轄市区町村長の発行する職業に關する証明書と資料として認定をすること、かような手續を踏むことが必要であります。

それから、先ほど總理からお答えがあつたのであります。持ち帰りの現金の問題であります。ただいまは世界各國とも一人につき無制限に四万五千円、つまり百二十五ドルかです。日本銀行の許可を受けて五千ドル、さういふふうになつておるのであります。今回特に韓国に對しましては一万ドルといふことにいたしましたわけでございます。貿易自由化といふやうな態勢でもありますので、各國に對しまして一万ドルにこれを拡大したい、かように考へるわけでありませう。さう相なりますと、北鮮と韓国との間には差別がなくなる、かように相なるのであります。また、特に私を御指名になつて、無償供与実施計画の決定は合意が必要なのかといふ問題、また、三億ドルの無償供与は、これを繰り上げるかといふことかどうかといふ、法的な解釈の問題のお問ひがございましたが、これは権名外務大臣がお答えいたしましたとおりであります。以上、お答えいたします。(拍手)

〔國務大臣(石井光次郎君) 登壇、拍手〕  
○國務大臣(石井光次郎君) お答えいたします。

第一番目は、二十五年後における永住についての協議方針はどうかといふことをごさいます。これは、法的地位に關する問題の協定の一前提に書いてあります。すなわち、多年日本に在任している特別關係であるとか、まあ、そこに住んでおる大韓民國民が日本の社会秩序のもとで安定した生活を営むといふやうなことが、兩國民、また兩國關係を非常に親密ならしめるといふやうなことを書いてある、これが根本でございます。この協定が土台として、この協定ができておるわけでございます。この心持ちで、二十五

年後に相談するときも、考へていくわけでございます。ま、そのときまでには、永住権を與へた人たちが、さういふふうな生活をやっておるかといふことも大体わかつてきます。それから、そのころの内外の情勢も、いろいろ出てまいりましようし、まあ、さういふふうな各般の情勢を考へまして、そのときに協議をするといふやうなことになる。いま、さういふ点をどういふふうにしてやるかといふやうなことを考へておるわけではございませぬけれども、さういふやうなことを頭に入れて、寄り寄りこれから考へていく基礎をつくつていかなければならぬと思つておるわけでございます。

それから、第二の、永住許可申請について、国籍を証明するものを追加させるとなつて、外国人登録証には「韓国」の記載があつて、もうそれがあつたらば要らないではないか、別にいふんものを証明する必要はないか、といふのは、この間から「韓国」といふのは国籍を示すものではないか、統一見解も政府は出したのだから、その必要はないかといふ御質問でございます。しかし、そのとおりに思ふのでございませぬ。しかし、「韓国」と記載されているものは、それだけで韓国の国籍が証明されていると言へるかどうかといふことを、いまの時点から考へますと、はつきりしないものがあるのでございませぬ。いまの場合において、この際において、はたしてそのとおりであるかどうかといふことを確かめる必要がございますので、今度のような話し合いによつて、さういふ手續をとるといふやうなことがなつたわけでございます。

その次は、強制退去の場合の麻薬犯が少し輕過ぎやしないか。もう一つ、第三条(b)項、外交上の問題でございます。さういふ問題について、特に政治犯とみなされるやうな場合には保護すべきではないかといふことをごさいます。麻薬の場合には、いかにも麻薬の問題だけを考へますと、一回やつても、これは追放に値す

るくらいなものでございまして、これは一般の外国人の場合においては、入国管理の上において非常に嚴重な取り扱ひをしておることは、御承知のとおりでございます。この場合におきまして、われわれが永住権を與へる人たちは、かつて日本人であつた者、それが今度は日本人でなくなつた、それに永住権を與へようといふわけでございます。さういふ特殊な事情を考へますといふと、ほとんど日本人と同じやうなところを考へてやるといふやうなことだ、まあ、このくらいなところまで、しかたないかといふこと、話し合いの結果、さういふところへ落ちついたといふふうには御了承願ひたいと思つておるわけでございます。

それから国交に關する問題のほうは、少し嚴重過ぎるやうに思ふのでございませぬが、これは内乱に——国内の治安に關する問題よりも、特に外國人の在留管理の面からすると、嚴格に取り扱わなくちゃならぬと思ひまして、さういふやうな話し合いができたのでございませぬ。しかし、お尋ねの点の、韓国人で、もし政治犯となつた者を、やはりさういふものによつて機械的に韓国へどんどん帰すやうなことにしなせぬかといふやうなお話もございましたが、わが國の従前の方針といたしまして、本人の希望に反しまして迫害の待つておる國には送還しないことに、さういふ政治犯はなつておるのでございませぬ。この方針は、今後とも踏襲することになっております。御心配のやうなことは今後とも起らないといふことを御承知願ひたいと思ひます。

次は、退去強制に關する韓國の協力といふのは、どんな程度のものか、はたして協力するのかどうか、といふお尋ねがございました。韓国は、昭和二十七年の五月以降、戦前居留者の強制送還の引き取りを拒絶いたしておりました。わが國も、昭和三十三年十二月、抑留者相互釈放の覚え書きを取りかわしましてからは、送還を自分のほ

うで差し控えておったというようにござい  
ました。ところが、今度、法的地位が協定されま  
してから、韓国側は、自国民を引き取る義務を当  
然なこととして向こうから認め、また、合意議事  
録、討議の記録においても、それは明らかにして  
おりますので、今後は紛議を生ずるようなことな  
く、必ず、こちらから強制退去させた者は、当然  
向こうが引き取っていくに違いないと、私どもは  
確信しておるわけでございませぬ。

それから、在日韓国人の日本における経済活  
動、あるいは仕事の上で、どんな不利があるか  
というふうなお尋ねでございました。韓国人に対  
しましては、「外国人の財産取得に関する政令」の適  
用がないのでございませぬから、土地建物に關する  
権利を取得したり、あるいは特許権等を取得する  
にも、特段の制限はないのでございませぬ。国民金融  
公庫、住宅金融公庫等の特殊な金融機関から金融  
を受けることは、一般外国人と同様に不可能で  
ございませぬ。さらには、国家公務員とか水先案内人等  
には、法律によりまして外国人が就職することは  
できない職になっておりますので、韓国人も同様  
に就職は許されないのでございませぬ。こういうふ  
うな法律で定められた以外のものは何でもやれる  
というふうになっておるわけでございませぬ。

その次は、法務大臣の声明についてのお尋ねで  
ございました。六月二十二日に法務大臣の名前  
において声明が出まして、第一には、戦前から日本  
に居住していたが、戦後一時帰国して、平和条約  
発効後に再び来日した者と、もう一つは、戦後か  
ら平和条約発効までに来日した者については、す  
でにわが国の生活に非常になじんでおる状態であ  
ること等を考慮いたしまして、在留状況を十分勘案  
した上で特別に在留を許可する。また、情状をよく  
調べて、いい者には、出入国管理令によりまして  
いわゆる一般永住を、あるいは与えることがあると  
いうことを、この法務大臣の声明には、うたつた  
わけでございます。それは、その日が、ちょうど条  
約調印の日でございます。こういうふうなこと

は、法の範囲内のことをする、取り扱う上に、こ  
ういうことに好意をもつてやるぞというコンプ  
リメントでございまして、法の範囲を出るもので  
はないのでございませぬ。まあ、その範囲におい  
て、こういういわゆる取り扱いを、仲よくする間  
柄になりましたから、やりましようという意味の  
声明にすぎないのでございませぬ。

次は、法務大臣の声明から、はずされた密入国者  
の取り扱いについてはどうするか。——平和条約  
発効前の入国者については、いまのようにできて  
おるが、発効後に韓国から密入国した者につい  
ては、従前どおり、出入国管理令によって取り扱  
うことになる。また、その実例として、さつき亀田  
さんが言われましたように、何とかいろいろな手  
順でこれを寛大に取り扱って特別に在留を許すの  
か、それとも、そういうことはしなくするのか、  
どうだ、というお尋ねでございました。これは、  
いままでどおり、情状によりまして法務大臣  
が特別に在留を許すというときは、出入国管理令  
第五十条によりまして法務大臣が権限を持ってお  
りまして、それによって、いままでもやっており  
ますし、今後このことおりの取り扱いをするつ  
もりでございませぬ。

その次は、入管局長の談話についてのお尋ねで  
ございました。これは、協定永住を許可された者  
について、その近親者が再会のために日本訪問を  
希望する場合には、その入国について好意的な取  
り扱いをしようというふうな、ただこれも好意的  
な、その日のあいさつでございませぬ。では、ど  
んな人が近親者として来るだろうかと思えませぬ  
が、親子とか配偶者とか、きょうだいぐらい。在留期  
間には、法によって厳重に調べなければなりません  
が、そういうふうな人たちが、今度国交が回復し  
たしますと、自然、寛大に取り扱われることにな  
るだろうというふうな意味の発表であります。  
その次は、入管特例法の、今度の法律の第九条  
で罰則を設けたのは、どうも要らぬことではない  
かというふうなことでございませぬが、これは、うその

申請をして永住許可を受ける者とか、あるいは威  
力を用いて永住許可の申請を妨害する者等があり  
まして、永住許可の申請の進行を妨害し、ある  
いはその自由を妨げるというふうなことがあつ  
てはならないということ、必要最小限度の罰則  
を設けたという心持ちのものでございまして、こ  
れで朝鮮人の民族問題等に国家が介入するとい  
うふうな心持ちは毛頭ないのでございませぬ。

それから、討議の記録で韓国が言明している意味  
はどういう意味だろうかというお尋ねであつた  
と思ひますが、日本政府から生活保護を受けている  
韓国人は、本来ならば韓国政府が当然めんどうを  
見る筋合いでありませぬが、いさすくに切りかえ  
る準備もないので、できる限り早い機会に、その  
実現に努力するという意向を示した程度のもので  
ございませぬ。

次は、厚生大臣にかつて私が御返事するので  
ありますが、国民健康保険の韓国人の加入問題で  
ございませぬ。これは、国民健康保険は、各市町村  
ごとの地域連帯の考え方からできていて、これは御  
承知のとおりでございまして、たてまえからいた  
しますと、外国人は加入させないことが、たて  
まえだと思つてございませぬけれども、市町村に  
おいて、住民であります外国人の生活実態から  
見まして、加入せしめたほうが適当と判断したと  
ことがたてまえになつておるわけでございませぬ。  
永住許可を得た韓国人についてはどうしたらいい  
かという問題になりますと、一般の外国人以上に  
日本の生活になじんでおりますし、市町村の地  
域住民として日本国民との関連性も深いものと考  
えられますので、特に市町村の条例を待たず  
に、国民健康保険の適用を受けるようにしたらい  
いじゃないかということで、省令でこの適用を  
受けさせるようにしたような次第でございませぬ。  
もう一つは、日本におります韓国人の人が韓国  
に帰られますか、また日本に再入国するのはどう  
いうふうになるか、寛大になるのじゃないかとい

うようなことであります。そのとおりでございま  
す。国交ができました関係上、自然、これは、い  
まよりは寛大になるだろうと思つております。  
それからもう一つ私にお尋ねのありました、持  
ち帰り財産あるいは職業用具の問題は、さつき大  
蔵大臣が御返事申し上げましたようでありませぬ  
から、もう私から御返事申し上げませぬ。  
これで私の回答は終わりました。(拍手)

〔国務大臣(坂田英一君)答へ〕  
共同規制水域に出漁し  
得る沿岸漁業の千七百隻の限度については、今次  
交渉では、日本側が自主規制することとなつてお  
りませぬが、国際交渉で了解したのであります。か  
ら、これを誠実に順守することが国際信義である  
と考えます。したがつて、政府といたしまして  
は、沿岸漁業の数多い種類、地域、時期、グルー  
プ等も配慮いたし、この線に沿つた国内体制を整  
備することといたしたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣(中村梅吉君) 合意議事録の中に、私  
有文化財について勸奨云々というくだりがござい  
ますが、この勸奨というものは、政府が何らか具体  
的な裏づけをすることになつておるのか、こうい  
うお尋ねでございませぬ。この合意議事録の意味  
は、そこまでのことになつておりませぬ。この  
合意議事録のくだりにございませぬ文意のとおり  
でございまして、政府が補償をするとか、あるい  
は何らかの負担をいたしまして、具体的な裏づけ  
をするかというふうな意味は、全然含まれておりま  
せん。この文言にあるとおりでございませぬ。それ  
だけをお答え申し上げておきます。(拍手)

〔亀田得治君発言の許可を求め〕  
〔副議長(河野謙三君) 亀田君、何ですか。答弁  
漏れですか。——自席で御発言願ひます。〕  
○亀田得治君 農林大臣、聞かれますか。——千  
七百隻から漏れた漁民が、共同規制区域にかつて  
に出かけても、処罰する道がないではないか、

そこを聞いています。ほかのことを言うてもらわんでもいいです。

〔国務大臣(坂田英一君) 答へいたします。〕

先ほど、体制を整備していきたいということを申しましたが、それができないときは、処罰もやむを得ないと存じます。

○副議長(河野謙三君) 鍋島直紹君外一名から、成規の賛成者を得て、

質疑終局の動議が提出されました。

これは記名投票をもつて行ないます。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、

御登壇の上、御投票をお願いします。議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

○副議長(河野謙三君) まだ投票されない諸君は、すみやかに御投票をお願いします。すみやかに御投票をお願いします。投票なさらない諸君は、すみやかに御投票をお願いします。すみやかに御投票をお願いします。

投票漏れはございませんか。すみやかに御投票をお願いします。投票漏れはございませんか。投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○副議長(河野謙三君) これより閉会いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○副議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百八十七票  
白色票 百十五票  
青色票 七十二票  
よつて、質疑は終局することに決しました。

賛成者(白色票)氏名

百十五名

- 森田 タマ君 植木 光教君
- 和田 鶴一君 沢田 一精君
- 二木 謙吾君 野知 浩之君
- 伊藤 五郎君 林田 正治君
- 吉江 勝保君 白井 勇君
- 梶原 茂嘉君 木暮武太夫君
- 草葉 隆國君 宮崎 正雄君
- 柳田桃太郎君 山内 一郎君
- 山本茂一郎君 園田 清充君
- 船田 讓君 藤田 正明君
- 平泉 涉君 八田 一朝君
- 土屋 義彦君 木村 隆男君
- 高橋文五郎君 内田 俊朗君
- 大森 久司君 丸茂 重貞君
- 源田 実君 熊谷太三郎君
- 山崎 齊君 川野 三曉君
- 温水 三郎君 龜井 光君
- 石井 桂君 稲浦 鹿藏君
- 大竹平八郎君 柴田 榮君
- 鹿島 俊雄君 鍋島 直紹君
- 横山 フク君 大谷 賛雄君
- 青柳 秀夫君 平島 敏夫君
- 青木 亨弘君 古池 信三君
- 田中 茂穂君 石原幹市郎君
- 重政 庸徳君 笹森 順造君
- 平井 太郎君 林屋亀次郎君
- 杉原 荒太君 中野 文門君
- 竹中 恒夫君 後藤 義隆君
- 堀本 宜実君 山本 利壽君
- 玉置 和郎君 内藤三郎君
- 任田 新治君 西村 尚治君
- 中村喜四郎君 高橋雄之助君

- 長谷川 仁君 岡本 悟君
- 奥村 悦造君 楠 正俊君
- 黒木 利克君 栗原 祐幸君
- 久保 勘一君 岸田 幸雄君
- 米田 正文君 谷村 貞治君
- 村上 春蔵君 木島 義夫君
- 山本 杉君 徳永 正利君
- 大谷藤之助君 天坊 裕彦君
- 西田 信一君 仲原 善一君
- 松野 孝一君 津島 文治君
- 斎藤 昇君 塩見 俊二君
- 植竹 春彦君 新谷寅三郎君
- 迫水 久常君 松平 勇雄君
- 八木 一郎君 山下 春江君
- 青木 一男君 安井 謙君
- 小林 武治君 小山邦太郎君
- 高橋 衛君 吉武 恵市君
- 廣瀬 久忠君 田村 賢作君
- 谷口 慶吉君 北島 教真君
- 金丸 富夫君 青田源太郎君
- 赤間 文三君 井川 伊平君
- 江藤 智君 森 八三一君
- 三木與吉郎君 西郷吉之助君
- 木内 四郎君 紅露 みつ君
- 上原 正吉君 増原 恵吉君
- 中山 福蔵君

反対者(青色票)氏名

七十二名

- 山高しげり君 石本 茂君
- 渋谷 邦彦君 鈴木 一弘君
- 達田 龍彦君 前川 日君
- 戸田 菊雄君 竹田 現照君
- 山崎 昇君 木村美智男君
- 村田 秀三君 小野 明君
- 矢山 有作君 野々山一三君
- 瀬谷 英行君 杉山善太郎君
- 林 虎雄君 小柳 勇君
- 横川 正市君 藤田藤太郎君

- 相澤 重明君 岡 三郎君
- 永岡 光治君 藤田 進君
- 柳岡 秋夫君 田中 一君
- 佐多 忠隆君 北村 暢君
- 鈴木 強君 大和 与一君
- 須藤 五郎君 春日 正一君
- 森 勝治君 鈴木 力君
- 中村 波男君 川村 清一君
- 田中 寿美君 稻葉 誠一君
- 吉田忠三郎君 渡辺 勘吉君
- 小林 武君 松本 賢一君
- 野上 元君 中村 順造君
- 武内 五郎君 山本伊三郎君
- 武内 忠二君 森中 守義君
- 松永 忠二君 占部 秀男君
- 森 元治郎君 光村 甚助君
- 大河原一次君 伊藤 顕道君
- 中村 英男君 久保 等君
- 大矢 正君 龜田 得治君
- 加瀬 完君 阿部 竹松君
- 近藤 信一君 大倉 精一君
- 松澤 兼人君 小酒井義男君
- 椿 繁夫君 成瀬 幹治君
- 鈴木 壽君 木村福八郎君
- 藤原 道子君 岡田 宗司君
- 加藤ソヅエ君 羽生 三七君

○副議長(河野謙三君) 討論の通告がございす。順次発言を許します。羽生三七君。

〔副議長退席、議長着席〕

○羽生三七君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となっている日韓関係の条約、協定等について、討論を行ないます。

本問題の不当性あるいは不法性につきまして、は、すでに先日、各種の決議案の提出の過程、並びに、先ほどの亀田議員の質問等において、余

すところなく指摘されましたので、私は直ちに本論に入りたいと思います。なおまた、この日韓条約・協定等の内容についての詳細な問題点は、後刻、同僚岡田議員から指摘されることになっておりますので、私は、総論的に、日本社会党が本条約に取り組む基本的な立場に立って、本条約の背景をなす国際情勢の検討を中心に討論を進めたいと存じます。

まず、本条約の提案理由において政府が述べている見解に対する疑問から出発することにいたします。この中で政府は、「こうして、両国が久しく待望されていた隣国同士の善隣関係を主権平等の原則に基づいて樹立することが、両国及び両国民の利益となることは申すまでもありませんが、さらにアジアにおける平和と繁栄に寄与することろ少なからざるものと信ずるものであります。」と、こう述べております。この点に関する認識の相違が、実は本問題に關する最大の分岐点となることを、まず最初に指摘しなければなりません。また、佐藤総理は、日韓国交回復はアジア外交の出発点であるとして、さらに本五十国会の施政方針演説の中におきましては、こう言っております。「私は、政権担当以来、国民諸君の強い願望を背景として、わが国の安全を確保し、アジアの平和を守るため、あらゆる努力を傾注してまいりました。」、こう述べているわけでありす。日韓条約は、はたしてアジア外交の出発点となるべきでしょうか。また、国民の願望する平和と安全につながる条約でございましょうか。われわれは、この点については、遺憾ながら全く異なる見解に立っております。これを、日韓条約の背景となる国際情勢を検討する過程で明らかにしたいと存じます。

さて、日韓基本条約の前文には、「國際の平和及び安全の維持のため」というくだりがあります。また、日米安保条約にも、「極東における國際の平和と安全の維持」云々と、うたっております。政府も「平和と安全」をうたい、われわれも

また「平和と安全」に最重点を置いております。しかるに、どうして、今日見られるような大きな見解の相違や隔たりが生ずるのでございましょうか。そしてまた、日韓条約の審議や取り扱ひに、なぜ、現に見られるようなきびしい対立が起こるのでございましょうか。問題は、平和と安全のため手段と方法が、あまりにも多くの相違点を持つていにあると思ひます。そして、この認識の相違が——このような國際問題に対処する政府の性格そのものが、実は、本条約の審議や成立の過程に見られるような、その無謀さの上に、そっくりそのまま、あらわれているとも言えるのではないかと思ひます。

さて、政府の平和政策であります。これを具體的に申しますと、政府の考え方は、一口に言つて、力の均衡政策であり、そのために自由陣營の結束というのを最大の課題とし、また至上命令としております。日韓特別委員会におきまして、私がこれを指摘いたしました。佐藤総理は、「それはイデオロギーの相違ということではないか。自由陣營の結束を強固にすること以外に方法があるなら、社会党の考え方を明らかにせよ」と反論されました。この問題については、あとからまた触れますが、ここで特に私が明らかにしておきたいことが一つございす。それは、第一に、外交はイデオロギーの問題ではないということであり、自由主義を信奉しよう、それは全くの自由であると思ひます。また、共産党の諸君がどういふイデオロギーを持とうと、これまた自由でございす。われわれ社会党は、社会党としての独自の政策と主張を持つております。このようなイデオロギー上の自由は、何びとも、侵すことも拘束することもできません。それは全く自明の理でございす。しかし、それと外交とを混同してはならぬと思ひます。外交は、国家間に現実存在している事態にどう対応するかという、きびしい現実認識を出発点としなければならぬと思ひます。前置

きが少し長くなりましたが、こういう点を明らかにしておかないと、問題の把握のしかたに混乱を起しやすいので、討論の出発点を明確にした次第でございす。

さて、政府の言うように、日韓条約はアジア外交の出発点となるでございましょうか。また、日韓条約が、政府の言うアジアの平和確立にどういふ寄与をするのでございましょうか。このよういふわれわれの疑問については、政府は次のように反論いたしております。すなわち、「お隣りの人と朝夕のあいさつをしたり、つき合ひをするのが、なぜ、悪いのか、国家間でも同じことではないか、こういう反論をされております。もちろん、われわれは、隣人とあいさつをしたり、つき合ひをするに、反対をするような、ばかげたことは毛頭考えておりません。国家間においても同様でありましょう。あいさつどころか、貿易あるいは文化、あるいは人事の交流も、大いにやつたらよろうと思ひます。だが、お隣りは韓国だけではございせん。本来、サンフランシスコ平和条約で日本が独立を承認したのは、全朝鮮であります。これらの点の解明は、このあと、岡田議員から適切な指摘があると思ひます。いずれにせよ、隣国は韓国だけではありません。北には、朝鮮民主主義人民共和国が、いわゆる北鮮が存在をいたしております。では、これとの関係はどうなるのか。北鮮は隣国ではないのか。同じことが中国についても言えるでございす。日本は、台湾と国交を持つていすが、中国、北京政権とはどうなのか。また、南ベトナムとは国交を持つていす。北ベトナムは、これを承認してない。これはどういふことなのか。このように見てくると、政府の言う隣人とは、隣組の中の気の合った人々とだけ、あいさつをするということであり、国家間では、自由陣營に属する諸国とだけの結束を固めるといふことになるのでございせんか。しかも、自由国家群との結束を固めること

つか、こういうことになる、結局のところ、政府の基本的な方針は、力の均衡政策であります。しかも、力の均衡の拡大となる性質のものでございす。

力の均衡政策は、今日の世界の必要悪であるかも知れせん。しかし、絶対に問題の解決にはなりません。力の均衡政策は、一方が一〇〇の力を持つてば、他方が二〇〇の力を持ちます。他方が二〇〇を持つてば、一方が三〇〇を持つてことになりす。際限のない矛盾を繰り返して、結局、力の拡大地点に戦争を引き起こし、終局的には破局の理命をたどる以外にはないでございす。この危険を除去するためには、力の均衡の拡大ではなく、その縮小をはからなければなりません。しかも、われわれは、一挙に均衡の一方だけをゼロにせよというような極論を吐いていすのでございせん。冷戦を漸次緩和し、力の均衡の縮小はかりつつ、最終的には、世界の完全軍縮、核兵器の実験、製造、貯蔵、使用等すべてを禁止することを目標として、最終的には、力の均衡政策の廃絶を実現しようといふのでございす。もちろん、これは理想であります。現実には、そう単純ではございせん。しかるに、それにもかかわらず必要なことは、そういう目標に少しでも近づけるには、どういふ外交政策が政策が必要かというものであり、日韓条約が、そういう方向に沿うものなのか、あるいはアジアの平和に何らか役立つのか、ということにございす。そういう角度から日韓条約を見ないと、結論は出てきせん。したがって、日韓という特定の一部、特定の部分、これから出発するのではなく、アジア全体の國際情勢を十分に把握し、問題の所在を明確にして、それが平和とどう関連するかという、大局的、國際的視野に立って、その一部として日韓問題を位置づけるのが順序であらうかと存じます。

したがって、あのおそるべき朝鮮戦争を引き起こした南北のきびしい現実を考へるならば、韓国

が、アジアの平和にどうつながるのか、どう役立

つか、このようにことになる、結局のところ、

政府の基本的な方針は、力の均衡政策であり

す。しかも、力の均衡の拡大となる性質のもので

ございす。

力の均衡政策は、今日の世界の必要悪であるか

かも知れせん。しかし、絶対に問題の解決にはな

とだけ国交を回復し、北鮮との関係は、これを疎外するよう立場に立つべきではなく、南北いずれも、人事、文化、貿易等、各分野にわたる接触を深めて、南北統一の機運をつくり上げることが、肝要なのではないでしょうか。南北朝鮮の分裂を固定化するような、そして結局は、南北に新たな紛争が起これば、政府がどのように説明しようとも、事実上これに介入せざるを得なくするようないかなる条件も、絶対につくるべきではありません。

さて、続いて、隣国中国の問題を見ることにしたいと思います。中国問題につきましては、日本は、さきの国連総会で、今回も、またまた重要事項指定の提案国となりました。政府は、これについて、中国問題は重要であるからと説明をいたしておられます。中国問題の重要性については、政府の言をまづまでもなく、われわれもよく認識いたしておられます。いな、むしろ、われわれのほうが、より深くこの重要性を認識していると言えるかもしれません。しかし、重要なことは、中国問題が重要であるということと、重要事項指定とすることとは、別個の問題であり、本質的に違うということでございます。なぜなら、国連の場における重要事項指定方式は、中国の国連加盟を阻止するための戦術であるからであります。さらに重要なことは、事もあらうに、日本がその提案国となつたばかりか、むしろ、その先頭を切つておられるという事実でございます。この問題を指摘した際——これは日韓特別委員会でありましたが、政府は、中国の戦術的高姿勢に言及されました。ここでも、われわれが明らかにしておかなければならないことが一つございます。それは、われわれは、いかなる場合におきましても、中国の外交方針や政治姿勢をそのまま容認しているものではないというのであります。日本社会党には社会党としての基本的な外交政策がございます。したがって、中国の外交方針に対する評価とは別個に、必要なる現実問題の処理として、わが党は対

中国政策を進めているのでございます。そういう立場に立つて、政府の中国政策、特に国連における再三にわたる方針を検討すれば、中国との国交回復が重要な戦後問題の処理として必要であるということに反するばかりではなく、冷戦緩和、国際緊張の緩和という立場からいたしまして、全くこれに逆行する方針と言わなければなりません。

総理は、核兵器を持つ中国は脅威であるとも言っております。わが日本社会党も、それがいかなる国であれ、核兵器の実験や使用には絶対に反対をいたしております。しかし、現実の問題として、ある特定の国だけは持つてもよいが、他の国は持つことができないという論理は成り立ちません。しからば、これを有効に規制する方法は何がアメリカであれ、ソ連であれ、あるいは英国であれ、フランスであれ、そしてまた、中国であれ、国際的に、全世界的な規模でこれを規制することが必要でございます。したがって、中国を国際社会に迎えることは、その欠くべからざる前提条件でもございます。中国を除外して完全な軍縮ができるはずがないからであります。もちろん、それゆえにこそ、政府は、世界軍縮会議の構想が進められているのではないかともしません。なお、それには中国が参加するかどうかという問題も存在しておりますが、とにかく、中国も含めての世界軍縮会議でない限り、これは実質上無意味であることを、世界各国も承知しているがゆえに、今回の世界軍縮会議の提唱は特別の意味を持つてゐるだらうと思ひます。

も、戦後二十年を経た今日、この間、激動し、変化を続けているアジア情勢、世界情勢の一環としてこれを把握しなければ、絶対に問題の解決にはなりません。また、太平洋戦争で、日本はアジアの諸国に多くの犠牲をしいましたが、その最大の被害者は、中国本土七億の人民であるという事実を、ここであらためて想起する必要があるかと存じます。さらに、台湾問題は、中国自身の内政上の問題であるという事実を忘れてはならないと存じます。さて、そのような中国に対して、歴代日本政府は、国連加盟阻止の役割りを果たしてまいりました。これが隣国外交でございますか。

この中国を除外した外交で、アジアの平和が確立できるでございましょうか。今日、世界の冷戦あるいは熱戦——ホット・ウォーといわれるその地点はどこなのか。欧州にはドイツ問題があり、これは東西に分割されております。アジアではどうか。ベトナムも南北に分割されております。中国は、これも本土と台湾に分かれております。そして、これらの地点が今日世界の危機の発火点となつてゐる。同一の国家・民族が二つに分かれてゐることから、ここに緊張激化が起り、そして、それをめぐつて、東西陣営の闘争が繰り返されてゐるのであります。この貴重な経験がわれわれは無視すべきではないと思ひます。しかも、今回、いままた、困難を將來にもたらすであろうところの、朝鮮の一方、韓国とだけ条約を結んで、しかも、これをアジアの外交の出発点といひ、平和外交の一つの布石であるという。われわれが理解に苦しむのは当然であらうと存じます。次に、ベトナム問題はどうかでありましょう。アメリカは今日ベトナム戦局の有利を盛んに宣伝をいたしておりますが、だれの目にも明らかでないか、(「外務大臣を起こせ」)「自分の問題じゃないか」と呼ぶ者あり)いや、寝たければおやすみなさい、御自由に。われ國せず焉であります。アメリカは今日ベトナム戦局の有利を盛んに宣伝しておりますが、だれの目にも明らかでないか、

現実にはそれがいよいよ解決しがたいどろ沼に進みつつあるということであります。このアジアの地域に起こつてゐる悲惨なベトナム戦争の本質を、日本の政府はどのように認識しているのございましょうか。最近、先月二十一日でありましたが、アメリカのニューヨーク・タイムズ、これがしばしば北爆をやめろと——ベトナムにおける北爆をやめろと言つておりましたが、今度は南爆を再検討せよという社説を掲げまして、その中に、「このように空爆の激化に伴つて南ベトナムの村落や部落に大きな犠牲を出している結果、タイなどの共産主義の脅威に当面している隣接国などには、米國に防衛してもらいよりも、共産主義者の支配を受けたほうが犠牲は少ないんじゃないか」といった疑問さえ出始めている。こうニューヨーク・タイムズの社説は述べております。また先日、八日でありましたが、タス通信は、やはりニューヨーク・タイムズのレストン記者とコスイギン・ソ連首相との会見記を載せておりますが、その中の一節にこうあります。「ベトナムにおける戦争、ドミニカ共和国やその他における戦争を、あなた方はあなた方の言う平和のドクトリンを反映したものと考へてゐるのか。この記録映画——これは、たぶんベトナムを撮影した記録映画と思ひますが、「この記録映画を見たまま、米兵により殺されてゐる婦人や子供たちを客観的に撮影したものだ。あなた方は人々を整理させ、銃殺してゐるではないか。これがあなた方の言う平和のドクトリンか。私は、あなた方が無防備の人々を殺す権利を持つてゐるなどとは考へない。……そして、至るところであなた方は介入をはかり、戦争を拡大しようとしてゐる。」こうレストン記者にコスイギン首相は述べたと伝えております。

で、この機会に私は、一言触れておきたいことがございます。自由とは何ぞやということでございます。これは簡単に申し上げます。アメリカは自由の防衛のために南ベトナムで戦つてゐる、こ







ういうらめには、この日本の国防あるいは防衛に  
おける問題に外交の果たす役割、その位置づけ  
に、高い位置を与える必要があるのではないかと  
いうことを、私は申し上げていたのであります。

総理は、この前、私に反論をされて、一片の条  
約文なんか当てにならぬと言われました。けれど  
も、たとえば日中の国交を回復する、日中間で不  
可侵条約を締結する。あるいは日ソの平和条約を  
締結する、不可侵条約を締結する。太平洋戦争の  
末期に、確かに総理の言われたような事実が存在  
したことはございます。しかし、それから二十年  
年、今日の国際社会のもとにおいて、あのときの  
ような事態が簡単に起こるはずはございません。  
まず相手の国、韓国をそれほど信用するならば、  
なぜ、ソ連、中国も、もっと信用いたしません  
か。そして国交を回復し、あるいは平和条約を結  
び、不可侵条約を締結する。さらに、日本はなぜ  
核非武装の宣言を世界にしないのでありませう  
か。核は持たない。アメリカからの核兵器の持ち  
込みも認めない。こう政府はしばしば言われてお  
ります。そうであるならば、日本みずから進ん  
で——世界唯一の被爆国であるわが日本が、みず  
から進んで全世界に対して核非武装の宣言を行な  
うべきであります。外国と協議する必要はありま  
せん。どこの国の迷惑にもなりません。なぜそれ  
がなし得ないのか。そういう努力を重ねて、政府  
がいろいろな発言をなされるならば、われわれは  
これを肯定する場合もござりますが、何一つなさ  
れない。

したがって、国を守る道は軍事力の増強だ  
けではないとござります。あるいは自由  
由陳營の団結だけでもないといふことございま  
す。この場合、特に一昨日でありましたか、ソビ  
エトのタス通信は、この米ソの平和共存時代の凍  
結を思わせるような話を、やはりニューヨーク、タ  
イムズの記者にいたしております。総理は先般、  
日韓特別委員会で平和共存を高く評価されまし  
た。いま、その平和共存のわすかなともしびすら

も消されそうになっております。米ソの間はしば  
らくは凍結の時代を迎えようとしております。だ  
れがそうしているのか。ほかならぬアメリカ自身  
であります。このような国際的な背景のもとで、  
いまや日韓条約は結ばれようとしていて、その  
いう条件のもとで日韓条約は出発しようとしたし  
ております。間もなく終着点を迎えるでございま  
しょう。しかしながら、この場合、私どもは、なお  
かつ、非常に多くの問題について述べたいことも  
ござります。問題はたくさんありますけれども、  
これはあとから同僚岡田議員も触れられるだろう  
と思ひますし、あるいはまた、今日この段階にお  
いて、あまりこまかいことを、くだくだ言うことに  
どれだけの意義があるかとも感じられますので、  
私は多くを申し上げません。

以上述べたこともろの事実を照らして、  
日韓条約がアジアにおける平和外交の出発点では  
なく、むしろ危険な道への門出であると断して  
も、決して過言ではないでございませう。ま  
た、善隣友好のための条約であるというのに、こ  
の条約はどうかでございませうか。日韓両国政府  
は、それぞれの国の国会において、ささやかな技  
術的な食い違いならぬと、まさに本質的、根  
本的というふうな、あるいは条約の生命とも言う  
べき重大な基本問題について、全く相異なる説明  
をいたしております。権名外務大臣は、この条  
約の合意した最終的な事実である、こう言わ  
れておる。それはそれでございませう。しかし、今日ま  
で、この国会の審議の過程を見ましても、韓国国  
会の議事録すら、まだ資料として提出し得なかつ  
たこの不合理的、この審議の過程、あるいはいまの  
驚くべき食い違い、このような条約の存在は、私  
は、かつて聞いたこともない、また、私は過去  
十数年、外務委員としての生活をいたしております  
が、このような経験に出くわしたことは一度  
もございませぬ。驚くべき事実であります。事実  
というよりも、驚くべき事件であります。これら

の問題を——たとえば領土の管轄の問題はどう  
か、李ライン問題はどうか、さらに竹島の問題は  
どうか、法的地位の問題はどうか、請求権の問題  
はどうか等々、数えあげれば限はございませ  
ん。今日また隣国韓国の国内事情はどうなのか、  
戒厳令にかわる衛戍令下で条約を取り結ぶよう  
な、その事態を見たときに、これがはたして民主  
主義国家のあるべき姿なのかどうかという疑問も  
あります。あるいはまた、マーシャル・プランに  
上回る何十億の援助をアメリカが韓国に与えなが  
ら、韓国では、なぜ日本国民の何分の一の生活水  
準しか維持できないのか。六十万余の軍隊を維持  
しながら、はたして韓国経済は日本政府の協力に  
よって立ち上がることができるのか。何十億ドル  
のアメリカ予算を提供しても、なおかつ今日の状  
態であります。このようなことでは、はたしてほん  
とうの日韓親善が確立できるかどうか、韓国の経  
済事情を検討するだけでも思い半ばに過ぎるもの  
がございませう。しかも、先ほど来申し上げました  
ようなアジアの国際情勢とは別個に、日本と韓  
国、この二国間だけの外交交渉においても、この  
条約は、成立後、多くの困難、難問を日本政府に  
投げかけるだろうと思ひます。非常に困難な事態  
に当面するだろうと思ひます。このような矛盾に  
満ちた条約、それをなぜ、どうして、かくも強引  
に、そしてかくも無理をして通過させなければな  
らぬのか、それがはたして善隣友好のためなのか  
どうか、その答えは、先ほど来、私が指摘してき  
た事実の中に求めなければならぬと思ひます。

われわれが、日本の内外情勢を見るとき  
に、今日ほど、全国民の英知を集めて、真の平  
和と真の善隣友好と、そして、さらにまた、真の  
安全保障を確立することの必要性に迫られてい  
る時代はないと信じます。しかも、いまや日韓条  
約は、われわれの抵抗にもかかわらず、間もな  
く、政府の立場からいへば成立を迎えるでありま  
しょう。衆参両院における本条約の審議の経過に  
かんがみ、本来存在しないはずの条約が、いま、

あらゆる不条理の中でここに間もなく誕生しよう  
としていくのです。しかし、どの道がアジアの平  
和に貢献するのか、いずれの主張が正しいかは、  
やがて歴史がこれを審判するであらうと信ずま  
す。われわれは最大の抗議を込めて、私は最大の  
抗議を込めて、日本社会党を代表しての私の日韓  
条約に対する討論を、これをもって終わることに  
いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 笹森順造君。

(笹森順造君登壇、拍手)

○笹森順造君 私は、自由民主党を代表し、ただ  
いま議題となりました「日本国と大韓民国との間  
の基本関係に関する条約等の締結について承認を  
求めるの件」外三件の関係内法について、賛成  
の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

日本国と韓国とは、ともにアジアの東に位し  
て、一衣帯水の隣国でございませう。地理的にも歴  
史的にもお隣の国であることは言うまでもござい  
ませぬ。ゆえに、この意味において、私どもが歴  
史の中に長い共存共栄の友好のきずなを持つてき  
たでございませうが、不幸にして、ある時代に  
は、権力をもって他を圧迫したというより、不正  
常なことも、なかつたものではございませぬ。した  
がって、大戦終結とともに、この両国の不幸な関  
係を清算して、国交を正常化するというのが、こ  
れまた私どもの願ひであることは、与野党ともに  
同じであらうかと思ひます。(拍手)この  
両国の間にわたかまつた幾多の難問を一  
括解決せんと欲して、両国政府当局が十四年の長  
きにわたつて慎重審議し、取るべきは取り、譲る  
べきは譲つて、完全なる合意に達する努力に全力  
をあげたことを、高く評価するものであります。  
それとともに、特に正式調印にまで取り組んだ現  
政府の、なみなみならぬ苦勞に、深き敬意を表す  
ものであります。(拍手)

この条約、協定に、両国政府は、御了承のと  
おりに、本年の六月二十二日、署名し、韓国国会で

昭和四十年十二月十一日 参議院會議録第十四号

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めめるの件(前会の続)外三件

二四四

は、去る八月十四日に右を賛成、可決確定をして  
 いるのであります。これに呼応して、わが国会に  
 おいても賛成議決をして、兩國の国交を正常化  
 し、いわゆる管轄領海の実をあげるといふことは、  
 政治外交の原理原則をわきまざる良識ある国会議  
 員の当然なすべきことと思ひます。正しい理由な  
 しに批准を拒否するがごときことは、国際信義に  
 反するものと言わなければなりません。

以下、条約、協定の内容の概要に就いて、賛成  
 の理由を明らかにしたいと思います。特別委員会  
 の審議や、また、議場における質疑応答におい  
 て、政府の答弁は皆さま方お聞きになったとお  
 りです。これは、議事録をごらんになると、よくわか  
 りますが、しかし私は、この際、この関係におい  
 て、きわめて簡潔に、しかも平明に、問題点だけ  
 に局限して、この理由を述べさせていただきます  
 と思ひます。

第一は、兩國が主権平等の原則に基づいて国交  
 を正常化するという規定でございます。いままで  
 は、日本と韓国との間に、これが行なわれてお  
 らなかつたのであります。つまり、代表権は一方通  
 行でありまして、日本からは認められていな  
 かつた。これが、平等の原則に従って、日本から  
 も大使を送り、あるいはまた領事を双方に交換す  
 るといふことは、これはぜひひきなされなければなら  
 ないことであつて、この条約によつて、それが、で  
 きあがるのであります。このことを、私も、  
 まず第一に指摘しなければならぬ。

第二に、日韓併合条約など、一九一〇年八月二  
 十二日以前に締結したすべての条約及び協定は、  
 もはや無効とされて、わづらひをかもしてきまし  
 た過去の残滓は、ことごとく払拭し去られ、ここ  
 に新鮮明瞭な関係が樹立されるのであります。こ  
 れに反対することができないことになるのであり  
 ます。

第三は、合法的政府の確認であります。大韓  
 民国政府を、先ほどからしばしばお話がありまし

たように、国連総会決議第九十五号(III)に明示  
 されてあるとおりの、朝鮮にある唯一合法の政府  
 であると認めて、これを七十二カ国とともに尊重  
 するといふところに、今後の国際平和にも通ずる  
 一つの意義があると思ひます。

第四に、兩國協力の方針は、しばしば言われて  
 おります。この間に、国連憲章の原則にのつとつて  
 平和裏に進められ、かつ、通商航空協定の締結の  
 交渉が可及的すみやかに開始されて、交流が敏速  
 化されることは、喜ぶべき次第でございます。

次に、漁業協定について簡単に賛成の理由を申  
 し述べます。

第一に、兩國が専管水域を各沿岸の基線から十  
 二海里までとしたといふことは、特に兩國の現状  
 に顧みて妥当と思ひます。第二に、漁業資源のた  
 めに共同規制水域の範囲を暫定的に規制したこと  
 も、これもまた適当であると思われまふ。第三に、専  
 管水域の外側では、旗国主義によつて、取り締まり  
 権、裁判管轄権は漁船の属する国が行使するとい  
 う定めは、従来のごとき兩國間の紛争解消の方法  
 として大きな進歩と信じます。第四は、共同資源  
 調査水域が共同規制水域の外側に設けられたこと  
 と。第五に、共同委員会が、規制措置、資源調  
 査、水域の範囲、操業の安定について、検討、勸  
 告を行なうことなど、それぞれ適切な措置がはか  
 られたのであります。

この協定の有効期間を五年として、更新規定を  
 設けたといふことも、兩國の現状から見れば賛成を  
 表すところでありまふ。

このようにして、公海自由の原則に立ち、兩國  
 間の漁業紛争の原因を除去し、わが国が国際法上  
 否認している、いわゆる李ラインの事実上の解消  
 となり、安全操業が確立され、かつ、漁業資源を  
 永続的に拡充し、その生産性を高め得るといふこ  
 とに注目して、これに拍子を送つております。兩國  
 漁民とともに、賛成の意を表するものでありま  
 す。

次に、財産及び請求権に関する協定について若  
 干申し述べます。

第一、日本国は、韓国に対し、生産物及び役務  
 を、十年間にわたり、無償三億ドル、長期低利貸  
 し付け二億ドル供与する、この額は多からず少な  
 からず、相互合意に達した点を、私は支持するの  
 であります。

第二に、財産権、請求権について申し述べま  
 す。兩國は、相互に、自国の財産及び請求権に関  
 して、いかなる主張をもすることができないと定  
 め、右により、日本国との平和条約第四条の規定  
 は完全、かつ、最終的に解決されたことを確認す  
 るものであります。右のほかに、民間信用供与三  
 億ドルの交換公文のあることも御承知のとおりで  
 あります。古来、兩國の経済交流が行なわれてき  
 たのであります。この条約によつて、財産及び  
 請求権の問題は完全かつ最終的に解決し、今後の  
 経済協力がいよいよ強化され、アジアにおける共  
 栄の実が上がり、世界経済発展の一翼をにない、  
 世界平和の繁榮の全体につながるものとして、喜  
 ぶべきものと思ひます。

次に、在日韓国人の法的地位協定に言及したい  
 と思ひます。

第一は、永住権事項であります。終戦以前か  
 らわが国策にこたえて引き続き日本に居住する  
 者、その直系単族で終戦から協定発効後五年以内  
 に日本で生まれ引き続き居住する者、また、その  
 子で協定発効後五年以後に日本で生まれた者にこ  
 の特権を与えるといふことは適当であると信じま  
 す。第二に永住権者の直系単族に関する協議、第  
 三に強制退去規定、第四に待遇問題、教育、生活  
 保護、国民健康保険、帰国者の財産携行、送金並  
 びに出入国の取り扱ひ等の配慮は、それぞれ最も  
 適切に行なわれるものと信じます。私たちは、韓  
 国人を信頼敬愛し、ともにこの国土に樂園を築く  
 ことが最も望ましいことと信ずるのであります。

次に、日韓文化協定について簡単に述べます。  
 日本政府は、韓国政府に一定の文化財を引き渡  
 して、その要望にこたえ、また、民間の文化関係  
 増進に協力し、相互に自国の文化財研究上の便宜  
 をはかる定めは、歓迎すべきこととあります。太  
 古より、アジア大陸文明の伝達をわが国にもたら  
 した韓国人の功績を尊重し、今後また、いよいよ  
 相互の文化交流を盛んにすべきものと信じます。  
 この協定によつて、その道が開かれたものと確信  
 するのであります。

次に、紛争の解決に関する交換公文について述  
 べます。

兩國間の紛争は、まず外交上の経路を通じ、な  
 いしは調停によつて解決をはかる定めは、これ  
 また国際外交上至当のことと信じます。しばしば  
 論議的となりました竹島の帰属問題は、明らか  
 にこの交換公文の「紛争」に属するといふこと  
 は、わが政府当局の言明のとおりであり、その平  
 和的解決の方向が示されておるわけでございます。

次に、右条約と協定の実施に伴う漁業水域の設  
 定に関する国内法律案、大韓民国等の財産権に対  
 する措置法案、出入国管理特別法案等は、すべ  
 て必要かつ適切なものとして、賛成するのであ  
 ります。

この際に、日韓条約に關して、賛否の論点と  
 なつておるおもなる事項について、國民の正しい  
 理解に資するため、若干言及したいと思ひま  
 す。

その一は、本条約が南北朝鮮の統一を阻害する  
 との論であります。南北統一が朝鮮民族の悲願で  
 あり、われらもまた、一民族一国家形成を、同情  
 をもつて、こいねがっているものであります。そ  
 のことが朝鮮に実現するためには、国連が示した  
 方式、すなわち、自由な朝鮮人の意思による人口  
 の割合に比例した選挙によつてできた議員で統一  
 案をきめるといふ、きわめて民主的な正しい案に  
 対して、北鮮はまっごうから反対し、韓国等を仮  
 想敵国とする中ソとの軍事同盟を結んで、韓国共  
 産化併呑を意圖しているといふことが、統一を妨  
 げているゆゑんであります。この背景をなす東西

その一は、本条約が南北朝鮮の統一を阻害する  
 との論であります。南北統一が朝鮮民族の悲願で  
 あり、われらもまた、一民族一国家形成を、同情  
 をもつて、こいねがっているものであります。そ  
 のことが朝鮮に実現するためには、国連が示した  
 方式、すなわち、自由な朝鮮人の意思による人口  
 の割合に比例した選挙によつてできた議員で統一  
 案をきめるといふ、きわめて民主的な正しい案に  
 対して、北鮮はまっごうから反対し、韓国等を仮  
 想敵国とする中ソとの軍事同盟を結んで、韓国共  
 産化併呑を意圖しているといふことが、統一を妨  
 げているゆゑんであります。この背景をなす東西

対立が解けない限り、統一は望みがないのでありまして、これは、日韓条約をその原因とするものでは絶対にないのでございます。

また、北鮮人に韓国人同様の特典を与えないのは不満だとの議論がありますが、国交のある者となし者と、同じように取り扱えというものは無理な注文であります。かつまた、この条約によつて、外人たる北鮮人は他の外人と待遇上の相違がないことが、政府の説明で明らかにされております。

その二は、本条約は軍事同盟になるといふ論であります。この条約、協定には、さういふ規定は一貫半句もないことは、ただいま羽生議員の言われたとおりである。そのみならず、日本が韓国に供与する生産物は、武器及び弾薬を含まないと明定していることも、御記憶願いたいのであります。かつまた、日本の平和安全は日米安保条約で確保されて、韓国と軍事同盟を結ぶ必要もなければ理由もございません。

その三は、この条約は日本の経済侵略になるとの反対論であります。日本の供与及び貸し付けは、韓国の経済発展に役立つものでなければならず、韓国の規定され、歓迎されている。これに對して、いろいろな邪推の説もないではないのであります。いろいろ憶測にすぎないことではあります。

その四は、韓国内にこの条約に強い反対論があるから承認しなさいとの議論もございまして、かの国の国会において反対した野党が、かつて与党として政権の座にあつた際には、わが国の経済協力を望んで賛成にきわめて意欲的であつたことを思い起こすべきであります。(拍手)

その五は、この条約に對して、兩國の解釈に食い違いが多いから賛成しかねるとの議論がございまして、すべての条約の施行は、相互信頼の精神によつて成り立つべきものであつて、紛争がかりにあるならば、いかにこれを解決すべきかという方法まで規定されているのでございます。

昭和四十年十二月十一日 参議院會議録第十四号

反対論は、日韓協力の路線を故意に歪曲し、客観的実証に立たず、科学性を欠き、論理の矛盾をおかしてあります。あまつさえ、日韓を敵視する外論と符節を合するがごとき粉砕論は、断じて容認することができません。このたびの日韓条約等の案件に關する国会審議の過程を顧みますと、論議がきわめて真剣熱烈に展開せられ、また私も野党議員の言論にも傾聴したものがございまして、しかし、時には激論が過熱して、国会議員として常軌を逸するがごとき風景さえ見せつけられたのであります。(発言する者あり)そこで、私はこの際、与野党ともに冷静に立ち返つて、参議院の良識を失わないように慎みながら、英知をもつて適切な結論に達したいと念願するものであります。(発言する者多し)

○議長(重宗雄三君) 御静粛に願います。○森藤順造君(統) そこで、私はこの際、この議場あるいはまた特別委員会において、いろいろな議論があつたといつたとしても、ここに、ともども謙虚に反省し、さんげし、いにしへの聖者の教えに從ひ、「一人の罪をあげつらわず、むしろ、これを許すこと七たびを七十倍せよ」との教えに從つて、いままでも激しく反対をいたしておりました人々も、この際、思いをひるがえし、和解と、慈愛と、信頼と、共助の美しい花を、この参議院に咲かしたいと思つて、かくて、この条約と三法案とを成立せしめることによつて、ここに兩國の間に完全なる友愛の實が結ばれることを心から念願して、私の賛成討論を終わる次第であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 岡田宗司君。○岡田宗司君 私は、日本社会党を代表して、日韓関係の条約、協定等に對して、反対の立場から討論を行なうものでございまして、さきに同僚議員羽生三七君から、本条約等に對して、私際政局の見地から反対論を述べられました。私

は、ここに重複を避け、条約、協定等の内容につき反対せざるを得ない点を指摘いたしました。討論を展開したいと存する次第でございまして、第一に反対する理由は、この条約、協定は、その締結され調印されたときから、日本側と韓国側との政府の間に、条文に對する解釈がまつこりから對立しているという点でございまして、佐藤総理、権名外相の答弁によれば、たとえ解釈が違つても、条約、協定の諸条項の文章が一致を見ているのであるから、合意を見たものである、こつて言つておりますが、従来、いかなる条約、協定でも、調印早々のときから、両当事者によつて、まつこりから對立する見解が、公式に兩國の国会を通じて述べられたというがごとき例は、聞いたことがないのでございまして、あとになって事情が變つてまいりまして、そのために解釈の相違が起る。紛争が生ずるといふことは間々ございまして、私がかの点に關し藤崎条約局長に質問いたしましたの對して、彼は、かかる事例はないと断言しております。佐藤総理自身も、異例のことであると認めざるを得なかつたのであります。条約、諸協定は、単なる学理ではないのでございまして、それが効力を発生し、兩國が、この条約、協定に從つて兩國間の事務を処理していくことになる場合、初めから条文の解釈がまつこりから對立しておりますれば、たちまち、兩國のこの解釈の相違が、事態を解決するどころではなく、紛糾させることになつてまいるのであります。したがつて、本条約、協定等は、事態を一つ一つ解決していくのではなくて、むしろ、今後の紛争の種を供給するものとなるものと言わなければなりません。(拍手)この条約が締結されるまでに十四年間かかつたとか、過去の日韓関係から見ても、こつういふ条約、協定を結ばざるを得なかつたのであるというがごときは、外交史上全く異例な条約を是認する理由には、こつうもならないのであります。

具体的にあげてみますならば、基本条約の第三条でございまして、第三条には、「大韓民国政府は、國際連合總會決議第九十五号(III)に明らかに示されておられる朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。」となつております。日本側は、この國連の決議第九十五号(III)に、朝鮮の人口の大部分が住んでいる部分にあるこの種の唯一の合法政府である、とあるのに從つて、大韓民国政府の主権の及ぶ範圍、すなわち管轄権は、休戦ライン以前である、としておられるのに対して、韓国首相、外相は、韓国国会におきまして、韓国の主権は全半島に及ぶと主張しておられるのであります。この食い違いは、單なる法理論上の解釈の相違だけではないのであります。韓国側は、日本がこの条項において韓国にある唯一の合法的な政府と確認したることによつて、韓国は、日本が將來北鮮と国交を結ぶことはもとより、貿易、文化交流等も防止し、禁ずることができると言つておられるのであります。日本政府は、いま分裂國家の一方を承認し、国交の正常化をはかつた場合、他方を承認し、国交を持つことはできないと言つておられますが、朝鮮民主主義人民共和國が存在するという事実そのものを否認することは、できるものではございません。いまでも、年々、往復三千万ドルぐらゐの貿易が行なわれているのであります。また、在日朝鮮人中には、北鮮を祖國とする人々が、韓国を祖國とする人々よりも多数いるのであります。兩國赤十字によりまして、在日僑胞の北鮮への歸還も続けられておるのであります。北鮮は、いま日本に對してまして敵對關係にあるわけではないのであります。むしろ、いまや、貿易、文化交流、人的交流の拡大を求めているのであります。たとへ、佐藤内閣が韓国との國交の正常化をはかつたとしても、朝鮮休戦ラインの北に朝鮮民主主義人民共和國が敵として存在しているという事実の上から立つて、この國と經濟的、文化的、人的交流を積極的にはかることは、何で、日本にとって不利なことではあります。悪いことではあります。

具体的にあげてみますならば、基本条約の第三条でございまして、第三条には、「大韓民国政府は、國際連合總會決議第九十五号(III)に明らかに示されておられる朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。」となつております。日本側は、この國連の決議第九十五号(III)に、朝鮮の人口の大部分が住んでいる部分にあるこの種の唯一の合法政府である、とあるのに從つて、大韓民国政府の主権の及ぶ範圍、すなわち管轄権は、休戦ライン以前である、としておられるのに対して、韓国首相、外相は、韓国国会におきまして、韓国の主権は全半島に及ぶと主張しておられるのであります。この食い違いは、單なる法理論上の解釈の相違だけではないのであります。韓国側は、日本がこの条項において韓国にある唯一の合法的な政府と確認したることによつて、韓国は、日本が將來北鮮と国交を結ぶことはもとより、貿易、文化交流等も防止し、禁ずることができると言つておられるのであります。日本政府は、いま分裂國家の一方を承認し、国交の正常化をはかつた場合、他方を承認し、国交を持つことはできないと言つておられますが、朝鮮民主主義人民共和國が存在するという事実そのものを否認することは、できるものではございません。いまでも、年々、往復三千万ドルぐらゐの貿易が行なわれているのであります。また、在日朝鮮人中には、北鮮を祖國とする人々が、韓国を祖國とする人々よりも多数いるのであります。兩國赤十字によりまして、在日僑胞の北鮮への歸還も続けられておるのであります。北鮮は、いま日本に對してまして敵對關係にあるわけではないのであります。むしろ、いまや、貿易、文化交流、人的交流の拡大を求めているのであります。たとへ、佐藤内閣が韓国との國交の正常化をはかつたとしても、朝鮮休戦ラインの北に朝鮮民主主義人民共和國が敵として存在しているという事実の上から立つて、この國と經濟的、文化的、人的交流を積極的にはかることは、何で、日本にとって不利なことではあります。悪いことではあります。

具体的にあげてみますならば、基本条約の第三条でございまして、第三条には、「大韓民国政府は、國際連合總會決議第九十五号(III)に明らかに示されておられる朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。」となつております。日本側は、この國連の決議第九十五号(III)に、朝鮮の人口の大部分が住んでいる部分にあるこの種の唯一の合法政府である、とあるのに從つて、大韓民国政府の主権の及ぶ範圍、すなわち管轄権は、休戦ライン以前である、としておられるのに対して、韓国首相、外相は、韓国国会におきまして、韓国の主権は全半島に及ぶと主張しておられるのであります。この食い違いは、單なる法理論上の解釈の相違だけではないのであります。韓国側は、日本がこの条項において韓国にある唯一の合法的な政府と確認したることによつて、韓国は、日本が將來北鮮と国交を結ぶことはもとより、貿易、文化交流等も防止し、禁ずることができると言つておられるのであります。日本政府は、いま分裂國家の一方を承認し、国交の正常化をはかつた場合、他方を承認し、国交を持つことはできないと言つておられますが、朝鮮民主主義人民共和國が存在するという事実そのものを否認することは、できるものではございません。いまでも、年々、往復三千万ドルぐらゐの貿易が行なわれているのであります。また、在日朝鮮人中には、北鮮を祖國とする人々が、韓国を祖國とする人々よりも多数いるのであります。兩國赤十字によりまして、在日僑胞の北鮮への歸還も続けられておるのであります。北鮮は、いま日本に對してまして敵對關係にあるわけではないのであります。むしろ、いまや、貿易、文化交流、人的交流の拡大を求めているのであります。たとへ、佐藤内閣が韓国との國交の正常化をはかつたとしても、朝鮮休戦ラインの北に朝鮮民主主義人民共和國が敵として存在しているという事実の上から立つて、この國と經濟的、文化的、人的交流を積極的にはかることは、何で、日本にとって不利なことではあります。悪いことではあります。

日本国と大韓民国との間の基本關係に關する条約等の締結について承認を求めめるの件(前會の統)外三件 二四五

昭和四十年十二月十一日 参議院會議録第十四号

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるとの件(前会の続)外三件

二四六

う。いわんや、国連決議を曲げて引用し、韓国に、日本の今後の北鮮との交渉を妨げることを許すがごときとは、断じて認めるわけにはまいらないのであります。

第二の、解釈の大きな食い違いは、竹島に関する問題であります。竹島は、いま韓国に不法に占拠されており、日本の領土であることは、日本政府も言明しているところである。われわれもまた、そう主張しているものであります。この竹島については、日韓交渉の過程において、しばしば政府は、この問題を一括解決すると言明してまいったのであります。そうして、佐藤総理も、権名外相も、国会で、しばしばそう言明してきたではありませんか。それに、総理自身も認めるがごとく、この問題の解決を見ないまま、条約が締結されてしまいました。これは、領土問題に多大の関心を持っている国民を裏切ったものと言わなければなりません。佐藤総理や外相は、この問題を解決するには至らなかつたが、解決のめどをつける方法は取りきめた、それが「紛争の解決に関する交換公文」だと言っているものであります。日本側の説明によれば、この「紛争」というものは竹島問題のことをさしているというのであります。しかるに、韓国側では、これは韓国の領土であつて、「紛争」の対象にはならない、日本側も、竹島が韓国の領土であることを、すでに確認しているではないか、と韓国国会において言明しているのではありません。日本側が紛争問題だと持ち出してきて、韓国側が拒絶したら、どうしてこれを外交交渉の対象とすることができましようか。また、交渉の対象となつたとしても、両国の直接の外交交渉によつて解決ができない場合には、両国の合意する手続に従つて、調停によつて解決をはかるということになつておりますが、韓国側がそれを合意しなかつたら、どうして調停による解決ができることになりましようか。また、かりに韓国側が調停を受けることに合意したといたしましても、調停の結果が、日本に有利で韓国に不利な場合、い

ま竹島に警備隊を置き、灯台を建て、島の周辺に十二海里の専管水域までも設けている韓国が、はたして、すなおにこれを明け渡すと想像することのできるでありましようか。要するに、佐藤内閣は、日韓条約の締結を急ぐのあまり、竹島問題をたな上げにした——もつと率直に言うならば、事実上、竹島を韓国に対して放棄してしまつたのであります。この交換公文は、将来紛争解決ができるがごとき見せかけをつくらつただけのものであつて、何の実効も生じ得ないものであります。あたかも、将来解決できるがごとき装いをして、日本国民を欺くものと言わなければなりません。(拍手)この点もまた、本条約、協定に対して、わが党が反対せざるを得ない理由であります。

次に、「日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定」について、論を進めてまいりたいと思ひます。

ここにも、この協定によつて、いわゆる李ラインが撤廃されたか、されなかつたか、両国政府の見解がまつこうから対立しているものであります。日本側は、この協定の前文に記載されている「公海自由の原則がこの協定に特別の規定がある場合を除くほかは尊重されるべきことを確認し」云々という文句があるから、李ラインは撤廃されたのであると言つておられます。しかるに、韓国側では、李東元外務部長官は、国会における答弁で、李ラインは健全であると豪語しているのではありません。李ラインの撤廃の問題は、日本側として、今回の日韓交渉にあつて最も重要な問題であつたのですから、それこそ、はっきりさせておかなければならない問題なのであります。一方は廃止せられず健全であると語り、一方は廃止せられず健全であると言つておられる、一体どういうことなのでございましようか。この漁業協定は五年間効力を存続することになつており、その間には、日本漁船がいわゆる李ラインを越えて入つても、韓国の専管水域に入らなければ、従前のように拿捕されることはないことになつており

ます。しかし、一九五二年一月十八日に李承晩大統領によつて発せられた「大韓民国隣接海洋の主権に対する大統領宣言」すなわち、李ライン宣言は、廃止されなまま残つていたのであります。これに基づいて、国防ライン、大陸だな資源保護ラインとしての李ラインは、漁業協定が締結されたにもかかわらず、存置されているのであります。

通常、国際条約は国内法に優先するということが言われている。条約を締結した国は、それに従ひまして、国内法を、条約、協定等に合するがごとく部分的に修正を加えて改正をする、あるいは新しい法律をつくる、布令を出すことになつております。最近の例をあげますならば、わが国では、ILO八十七号条約を批准すると同時に、それに適合するように国内法を改正いたしました。また、政府は、本条約、協定等の国会での承認を求めると同時に、国内法改正のための三つの法律案を提出しているものであります。これが、国際条約、協定を結んだ場合の当然の措置と言わなければなりません。しかるに、この海洋主権宣言や、大陸だな魚族資源保護法は、韓国においては廃止されておらない。改正されておらないのであります。もし、五年たつて、韓国側がこの協定の終了を通告したら、一体どうなるでございましようか。それから一年たつて無協定になれば、この協定の前文にうたわれている公海自由の原則もまた、韓国側では失われたものとして、また李ライン宣言が復活し、両国間に漁業紛争が再び起こることが予想されるのであります。対馬海峡から朝鮮付近の公海に出漁する漁民は、それを不安に思つておるのであります。なぜ政府は、この宣言を廃止させるか、抵触する部分を訂正させるかの措置をとらなかつたのでございましようか。あるいは議定書または交換公文でそのことを取りつけないのでありましようか。これは、この条約の重大な欠陥であります。この点もまた、われわれの断じて

承認したいところなのであります。

次に、「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」についてであります。

終戦前から引き続き日本に居住する者、及びその直系卑属として終戦の日からこの協定の効力発生の日から五年以内日本で生まれた者に、永住権を与えることは、日本と朝鮮との従来の関係から、やむを得ない措置であるといつたしましても、第三条において、さらにその子孫にまで永住権を与えることの協議を、二十五年先までのうちに行なうことを約束したことは、特権を与へ過ぎることになりはしないか。これは、少なくとも第一一条に規定する者だけで十分であつたと考えられるのであります。また、この協定によつて永住権を持つ韓国国民の待遇についても、いろいろ論議すべき点があるのでございませうが、特にわれわれが容認できないのは、第三条におきまして、麻薬類を取り締まる日本の法令に違反した者、七年までの懲役または禁錮に処せられた者、一般外国人に比して優遇している点であります。出入国管理令第二十四条によれば、外国人は麻薬取締法等によつて有罪の判決を受けた者、無期または一年をこえる懲役または禁錮に処せられた者は、退去を強制されることになつておるのであります。しかるに、永住権を持った韓国人には、麻薬等の犯罪を犯した者でも三年までの刑を受けた者は三回までは退去を強制することができず、また、刑期七年をこえる者でなければ退去は強制することができないといふことになつております。

一体、これは何事でありましよう。しかも、合意議事録におきましては、これらの犯罪人の退去を強制しようとする場合には、人道的見地からその者の家族構成その他の事情について考慮することを約しまして、さらにこの犯罪人の強制退去を緩和させようといふのでございませうか。長年にわたつて日本に住む韓国国民に永住権を与えることは、この協定の前文によれば、韓国国民が「日本国の社会秩序の下で安定した生活を営むことがで

きるようにするのが、兩國間及び兩國民間の友好關係の増進に寄与することにあるとされているのであります。日本の社会秩序を乱し、日本の社会に害毒を流す者を、特に他の外国人犯罪者より優遇するこの条約は、断じて兩國民間の友好關係を増進するものではなく、逆に悪化せしむるものであると言わなければなりません。かかる犯罪者の優遇措置まで協定に明記せしめられたことは、交渉過程におきまして韓国側に押しまくられたものでありまして、この条項をのんだ日本政府ののだらしないさ、ふがいなきには、あきれ返つて、ものが言えないのであります。かかる協定を、どうしてわれわれは容認することができましよう。これをも容認する日本政府、自民党、民社党は、日本の社会に害毒を流すことを容認するものにはかならないのであつて、まさに弾劾に値するものと言わなければなりません。(拍手)

次に、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」であります。この協定くらい不可解なものはありません。韓国側の主張する請求権は、確たる根拠のあるものは少なく、幾ら多目に見積りましても七千万ドルくらいにしかならなかつたのでございませう。ところが、大平・金鐘泌会談の結果、この請求権を韓国側が放棄するかわりに、日本は経済協力として、無償三億ドル、有償二億ドルの資金を韓国に供与し、また民間経済協力一億ドル以上を供与することを約束させられたのであります。しかも、今回の協定におきましては、民間経済協力資金は韓国側にこれまた押しまくられまして、ついに三億ドル以上ということにきめさせられてしまつてゐるのであります。何ゆゑに、あまり多額でないこの請求権なるものが、八億ドルの経済協力にすりかえられたのかは、少しも國民に明らかにされておられないのであります。十年間にわたつて韓国に供与される総額八億ドル、二千八百八十億円の金は、はたして韓国の経済を復興させ、國民生活を向上させるのに役に立つてありましようか。韓国の政情が不安定であること、李承晩時代以来の汚職、利権の横行、アメリカが四十億ドルもの巨額の金を投入して、なおかつ、経済が今日のごとく貧困にして、失業者がまたにあふれてゐること、外国資本の導入によつて最近建てられた工場稼働率がきわめて悪い事例等から見ますれば、この経済協力が成果をあげ得る見込みは非常に少ないといわなければなりません。われわれの税金から支払われる三億ドル、千八百八十億円が、利権屋等のふところになじ込まれたり、あるいは、みぞの中に捨てられたと同じようになることを、われわれは断じて看過するわけにはいかなないのであります。

条約・協定の内容について反対すべき理由は、これだけにとどまるものではございませぬ。数え上げればまだまだたくさんございませぬ。近年このくらしい不都合な条約・協定はないと申しても過言ではないのであります。この条約・協定は兩國間の懸案を解決するどころか、新たな紛争を続発させるものといわなければなりません。かかる条約・協定を締結し、それをしやにむに押し通そうとする佐藤総理、権名外相等は、國民の前にさきし、職を辞すべきであるのであります。(拍手) さきに羽生議員が述べられましたところ、いま私が述べました諸点が、条約・協定そのものに對する反対の論拠でございませぬが、政府並びに自民党は、この条約・協定の不当なる点、日本にとつて危険な側面のあることを、國民にひた隠しに隠して、しやにむに押し通そうとして、韓国政府、与党とほとんど同じ手段に訴へ、また、いまでも訴へつつあるのであります。十一月六日に衆議院の日韓特別委員会において、安藤委員長の行ないました暴挙を皮切りにいたしまして、同月十二日午前十時十八分、衆議院におきまして船田議長が行なつた採決は、多数の力を頼んで法規慣例を無視し、議會政治の根本を破壊するものであり、日本政治史上に一大汚点を残すものでありました。しかるに、參議院の日韓特別委員会においても、ま

た、かかる暴挙が、自民党幹部、寺尾委員長らによりまして仕組まれ、繰り返されたのである。心によまじいところのあるために、ついに不成功に終わった。あの採決は、參議院の權威を失墜させ、衆議院の暴挙と相まって、国会全体をどろまみれにし、議會政治を破壊するものと言つても過言ではございませぬ。(拍手) 政府・自民党以外の者で、あの茶番劇を有効なりとする者は、はたしてあるでございませうか。わが党をはじめ各党は、このことごとく、あの採決が無効であると断じているのであります。言論機関、心ある國民も、この暴挙に精烈なる批判を加えているのであります。われわれは、いままでは、国会の審議を通じて、条約の不当性と危険性を國民に暴露するため、また、採決が議會政治を破壊して行なわれたものであり、無効であることを明らかにするため、あえて本會議に出席して戦つてまいりました。しかし、いま、討論を終了し、最後の採決が行なわれるにあつたつて、われわれは、委員会において採決されなかつた条約・協定、法律案に投票するわけには、断じてまいりませぬ。(拍手) われわれ社会党議員は、ここに、この条約・協定、法律案等の採決に加わらざることを堂々と宣言いたしまして、私の討論を終るものでございませぬ。(拍手)

わが參議院においては絶対起こしてはならないといふことを警告したはずでございませぬ。先日來の特別委員会並びに本會議の醜態は、国会に身を置く者として、國民に対して、皆さん、恥づかしいとは思ひませぬか。私は残念でなりません。本論に入る前に、私は、本案の審議過程を通じて、議會擁護の立場から、この壇上から、國民の皆さんに心から訴へたいのであります。日韓条約案件に對し、本院においては、良識の府らしい審議を行ない、國民の負託にこたへるべきであると主張してきたが、特別委員会においては、(あれで審議したことになるか)とつぶやきあり、その他発言する者多し)黙つて聞け。——内容のよしあしは別として、与野党とも、ある程度の審議は尽くされたとしても、四日の当委員会において、自民党並びに委員長のとつた態度は、いかなる弁明をしようかと、実に議會政治を破壊するものであります。(拍手) まことに遺憾のきわみであります。自民党の諸君にも、これが反省を私は強く要望したいと思ひます。今後かかる事態を起さぬように、院の名譽にかけても議長は強く善処をされることを、これまた要望する次第でございませぬ。しかし、ここで、われわれが静かにその原因を探求するときに、政府・自民党並びに野党第一党の社会党の、日韓条約審議に對する取り組む姿勢に、大きなあやまちをおかしておつたと私は思ふのであります。政府・与野党が、何が何でも最善のものとして、多数を頼み強行通過せしめようとする態度は、議會民主主義の破壊であります。また一方、社会党は、国会に上程される以前より、日韓条約は絶対阻止、粉砕といふことを掲げて、取り組まれた姿勢が、かかる混乱に追いやつたといつても何ら過言ではないと思ふ。わが党は、政府の提案する条約案件等の疑点を國民の前に明らかにし、正常な審議を通じ決定すべきであり、これこそが、わが党が常に主張するところの議會制民主主義であります。したがつて、民主政治を基

た、かかる暴挙が、自民党幹部、寺尾委員長らによりまして仕組まれ、繰り返されたのである。心によまじいところのあるために、ついに不成功に終わった。あの採決は、參議院の權威を失墜させ、衆議院の暴挙と相まって、国会全体をどろまみれにし、議會政治を破壊するものと言つても過言ではございませぬ。(拍手) 政府・自民党以外の者で、あの茶番劇を有効なりとする者は、はたしてあるでございませうか。わが党をはじめ各党は、このことごとく、あの採決が無効であると断じているのであります。言論機関、心ある國民も、この暴挙に精烈なる批判を加えているのであります。われわれは、いままでは、国会の審議を通じて、条約の不当性と危険性を國民に暴露するため、また、採決が議會政治を破壊して行なわれたものであり、無効であることを明らかにするため、あえて本會議に出席して戦つてまいりました。しかし、いま、討論を終了し、最後の採決が行なわれるにあつたつて、われわれは、委員会において採決されなかつた条約・協定、法律案に投票するわけには、断じてまいりませぬ。(拍手) われわれ社会党議員は、ここに、この条約・協定、法律案等の採決に加わらざることを堂々と宣言いたしまして、私の討論を終るものでございませぬ。(拍手)

た、かかる暴挙が、自民党幹部、寺尾委員長らによりまして仕組まれ、繰り返されたのである。心によまじいところのあるために、ついに不成功に終わった。あの採決は、參議院の權威を失墜させ、衆議院の暴挙と相まって、国会全体をどろまみれにし、議會政治を破壊するものと言つても過言ではございませぬ。(拍手) 政府・自民党以外の者で、あの茶番劇を有効なりとする者は、はたしてあるでございませうか。わが党をはじめ各党は、このことごとく、あの採決が無効であると断じているのであります。言論機関、心ある國民も、この暴挙に精烈なる批判を加えているのであります。われわれは、いままでは、国会の審議を通じて、条約の不当性と危険性を國民に暴露するため、また、採決が議會政治を破壊して行なわれたものであり、無効であることを明らかにするため、あえて本會議に出席して戦つてまいりました。しかし、いま、討論を終了し、最後の採決が行なわれるにあつたつて、われわれは、委員会において採決されなかつた条約・協定、法律案に投票するわけには、断じてまいりませぬ。(拍手) われわれ社会党議員は、ここに、この条約・協定、法律案等の採決に加わらざることを堂々と宣言いたしまして、私の討論を終るものでございませぬ。(拍手)

た、かかる暴挙が、自民党幹部、寺尾委員長らによりまして仕組まれ、繰り返されたのである。心によまじいところのあるために、ついに不成功に終わった。あの採決は、參議院の權威を失墜させ、衆議院の暴挙と相まって、国会全体をどろまみれにし、議會政治を破壊するものと言つても過言ではございませぬ。(拍手) 政府・自民党以外の者で、あの茶番劇を有効なりとする者は、はたしてあるでございませうか。わが党をはじめ各党は、このことごとく、あの採決が無効であると断じているのであります。言論機関、心ある國民も、この暴挙に精烈なる批判を加えているのであります。われわれは、いままでは、国会の審議を通じて、条約の不当性と危険性を國民に暴露するため、また、採決が議會政治を破壊して行なわれたものであり、無効であることを明らかにするため、あえて本會議に出席して戦つてまいりました。しかし、いま、討論を終了し、最後の採決が行なわれるにあつたつて、われわれは、委員会において採決されなかつた条約・協定、法律案に投票するわけには、断じてまいりませぬ。(拍手) われわれ社会党議員は、ここに、この条約・協定、法律案等の採決に加わらざることを堂々と宣言いたしまして、私の討論を終るものでございませぬ。(拍手)

昭和四十年十二月十一日 參議院會議録第十四号

日本国と大韓民国との間の基本關係に関する条約等の締結について承認を求めめるの件(前会の続)外三件



昭和四十年十二月十一日 参議院會議録第十四号

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めめるの件(前会の続)外三件

調とする政党であるならば、自民、社会両党に私  
は強く反省を促したいのであります。

わが民社党は、日韓条約批准について、次の三  
つの基本的理由のもとに賛成をいたします。

第一に、わが国がサンフランシスコ条約を承認  
した以上、終戦処理事項として、たとえ、それが  
いかなる政府のものであろうと、未処理国との間  
にすみやかに条約を締結することは、国家的責務  
であると私は確信するものであります。(拍手)

第二に、したがって、当面、地理的にも、歴史  
的にも、かつ、わが国の平和と安全の上からも、  
最も関係の深い韓国との間に、国交正常化のため  
の条約を結ぶことは、外交上の当然の責務であり  
ます。(拍手)

第三に、現在、朝鮮が、南北両方に分裂してい  
ることは、まことに不幸のきわみであります。し  
たがって、南北朝鮮の統一が困難な現状におきま  
しては、まず韓国との間に条約を結ぶのは当然の  
理であります。北朝鮮との間にも、友好関係の積み  
上げによって将来懸案の解決をはかることは、  
これまた、当然の方向でなければなりません。  
(拍手)

何ゆえに、わが党がかかる基本方針を堅持する  
か。この点についてのわが党の見解をここに明ら  
かにいたしたいと存じます。すなわち、現在の世  
界政治は、米中対立が最大の焦点となり、国際紛  
争のおもなる舞台はアジアに移り、わが国に対す  
る影響はきわめて重大になりました。しかも、四  
年後には、日米安保条約の改定期を控え、国論は  
分裂の傾向を濃くし、場合によっては、わが国の  
国運を危うくする事態になることさえ憂慮される  
のであります。この重大な局面に向かって、わが  
国は、いかなる外交路線を進むべきかと申します  
に、

第一に、アメリカに代表されるような中国封じ  
込め、これとの力の対立を通じて、自由世界を守  
ろうとする反共外交の道、これは、歴代の自民党

の外交路線であります。これによってわが国の  
アジア外交は停滞し、A.A諸国からも孤立化し、  
対共産圏貿易においても大きな損失を招いている  
のであります。断じてこれを今後の外交路線と  
すべきではありません。

これと反対に、アメリカ帝国主義を世界人類の  
共同の敵として、力によってこれと対決せんとす  
る中共の外交路線があります。これは、わが国で  
は、社共両党がとりつづつある道でありまして、わ  
が国を實質的に共産陣営に引き込み、国内に三十  
八度線を持ち込む外交路線でありまして、わが国  
は、断じてこの道をとるべきではありません。  
(拍手)

わが国がとるべき道は、第三の道として、民主  
主義の立場をはっきりと堅持しつつも、共産国家  
とも平和的に共存して、わが国の利益を守り、か  
つ、世界平和に寄与していく平和共存の外交路線  
であります。四年後の日米安保条約改定につい  
ては、米軍の常時駐留をやめ、駐留なき防衛の約束  
として貸与基地の原則の撤廃を要求し、一方では、  
ソ連との友好関係、経済交流を深め、中国とい  
くは経済交流の積み上げと国連加盟を促進してい  
く平和共存の外交路線であります。このように、わ  
が国の利益並びに平和と安全保障を守っていく見  
地に立ちまして、日韓関係の正常化は、欠くこと  
のできない重要な一環であります。(拍手)

このような観点に立つわが党といたしまして、  
今回の日韓条約批准案の承認は、日韓両国の国交  
正常化の、まさに第一歩であり、同時に、これは  
わが国のアジア外交の新しい出発点であるわけで  
あります。条約、協定の内容については、多くの  
不満があります。かつ、今後一そう明確化を要す  
る点もあります。が、両国の和解と友好親善のた  
め、また、わが国の平和と安全の大局の見地か  
ら、全体としてこれを承認、実施に移して差しつ  
かえないものと判断いたします。ただし、次の諸  
点について、政府の善処を強く要求するものであ  
ります。

第一に、基本条約第三条に基づき、わが国が  
韓国を、休戦ライン以南を効率的に支配すること  
ろの、朝鮮における唯一の合法的政府として、外  
交上正式承認することに異存はありませんけれど  
も、北朝鮮に関しては、休戦ライン以北の事実上の  
政権またはオーソリティーとして、これを取り扱  
い、わがほうの自主共存外交に基づいて、経済、  
文化等の面での友好を積み上げることとございま  
す。

第二に、竹島問題については、あくまで、た  
な上げでなく、両国友好の雰囲気をつくって、附属  
交換公文に示されたように、通常の外交ルートを通  
じ、もしくは第三者の調停に付するなどの平和  
的な方法で解決することについて、なるべく早い  
機会に、あらためて両国の意思が合致したことを  
公表すること、また、解決にあたっては、わがほう  
の領土権の主張の貫徹を期すること。

第三に、漁業協定については、これと抵触する  
韓国の国内法、宣言等は、近い機会をとらえて、  
韓国側がこれが改廃を行なうよう措置すること。  
また、協定の期限満了後、無協定の事態を招かな  
いよう、万全の措置をとること。

第四に、在韓日本人私有財産については、在外  
邦人私有財産補償問題の一環として、他の戦争犠  
牲負担との振り合いを考慮しつつ、すみやかに適  
当な補償を行なうこと。

第五に、在日朝鮮系居留民の処遇については、  
永住権等の法律上の差異はしばらくおき、教育、  
生活保護、国民健康保険等の取り扱いにおいて  
は、事実上、韓国籍の者と北朝鮮との間に差別待  
遇を行なわないこと。

第六に、日韓経済協力の実行にあたっては、協  
力、援助が浪費され、ないしは政治的腐敗の原因  
とならぬよう、厳重に監視するとともに、日本側  
資本家が、韓国経済に協力するという口実のもと  
に、同国のチープ・レーバを悪用して、わがほう  
の中小企業や労働者を圧迫するがごときことを  
防止するよう、経済協力並びに両国経済の交流に  
ついては、政府は十分の管理と韓国側との密接な  
連絡折衝を行なうこと。

わが民主社会党は、以上の条件を付して、日韓  
条約並びに関係三法案に賛成するものであります  
が、他方、みずからは、野党として、国民外交の  
立場から、韓国に対して、政治犯の釈放、議会制  
民主主義の伸張、その他、全般的に韓国の民主化  
の一そのの徹底を要求し、日韓国交回復と、わが  
ほうの経済協力が、他日、朝鮮の平和的統一の  
に、南朝鮮にゆるぎのない社会的基盤をつくるこ  
とに貢献するよう、監視を怠らないことを、ここ  
に明らかにいたしまして、私の討論を終わります。  
(拍手)

○議長(重宗雄三君) 岩間正男君。

〔岩間正男君登壇、拍手〕

○岩間正男君 日本共産党は、本案件が絶対に不  
法不当であり、無効であることを、強く主張する  
ものである。

すでに明らかのように、本案件は、衆議院、参  
議院を通じて、国会法、衆参両院規則等、法規慣  
例に照らして、絶対に成立せざるものである。こ  
のことは、議会議長を尊重する上からも断じて容  
認できないものである。

去る十一月六日の衆議院日韓特別委員会並びに  
十一月十二日未明の本会議における政府、自民党  
のたび重なる暴挙は、議会の民主主義を完全に  
じゅうりんとし、一党独裁による議会の否認と言わ  
ざるを得ない。特に、十一月十二日の衆議院本会議  
では、船田議長は、わずか四十五秒で、かつてに  
日程を変更し、継続中の先議案件である石井法相  
不信任案件をあと回しに、次いで国会法第五十  
三条に基づき委員報告を省略し、討論の余地を  
全然与えず、一気に日韓案件を採決したと称して  
いるのであります。これは、法規慣例を無視して、  
議長としての権威と職責を放棄した許すべから  
ざる暴挙であります。これが、国会の否認であり  
、民主主義への露骨な挑戦でなくて、何であり



ましようか。これは、単にわれわれが糾弾して  
るだけではなく、今日、広範な人々が、口をきわめ  
て、これを非難し続けているのであります。たと  
えば、大河内東大総長は、日韓条約を自ら重要  
なことだが、それにもまして、強行採決の問題は、  
これが許されるとなれば、同じことが今後も許さ  
れることになる。このことは、きわめて重大であ  
り、放置できない、と述べているのであります。  
また、二百名に及ぶわが国の著名な学者、文化  
人、さらには五百二十余名の法律家が、それぞれ  
連名で、今回の政府、自民党の暴挙に抗議し、国  
会解散、総選挙を要求している。これらは、広範  
な国民の世論を正しく反映しているものでありま  
す。このことは、自民党を支持し、日韓条約に賛  
成する立場の人たちの間でさえ、同様でありま  
す。十一月十七日の新聞の投票欄では、ある会社  
の社長は次のように言っている。「日韓案件強行  
採決の木会議の様子をテレビで見ていて、情けな  
いというより、おそろしさを感じた。この調子で  
は、治安維持法だろうが、通そうと思えば通して  
しまふだろう。議員が席にすわってもいないの  
に、議長が一人、早口に言うだけ言って、起立多  
数と認め可決とは、まさにペテンだ」と述べてい  
ます。また、別な投票では、「満州事変が起ころ  
前後の議会の思い出させて、不愉快であり、不満  
だ」と、はっきり言っているのであります。佐藤  
総理並びに自民党の諸君は、このような国民の声  
に全く耳をふさいでいくつもりであるか。われわ  
れは、絶対にこのような暴挙を承認しないばかり  
でなく、国民の絶対多数とともに、あくまでも、  
この不当不法を糾弾するものであります。

しかも、かかる国会のルールを完全にじゅうり  
んした無謀な行動は、そのまま当参議院にも持ち  
込まれています。十二月四日の特別委員会におけ  
る審議の打ち切りは、これらの暴挙を、さらに上  
回る、国会史上空前の悪らつな陰謀であると断ぜ  
ざるを得ないのであります。(拍手)「委員長……  
[発言する者多く、議場騒然、聴取不能]」委員長

昭和四十年十二月十一日 参議院会議録第十四号

退席」これが速記のすべてではないか。これは  
一体何だ。十二月六日付朝日新聞の社説すら、政  
府、自民党の暴挙を追及し、次のように述べてい  
ます。「日韓案件の、暗潮(あんたん)たる衆院通  
過があつたあと、重ねてこのような事態に接す  
る——寒々としたものが身体を通りぬけているよ  
うな感じを、国民のすべてが味わっているに違  
ない。当事者たちに、あらためて問いたい。議  
制民主主義への誠実な責任感を、どれほどに持  
合せているのか。ある、というならば、なぜこん  
なふざけた道を選ぶのか。」と言っているのであり  
ます。新聞論調で、最近このような痛烈な論議  
が、かつてなされたでありましようか。佐藤総理  
は、一体どのような責任をこれに対して感じてい  
るのか。一党の総裁として、ほかかむりで責任を  
回避することは絶対に許されないものであります。  
佐藤総理、あなたは、この手を見てください。  
私のこの手は、ここ二カ月以来、はれ続けに続け  
て、はれている。連日、いまだに続く怒りの声、  
国会への諷刺的の山、握手、握手、握手。老いた  
る手、労働者の手、女性の手、若者の手。(発言  
する者多し)この怒りの声を、私は、この幾十  
万、幾百万の怒りのこもった手をもって、あなた  
を糾弾する。「糾弾するこの手を見よ、幾万の願  
いこもりてはれしこの手」——佐藤内閣は即刻退  
陣すべきであります。国会を即時解散すべきであ  
ります。(発言するもの多し)これは国民の結集さ  
れた声である。

さて、このような不当不法を、あえてせざるを  
得なかつたところにこそ、日韓条約そのものの本  
質があるのであります。わが党が一貫して主張し  
てきたように、日韓条約こそは、戦争と侵略のた  
めの条約であります。アメリカのベトナム侵略戦  
争の失敗による戦略の立て直しのために、朝鮮半  
島からの侵略を準備するためのものであること  
は、あまりにも明瞭であります。そのねらいは中  
華人民共和国にあることは、これまた、あまりに  
も明瞭である。現に、アメリカ政府当局者は、こ

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めめるの件(前会の続)外三件

り語っている。(発言する者多し)諸君は盛んにや  
じっているが、こいう事実を知らない。だから、  
そう言っている。「わが国の対中国政策の基本は、  
中国を絶えず軍事的脅威のもとにさらし、それ  
によって、中国内部に内乱が発生することを期待  
するにある」、こう述べているのであります。こ  
れこそは、アメリカのアジア政策の基本でありま  
す。

こうして、日韓条約こそは、ベトナム侵略戦争  
を国際化し、極東全域に拡大しようとするアメリ  
カ帝国主義者の、アジア侵略計画の最も重要な部  
分をなすものであり、これに日本が積極的に加担  
しようとするものであります。この日韓条約の、  
反人民的、反民族的な本質は、現に、第二の朝鮮  
侵略戦争を想定した三矢作戦計画、あるいはフラ  
イニング・ドラゴン計画等に、明瞭にあらわされて  
いるではないですか。特に、三矢作戦計画によれば、  
国家非常事態法をはじめ、八十七件にのぼる緊急  
戦時立法は、あるいは委員会審議を省略し——よ  
く聞いてください。あるいは特別委員会を設け  
て、これを能率化し、臨時国会の召集から八十七  
の全法案の可決に至るまで、わずか二週間でこれ  
を通すと語っているものであります。これこそは、  
まさに今国会における数々の暴挙の中に、すでに  
実行されていると言わねばなりません。(発言す  
る者多し)私は、この事実をはっきりここで指摘  
せざるを得ない。これこそは、まさに、ヒット  
ラー、東条に劣らぬ、フアシズムへの道でありま  
す。

しかも、佐藤総理は、この国会の審議を通じ  
て、憲法第九条改悪問題に触れ、「平和の精神に  
徹するが、条文がそのままであるとは言えない」と  
述べて、改憲の意図を明らかにしたのでありま  
す。憲法改悪は自民党の立憲以来の方針である。  
しかも、その準備のため、一方では、憲法担当の  
國務大臣を置くことをほめかし、さらに小選挙  
区制の推進を言明しているのであります。小選挙  
区制の問題が、憲法改悪とは切っても切れないも

のであることは、あまりにも明瞭であります。自民  
党の得票は、選挙のたびに減っている。三年前の  
参議院選挙のときの地方区得票四七％が、今度の  
選挙では四四％に低下した。このような、日に日  
に衰える姿を一挙に挽回して、三分の二以上をと  
り、憲法改悪の条件をつくる、これが小選挙区制  
のねらいであることは、あまりにも明白であると  
言わざるを得ません。現に、田中自民党幹事長  
は、最近、記者会見で、小選挙区制が国会に提案  
されれば、日韓案件のように一気にやると、はっ  
きり言っているじゃないですか。ここに、今回の  
暴挙が、今後も自民党によって引き継ぎ行なわれ  
る危険が、はつきりと示されていることを明らか  
にしなければなりません。

以上述べたように、本案件は、その内容におい  
て、わが国を軍国主義と侵略戦争へ導く危険なも  
のであるだけでなく、その審議の経過と手続は、  
国会の法規慣例を完全にじゅうりんした、全く不  
法無効なものであり、本日の本会議に提案する何  
らの合法性を備えていないものであるということ  
を、はつきり私は断言したいと思ひます。このよ  
うな不法無効な案件を審議し、採決すること自体、  
政府、自民党の暴挙を認めることであり、わ  
が国の民主主義を破壊し、一党独裁のファッショ  
的政治に道を開くものであります。  
日本共産党は、このような暴挙を断じて容認す  
ることはできない。本案件を十一月十二日以前の  
状態に返し、佐藤自民党内閣は、責任をとって総  
辞職し、国会解散、総選挙によって民意に問うこ  
とを、はつきりと主張する。したがって、わが党  
は、本日の会議において、日韓案件を採決に付す  
ることは、絶対にこれに反対し、これを断固拒否  
するものであることを、ここに、日本人の名にお  
いて、明確に表明するものであります。(拍手)

議長(重宗雄三君) 市川房枝君。  
市川房枝君登壇、拍手

○市川房枝君 私は、第二院クラブを代表して、ただいま議題となっております「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めめるの件」、これに対し、反対の討論を行ないたいと思ひます。(拍手)

その第一の反対の理由は、この案件の審議が、議会政治のルールによつて行なはれないといふことあります。すなわち、衆議院の委員会及び本会議とも、自民党によつて強行採決が行なわれ、国民の非常な不信を招いておりましたのに、さらに参議院の特別委員会において、三たび強行採決が行なわれ、この際、強行採決ではなくて、何らの採決も行なわれなかつたことを、私は自分の目で見えております。(拍手)それを、寺尾委員長は、社会党の籍議員がおっしゃいましたように、公文書を偽造してと申しますか、議長に報告をなさいました。議長はそのことをよく承知しながら承認をして、議長職権でこの本会議に上程をなさいました。全くルール無視ではなはだしく、私の議員生活十二年間で初めてのことでございませぬ。この事態に対し、社会党が、委員長の問責決議案、議長、副議長の不信任案を提出されましたのは、当然のことでありまして、(拍手)私も賛成をいたしました。もつとも、自民党の方々、社会党が引き延ばし戦術をとつたからやむを得ずやつたのだ、悪いのは社会党なんだと言つておられるようですが、国民の間には、両方とも悪いんだ、こういう説も行なわれております。これについて私は、少数党である社会党が、反対法案の審議に際し、ある程度引き延ばし戦術をとつては、外国の議会にも例があり、それが合法的である限りは、私は許されてよいと思ひます。(拍手)しかし、今度の場合、幾らか引き延ばしのため引き延ばしもあつたきらいがあり、(拍手、笑聲)その点を国民から批判されてもしかたがないと思ひます。少数党は結局まあ負けるのでありますから、負け方といひますか、あるいはその時期を私は再検討してほしいと思ひます。多数党

である自民党は、たとい社会党が多少ルールをはずしても、大政党としての襟度を持つて忍耐をして、少数党の意見を十分に聞く、その上での多数決、これが民主主義のルールであることは言うまでもございませぬ。私は、どうせ最後は多数党である自民党が勝つたのだから、何を急いであんなに無理をなさるのかと伺ひたいのです。だから私は、両方が悪いのではないのです、悪いのはやはり自民党のほうが悪いと思ひます。民主主義政治にはルールが必要でございませぬ、大事でございませぬ。したがつて、ルールを無視した、これを破壊した自民党は、それだけ非難されても当然だと思ひます。先ほど草葉委員長代理は委員会の報告で、採決したとおっしゃつたのですが、これは偽りでありませぬ。このようなルール無視で審議された案件については、私も、その内容のいかんを問はず、反対であります。いや、今度の場合は、案件は成立してないのだ、ほんとうはこゝまで持つてくるのが間違つてゐるのだ、こういうふうには思ふのであります。日韓委員会の強行採決の直前に、佐藤総理は——私はちゃんと聞いておつたのですが、佐藤総理は、私は民主主義政治の確立に苦慮いたしてあります。——これは衆議院における強行採決についての感想といひますか、覚悟をおっしゃつたわけなんです、その直後に参議院のあつた採決が行なわれた。したがつて、佐藤総理のおっしゃつたことは、全くから念仏といひますか、ことばの上だけであつて、佐藤総理兼自民党総裁に私は強く抗議を申し上げたいと思ひます。

第二の反対の理由は、条約、協定、関連国内法の内容に疑点があり、納得のできない点があるからであります。その重要な点の一つは、管轄権、李ライン、竹島等の問題について、韓国の国会で説明されてゐること、日本の国会で政府が説明してゐること、全く反対になつてゐることであり、いろいろな方から御質問があつたのであります。私が、私にはどうしても納得ができません。一致するのを待つて条約を締結すべきであつたと思ひます。いま一つは、在日韓国人の法的地位及び待遇に関する協定や議事録、出入国管理特別法等で、韓国人を優遇し、教育、民生保護、健康保険等を日本人と同様にしようといふことには、私は賛成でありますけれども、さつき岡田さんがおっしゃつたように、強制退去の条件を非常に緩和してゐることには賛成ができません。その内容は岡田さんがおっしゃつたとおりであります、他の永住権者に対しては、麻薬やアヘンで有罪になつた者、あるいは一年をこえる懲役禁錮になつた者、及び売春の助長行為によつて罰せられた者、そういう者は強制退去の対象になつておりますが、韓国人の場合には七年以上、あるいは麻薬は三回まで、売春の問題は入つておりませぬ。また永住権の資格を緩和し、特別に広い範囲に与へてゐることもやむを得なかつたかと思ひますが、ただ将来、少数民族の問題が起つてくるのが私は心配でございませぬ。むしろ希望者には日本に帰化をさせる、帰化の条件をもつと緩和して、日本人の中にもじつてもらうようにすることが適當だと、私は考へるのであります。ところが、今度の協定、法律等では、帰化の問題には全く触れておりませぬ。現実には帰化の問題はむしろかしくなつてゐるらしいと聞きます。これは私のどうしても納得できない点であります。

非常な熱心にあつて押しをしてゐること、あるいは相手の韓国の朴大統領、あるいは韓国が出兵してゐるベトナムのカオキ総理等が、それをにおわせられること等でありませぬ。私も、特に婦人の立場から、再び戦争に引つぱり込まれることは、まづびらごめんでありませぬ、これは保守、革新を問わないと思ひます。この点を特に佐藤総理に申し上げておきたいと思ひます。

第三の反対の理由は、今度の条約、協定は、どうもNEATO軍事条約になつていくらしいといふ心配がございませぬ。(拍手)条約、協定には、佐藤総理、椎名外相がおっしゃいますように、軍事的な協力には全く触れておりませぬ。総理は特に、海外派兵等は憲法の関係もあつてできない、絶対にしませぬとおっしゃつてはおりませぬ。しかし、特別委員会での論議、あるいは公聴会を聞いたりいたしてゐるうちに、私の心配がだんだん出てきました。それはアメリカが最初から

第四の反対の理由は、韓国でも日本でも、相当な反対があること、特に韓国の反対が私は心配でございませぬ。特別な関係にある韓国との友好親善に、韓国のほうに強い反対がある。国会では与党だけで採決をし、学生等の反対には軍隊をもつて鎮圧をしてゐるようでありませぬ。反対は少数である政府は言つていらつしやうですが、韓国の指導層が日本を信頼してゐない。再び日本から経済的な侵略を受けるとはなはだしいか等々の心配からだと聞きますが、これは非常に私は重大だと思ひます。なぜ韓国の野党及び指導層の人たちの支持が得られなかつたのか。それまで少し、私は待つてもよかつたのではないかと思ひます。

第五の反対の理由は、北鮮との関係に何の見道もなく、また、日本国内に在る朝鮮人の間に、いままで以上に三十八度線深くする心配があるからでございませぬ。朝鮮人という場合、私どもは、南北の差別なく、親愛の情を感じ、過去において日本の為政者のとつた申しわけのない態度に対し、連帯の責任を感じます。したがつて、南北統一後、全朝鮮と友好親善が結びたかつたと思つております。しかし、それは遠い将来かもしれないから、まず韓国と親善関係を進めることもやむを得なかつたと思ひます。そこで私は、総理、外相の、北朝鮮とは白紙で関係がない、こういう立場には納得ができません。たとえ共産主義はきらいでも、いわゆる政経分離で、経済交流、文化交流等を行ない、少しでも北鮮の人たちのしあわせになるように考へていただきたいと思ひます。政府は、インドネシアとマレーシアとの妥協の工作

を買って出ておいでになりましたが、そんな遠いところより、近い南北朝鮮の統一に私は努力をしていただきたい。せめて東西ドイツのように、手紙の往復あるいはクリスマスとかなんとかいうときに、親子、親族が面会ができるように、私は、日本の政府が将来尽力をしていただきたい、これをお願いしておきます。

なお、日本在留の朝鮮人の間には、すでにある程度の三十八度線があり、南北に分かれているようであり、今度の協定の結果、南の韓国人を優遇するようになり、政府は、日本国内での三十八度線をいまい上に深くしないように、南北平等の扱いをするように、私は特に政府当局にお願いをしたいと思います。

なお、私どもは、この案件の採決には、いままでの自民党の採決のしかたに対してプロテストする意味において、私どもも参加しないことにはいたしました。私どもを野党と一緒に行動させるといふことは、それは自民党の方があまりにひどかったからであります。

これをもって私の討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより採決をいたします。  
まず、「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めの件」を問題に供します。

表決は記名投票をもつて行ないます。本件を承認することに賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(重宗雄三君) 投票漏れはございません

か。——投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

○議長(重宗雄三君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(重宗雄三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

白色票

〔拍手〕

青色票

よつて、本件は承認することに決しました。(拍手)

賛成者(白色票氏名)

- |         |        |
|---------|--------|
| 瓜生 清君   | 片山 武夫君 |
| 中沢伊登子君  | 高山 恒雄君 |
| 森田 タマ君  | 植木 光教君 |
| 和田 鶴一君  | 向井 長年君 |
| 中上川アキ君  | 沢田 一精君 |
| 二木 謙吾君  | 野知 浩之君 |
| 中村 正雄君  | 前田佳都男君 |
| 伊藤 五郎君  | 林田 正治君 |
| 吉江 勝保君  | 會本 益君  |
| 白井 勇君   | 梶原 茂嘉君 |
| 岡村文四郎君  | 木暮武太夫君 |
| 大野木秀次郎君 | 草葉 隆圓君 |
| 宮崎 正雄君  | 柳田桃太郎君 |
| 山内 一郎君  | 園田 清充君 |
| 船田 護君   | 藤田 正明君 |
| 平泉 涉君   | 八田 一朗君 |
| 土屋 義彦君  | 木村 陸男君 |
| 高橋文五郎君  | 内田 俊朗君 |
| 大森 久司君  | 丸茂 重貞君 |
| 源田 実君   | 熊谷太三郎君 |
| 小林 篤一君  | 山崎 齊君  |

川野 三曉君

日高 広為君

石井 桂君

大竹平八郎君

鈴木 万平君

鍋島 直紹君

大谷 贊雄君

佐藤 芳男君

中野 亨弘君

田中 茂穂君

井野 碩哉君

重政 庸徳君

平井 太郎君

杉原 荒太君

中野 文門君

後藤 義隆君

山本 利壽君

内藤馨三郎君

西村 尚治君

高橋雄之助君

岡本 悟君

楠 正俊君

栗原 祐幸君

岸田 幸雄君

谷村 貞治君

木島 義夫君

徳永 正利君

天坊 裕彦君

仲原 善一君

森部 隆輔君

斎藤 昇君

植村 春彦君

迫水 久常君

八木 一郎君

青木 一男君

小沢久太郎君

小山邦太郎君

吉武 恵市君

温水 三郎君

龜井 光君

稲浦 鹿藏君

柴田 榮君

鹿島 俊雄君

横山 フク君

青柳 秀夫君

平島 敏夫君

古池 信三君

近藤 鶴代君

石原幹市郎君

笹森 順造君

林屋亀次郎君

河野 謙三君

竹中 恒夫君

堀本 宜実君

玉置 和郎君

任田 新治君

中村喜四郎君

長谷川 仁君

奥村 悦造君

黒木 利克君

久保 勘一君

米田 正文君

村上 春蔵君

山本 杉君

大谷藤之助君

西田 信一君

松野 孝一君

津島 文治君

塩見 俊二君

新谷寅三郎君

松平 勇雄君

山下 春江君

安井 謙君

小林 武治君

高橋 衛君

廣瀬 久忠君

田村 賢作君

櫻井 志郎君

金丸 富夫君

赤間 文三君

江藤 智君

三木與吉郎君

木内 四郎君

上原 正吉君

中山 福藏君

谷口 慶吉君

北畠 教真君

青田源太郎君

井川 伊平君

森 八三一君

西郷吉之助君

紅露 みつ君

増原 恵吉君

小柳 牧衛君

○議長(重宗雄三君) 次に、「日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条の漁業に関する水域の設定に関する法律案」、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の家施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案」、及び、「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案」全部を問題に供します。

表決は記名投票をもつて行ないます。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(重宗雄三君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

昭和四十年十二月十一日 参議院会議録第十四号

昭和四十年十二月十一日 参議院會議録第十四号 日本國と大韓民国との間の基本關係に関する条約等の締結について承認を求めの件(前会の続)外三件

○議長(重宗雄三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百三十七票  
白色票 百三十七票  
青色票 なし  
よって、三案は可決せられました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名 百三十七名

- 瓜生 清君 片山 武夫君
- 中沢伊登子君 高山 恒雄君
- 森田 タマ君 植木 光教君
- 和田 鶴一君 向井 長年君
- 中上川アキ君 沢田 一精君
- 二木 謙吾君 野知 浩之君
- 中村 正雄君 前田佳都男君
- 伊藤 五郎君 林田 正治君
- 吉江 勝保君 曾祿 益君
- 白井 勇君 梶原 茂嘉君
- 岡村文四郎君 木暮武太夫君
- 大野木秀次郎君 草葉 隆園君
- 宮崎 正雄君 柳田桃太郎君
- 山内 一郎君 園田 清充君
- 船田 護君 藤田 正明君
- 平泉 涉君 入田 一朗君
- 土屋 義彦君 木村 陸男君
- 高橋文五郎君 内田 俊朗君
- 大森 久司君 丸茂 重貞君
- 源田 実君 熊谷太三郎君
- 小林 篤一君 山崎 齊君
- 川野 三暎君 温水 三郎君
- 日高 広為君 龜井 光君
- 石井 桂君 船浦 鹿藏君
- 大竹平八郎君 柴田 榮君
- 鈴木 万平君 鹿島 俊雄君
- 鍋島 直紹君 横山 フク君
- 大谷 賛雄君 青柳 秀夫君
- 佐藤 芳男君 平島 敏夫君
- 劍木 亨弘君 古池 信三君

- 田中 茂穂君 近藤 鶴代君
- 井野 碩哉君 石原幹市郎君
- 重政 庸徳君 笹森 順造君
- 平井 太郎君 林屋亀次郎君
- 杉原 荒太君 河野 謙三君
- 中野 文門君 竹中 恒夫君
- 後藤 義隆君 堀本 宜実君
- 山本 利壽君 玉置 和郎君
- 内藤登三郎君 任田 新治君
- 西村 尚治君 中村喜四郎君
- 高橋雄之助君 長谷川 仁君
- 阿木 悟君 奥村 悦造君
- 楠 正俊君 黒木 利克君
- 栗原 祐幸君 久保 勘一君
- 岸田 幸雄君 米田 正文君
- 谷村 貞治君 村上 春蔵君
- 木島 義夫君 山本 杉君
- 徳永 正利君 大谷藤之助君
- 天坊 裕彦君 西田 信一君
- 仲原 善一君 松野 孝一君
- 森部 隆輔君 津島 文治君
- 斎藤 昇君 塩見 俊二君
- 植竹 存彦君 新谷寅三郎君
- 迫水 久常君 松平 勇雄君
- 八木 一郎君 山下 春江君
- 青木 一男君 郡 祐一君
- 安井 謙君 小沢久太郎君
- 小林 武治君 小山邦太郎君
- 高橋 衛君 吉武 惠市君
- 廣瀬 久忠君 田村 賢作君
- 谷口 慶吉君 櫻井 志郎君
- 北高 教真君 金丸 富夫君
- 青田源太郎君 赤間 文三君
- 井川 伊平君 江藤 智君
- 森 八三一君 三木與吉郎君
- 西郷吉之助君 木内 四郎君
- 紅露 みつ君 上原 正吉君
- 増原 恵吉君 中山 福藏君

小柳 牧衛君  
○議長(重宗雄三君) 本日は、これにて散会いたします。  
午前十時十四分散会

出席者は左のとおり。

- 議長 重宗 雄三君  
副議長 河野 謙三君
- 議員
- 鬼木 勝利君 原田 立君
  - 瓜生 清君 山高しげり君
  - 黒柳 明君 矢追 秀彦君
  - 片山 武夫君 中沢伊登子君
  - 石木 茂君 市川 房枝君
  - 中尾 辰義君 浅井 亨君
  - 高山 恒雄君 森田 タマ君
  - 植木 光教君 和田 鶴一君
  - 日代富士男君 二宮 文造君
  - 北條 喬八君 向井 長年君
  - 中上川アキ君 沢田 一精君
  - 二木 謙吾君 野知 浩之君
  - 多田 省吾君 小平 芳平君
  - 中村 正雄君 前田佳都男君
  - 伊藤 五郎君 林田 正治君
  - 吉江 勝保君 渋谷 邦彦君
  - 鈴木 一弘君 曾祿 益君
  - 白井 勇君 梶原 茂嘉君
  - 岡村文四郎君 北條 浩君
  - 辻 武寿君 和泉 覚君
  - 柏原 ヤス君 木暮武太夫君
  - 大野木秀次郎君 草葉 隆園君
  - 宮崎 正雄君 柳田桃太郎君
  - 山内 一郎君 山本茂一郎君
  - 園田 清充君 船田 護君
  - 藤田 正明君 平泉 涉君
  - 八田 一朗君 土屋 義彦君

- 木村 陸男君 高橋文五郎君
- 内田 俊朗君 大森 久司君
- 丸茂 重貞君 源田 実君
- 熊谷太三郎君 小林 篤一君
- 山崎 齊君 川野 三暎君
- 温水 三郎君 日高 広為君
- 龜井 光君 石井 桂君
- 船浦 鹿藏君 大竹平八郎君
- 柴田 榮君 鈴木 万平君
- 鹿島 俊雄君 鍋島 直紹君
- 横山 フク君 大谷 賛雄君
- 青柳 秀夫君 佐藤 芳男君
- 平島 敏夫君 劍木 亨弘君
- 古池 信三君 中村 正雄君
- 近藤 鶴代君 井野 碩哉君
- 石原幹市郎君 重政 庸徳君
- 菅森 順造君 平井 太郎君
- 林屋亀次郎君 杉原 荒太君
- 中野 文門君 竹中 恒夫君
- 後藤 義隆君 堀本 宜実君
- 山本 利壽君 玉置 和郎君
- 内藤登三郎君 任田 新治君
- 西村 尚治君 中村喜四郎君
- 高橋雄之助君 長谷川 仁君
- 岡本 悟君 奥村 悦造君
- 楠 正俊君 黒木 利克君
- 栗原 祐幸君 久保 勘一君
- 岸田 幸雄君 米田 正文君
- 谷村 貞治君 村上 春蔵君
- 木島 義夫君 山本 杉君
- 徳永 正利君 大谷藤之助君
- 天坊 裕彦君 西田 信一君
- 仲原 善一君 松野 孝一君
- 森部 隆輔君 津島 文治君
- 斎藤 昇君 塩見 俊二君
- 植竹 春彦君 新谷寅三郎君
- 迫水 久常君 松平 勇雄君
- 八木 一郎君 山下 春江君

昭和四十年十二月十一日 参議院會議録第十四号

青木 一男君	郡 祐一君
安井 謙君	小沢久太郎君
小林 武治君	小山邦太郎君
高橋 衛君	吉武 惠市君
廣瀬 久忠君	鈴木 市藏君
達田 龍彦君	前川 旦君
戸田 菊雄君	竹田 現照君
山崎 昇君	木村美智男君
村田 秀三君	小野 明君
田村 賢作君	矢山 有作君
野々山一三君	瀬谷 英行君
谷口 慶吉君	櫻井 志郎君
北島 教真君	金丸 富夫君
杉山善太郎君	林 虎雄君
大森 創造君	青田源太郎君
赤間 文三君	井川 伊平君
江藤 智君	小柳 勇君
横川 正市君	藤田藤太郎君
相澤 重明君	森 八三一君
三木與吉郎君	西郷吉之助君
木内 四郎君	岡 三郎君
永岡 光治君	藤田 進君
柳岡 秋夫君	紅露 みつ君
上原 正吉君	増原 恵吉君
中山 福藏君	小柳 牧衛君
田中 一君	佐多 忠隆君
北村 暢君	鈴木 強君
大和 与一君	岩間 正男君
須藤 五郎君	春日 正一君
森 勝治君	鈴木 力君
中村 波男君	川村 清一君
大橋 和孝君	田中 寿美君
稲葉 誠一君	吉田忠三郎君
渡辺 勘吉君	小林 武君
松本 賢一君	佐野 芳雄君
中村 順造君	野上 元君
千葉千代世君	山本伊三郎君
武内 五郎君	森中 守義君

國務大臣

松永 忠二君	占部 秀男君
森 元治郎君	光村 甚助君
大河原一次君	伊藤 顕道君
中村 英男君	久保 等君
秋山 長造君	大矢 正君
亀田 得治君	加瀬 完君
阿部 竹松君	近藤 信一君
大倉 精一君	松澤 兼人君
小酒井義男君	椿 繁夫君
成瀬 幡治君	鈴木 壽君
木村福八郎君	藤原 道子君
岡田 宗司君	加藤シツエ君
羽生 三七君	野濤 勝君
松本治一郎君	

政府委員

内閣総理大臣	佐藤 榮作君
法務大臣	石井光次郎君
外務大臣	椎名悦三郎君
大藏大臣	福田 赳夫君
文部大臣	中村 梅吉君
農林大臣	坂田 英一君
運輸大臣	中村 寅太君
國務大臣	松野 頼三君
内閣官房長官	橋本登美三郎君
内閣法制局長官	高辻 正巳君
法務省民事局長	新谷 正夫君
法務省入国管理局長	八木 正男君
外務省アジア局長	後宮 虎郎君
外務省經濟局長	中山 賀博君
外務省条約局長	藤崎 萬里君
水産庁次長	石田 朗君

明治二十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価 一部 二十五円 <small>(たてしき買紙は三十円)</small> <small>(郵送料別)</small>
発行所 東京都港区赤坂奥町二番地 大蔵省印刷局 電話 東京 五八二 四四二(六)